

昭和十六年十一月

第五回人口問題
全國協議會
研究意見(要旨)

財團法人
人口問題
研究會



(以印刷代謄寫)

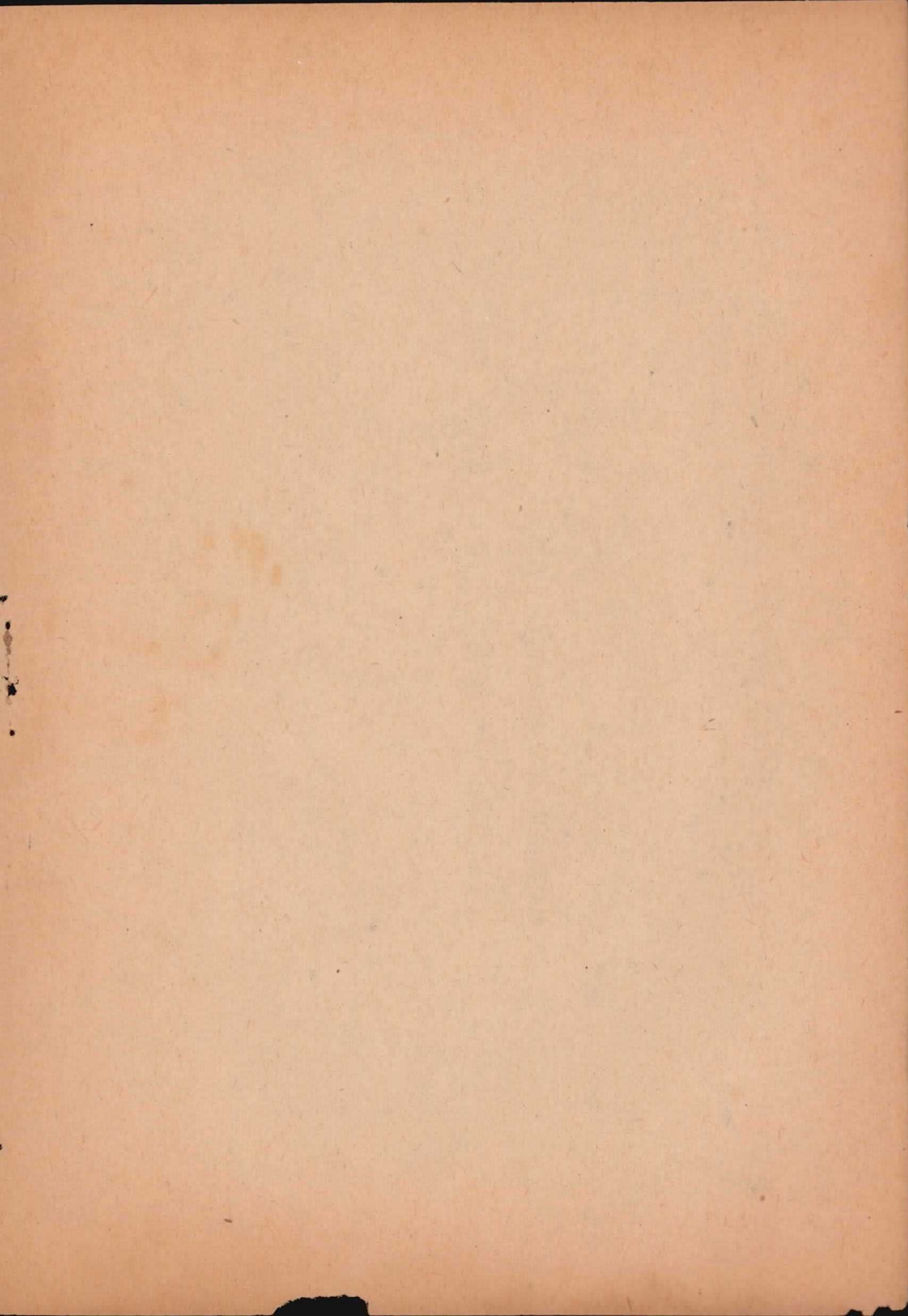
目次

總議題	一頁
第一議題	三
第二議題	二二
第三議題	五五
第四議題	一三四
參考附錄(人口政策確立要綱)	一九一

總議題

我國の人口並に人口政策に關する諸問題

——特に「人口政策確立要綱」に關聯して——



第一議題 人口に關する基礎的問題

(第一日)

1 我が國の最大人口收容力と在外人口配分について

野 間 海 造

(東京帝大農學部助教授)

我が國の人口増加の趨勢が増加率の多少の低下傾向を考慮にいれても三十年後には一億を突破するし、人口政策を實施すれば二十年後には一億に到達するといふ。然し我國の人口收容力は必ずしもその増加人口全部を抱擁するとは言へない。

人口の收容力は生産活動の上昇に人口増加が凡そ追隨し且つ生活程度の維持、出來得べくんば向上を前提として推算されねばならぬ。而して我國の生産活動の上昇は東亞共榮圈内に於ける資源の開發と市場の培養とに第一義的に依存する。

然るに我國の産業別職業別人口を點檢するに、人口の收容力に就き相當の發展的餘力を殘すものは工業を最大とし、公務自由業、水産業、家事にして、農業は既に絶對過剩の段階に在り、商業の將來も餘り多く期待することが出

來ない。鑛業、交通業亦然りである。

由つて工業化に發展の重心を置いてその他も附隨的に活潑化するとして、有業人口の將來を列國の夫れと比較し凡そ最大限を推測してみると、我が有業人口の最大飽和點は極めて樂觀的な推算に於ては四千二百萬、生活程度の向上を希望して稍々内輪に計算すれば四千萬前後と考へられる。此の數字は勿論東亞共榮圈の經濟ブロックが日本の指導下に極めて好調に自由に發展することを豫定してである。而してその爲には年々五十數萬の有業人口が増加することを要する。

然る時は總人口に對する有業率を現在の夫れよりも若干高くなるべきものとして假りに五〇%とすれば、右最大有業人口を此の有業率により還元して總人口八千萬乃至八千四百萬を得る。これが樂觀的經濟發展に於ける我が最大人口を示すものと言ひ得る。此の數は將來人口の豫測に於て昭和二十五年頃に到達する筈である。しかも世界的恐慌の襲來ありとせば數百萬以上の失業人口をすら考へねばならぬ最大飽和點である。

右の最大人口を發展的に抱擁する爲にも、又過剩となるべき人口を豫め防止しつつ、我が國防國家の建設と、我が民族が東亞共榮圈有色民族の中核となつて東亞全域の繁榮を招來する爲に、我が在外人口の配分を東亞廣域國土計畫と連結せしめて、我民族が海外へ大量に流出分散定住して東亞の發展に方向付けることが強く要請される。特に東亞の食糧及び原料の供給がその人口増加に對應して計畫的に進められなければならない。

然しながら今日の我が在外人口は滿洲、關東州及び委任統治諸島の政治圏を除外すれば僅々八十萬餘に過ぎない。

右除外を一括しても二百萬前後である。この貧弱なる實數の現状とその推移を以てしては、東亞共榮圈を我が民族的指導により經濟開發を遂行せんとする將來は計畫的には樂觀が許されない。

試に列強の在外人口分布と比較して見る。血液分布の觀點よりすればアングロサクソンは本國外に五千萬を有し、ドイツはゲルマン民族を本國の周邊、兩米大陸その他に三千數百萬、イタリーは在外人口を國籍によつて概算しても一千萬、中華民國の在外華僑は八百萬餘等の如く、經濟的政治的勢力の大なるに相應して民族分布も驚くべく大である。而して白人人口七億中ヨーロッパに在るものは五億、他の二億はかくして全世界に撒布され、世界の大部分を支配し、有色人十三億餘を指揮しつのである。

白人の民族流出の過去を顧ると三百年の歴史を有するとは言へ、その主要なる大量流出は十九世紀中葉以後二十世紀の初頭第一次大戰に至る僅かに八十餘年が最盛期であつた。その間は白人人口に於ける人口壓力の大きが推進の原動力の一つであつた。然し今日では周知の如く多くの白人人口は停滞的若くは減退の兆をすら示す。とりも直さず海外發展の將來性はも早白人には期待すべくもない。これに反して我が民族の膨脹發展は一方人口壓力に推進せられつつ、他面生産活動の活潑化に伴ひ、人口疎なる大陸及び南洋を生産立地としてその死藏資源開發に向はなければならぬ。近き將來に於ける最大人口收容力の示唆は之に拍車をかけるものであり、それも年々三十萬以上の大量流出を實行するのでなければ、國內工業化の積極的實現をも期することが出来ないのである。

2 内鮮混血兒の研究

六

水島治夫

(九州帝大醫學部教授)

三宅勝雄

(九州帝大醫學部)

大和民族の東亞大陸に於ける發展進捗に伴ひ、近隣諸民族との接觸愈々繁くなり、惹いて之等との混血が起る。又半島より内地に流入する人口も輕視すべからず、彼等の中には行く／＼内地に永住し、遂に混血して終ふ者も少くないであらう。斯る狀勢下に於て、内鮮混血兒の素質を檢討し、將來の指針の材料としておくことは頗る緊要であらう。朝鮮及西部日本に現住してゐる内鮮混血國民學校兒童四九三名に就き體格(身長、胸圍、體重、坐高)、智能(學業成績)、品性等に就き調査し、その結果を純内地人及朝鮮人兒童と比較したのである。

4 臺灣本島人の將來人口に就て

曾田長宗

(臺北帝大熱帶醫學研究所)

唯に臺灣本島人自體の人口問題を論ずるのみならず、臺灣に於ける内地人々口の按配を考慮する上にも、臺灣本島

人々の將來に於ける増加趨勢を明かにする事が必要である。然るに、臺灣に於ては、父或は母の年齢別出生率等將來人口の推定に必要な資料を欠き、之れ迄其の試を見なかつた。

演者は、或は諸種なる資料に就て Pearl-Reed の Logistic curve を當て嵌め、或は出生率、死亡率の年次的變化に一定の假定を設けて、將來人口の推計を試み、最大人口七百萬乃至二千九百萬と云ふ大きな開きを持つ幾つかの結果を得た。演者は之れを臺灣の土地面積、耕地面積と比較し、世界各地の事例と對照して、概ね最大人口一千餘萬程度の人口増殖曲線が最も「有りさうな」ものでは無いかと思量する。

5 滿洲に於ける大家族制

善 生 永 助

(滿洲國總務廳囑託)

- 一、大家族の構成
- 二、大家族生活
- 三、大家族の分布
- 四、同族部落の發生
- 五、大家族の利弊

6 東亞諸民族の人口資質に於ける宗教的影響

長谷川良信

(大正大學教授)

(第二日)

1 人口政策確立要綱の實現に必要な根本的推進力に就て

西野入徳

(早稻田大學教授)

健全なる人口政策は正確なる事實の上に立脚する科學的劃策たるを要するは論を俟たぬ所であるが、是が實現具體化に最も必要なる原動力は決して科學や理窟ではない。それは魂である。即ち第一には國民民をして雄健崇高なる民族的使命感を確保憧憬せしむる事であり、第二には該使命達成の爲めには水火をも厭はず勇往邁進せでは止まぬ實行的热意に燃えしむる事でなければならぬ。是絕對に必要な根本的推進力にして、是を缺如せんか如何に完全無缺な

る人口政策を樹立すると雖も、それは畢竟畫餅以外の何物でもあり得ざる事はフランス又ベルギーの實例に徴するも明かである。

斯る見地より私は甚だ僭越ではあるが斯の要綱趣旨中に掲げられたる使命に左の一句を補足して欲しい。(○を附せし句)

「東亞共榮圈ヲ確立シ其悠久ニシテ健全ナル發展ヲ圖リ、更ニ進ンデ全人類ノ福祉ヲ永遠且公正ニ保持スルハ是皇國ノ使命ナリ」

次に該使命達成の爲めに昭和三十五年迄に内地人口を一億に達せしむるを目標となし、其實現手段として出生率を三一・六、死亡率を一一・七、即ち自然増加率を約二〇・〇たらしめんとの計劃は甚だ望まじき事ではあるが、之が實現は並大抵の事では不可能である。蓋し日本現在の文化程度と略同程度の文化に達したる民族にして二〇に近き自然増加率を示す者を私は寡聞にして之あるを未だ聞かない。又本邦の事實に徴するも出生率三五に近き昭和元年の自然増加率すら僅に一五・五九に過ぎず、其後は年々低下の大勢にあり、殊に近年は人口の都市集中と事變との爲めに益々低下度を高めつゝある。故に閣議により確立せられたる人口政策の實現は物質的援助や醫療衛生施設等單なる經濟的或は生物學的處置文では到底達成し得べくもない。更に〳〵肝要なる根本問題は世に前例を見ざる程の強烈なる上下全國民の靈的一大覺醒を喚起すると共に、斯る覺醒に基き人口を大いに増加せしむるに好都合なる社會的雰圍氣を創設する事である。

是が爲め日本が今直に實行に着手せねばならぬ事が四つある。(一)各家庭に健全なる信仰生活を振興し國民をして日々天來の靈感に接せしむる事、(二)國民皆農制を確立實施し國民をして日常土に親ましむる事、(三)教育の制度及内容を改善し各人の性能と國家の必要に應じて就學を統制すると共に如何なる學科を専攻する者にも信仰的修練と農業實踐とを必修せしめ魂の教育をする事、(四)社會一般は人材登庸制を改革し現在の學歷第一主義を廢し人物實力第一主義とする事はである。

2 人口發展の根源たる皇道世界觀人間性恢復と伸張に就いて

平 出 庸 一

(日本赤子會)

3 東亞諸民族との關係に於て見たる日本民族人口に關する問題

保 科 正 昭

(比律賓協會理事長)

日本民族人口の増加方策は本協議會議題第二及第三に於て論ぜらるゝものゝ外本邦企業の海外進出に依るものを考慮する要あるべし。企業の海外進出は第一に日本移民の需要を喚起し其結果日本人口の増加を促す素因となり、第二

に貿易の伸張、本邦に必要な資源の開発等を招來し間接に日本民族人口の増加を促す結果となるべし。一例として比律賓に付て述べれば目下同地方にある本邦人總數は三萬人弱に過ぎざるも時局安定し殊に同島獨立の曉に於ては同島天然資源の開発の爲め必然的に本邦の資本及技術に對する需要を激増すべし。此の際本邦が誠意を以て同島の開發に協力するに於ては本邦居留民の數は忽ち數倍すべく、又日比貿易の隆昌を促し本邦産業に必要な資源の確保等も亦容易となるべし。

右は獨り比律賓に限らず他の東亞諸國に付ても亦同様なるべし。故に人口問題を研究するに當りては單に出生率の増加、死亡率の減少等の問題のみに局限せず人口増加の根本條件たる産業の發展並に其の根柢たる東亞共榮圈の確立に着眼し所謂積極的人口増加政策を樹立する要ありと信ず。

第二議題 出生増加方策に關する諸問題

(第一日)

1 太寶令に於ける人口制度の概要

加藤 梅四郎

(大東文化學院教授)

我國上代の模範法典である所の太寶令に於て、人口に關する法制が如何なるものであつたかは、今日人口問題の研究の急要なる時に於て、甚だ緊要なる資料といふべきである。

今その大要は戸令を見れば判明するので、之に依つて、其の概要を述べ、現今の制度、習慣に對比して、古今の得失を研究し、將來、重大となるべき人口問題に對し、幾分の寄與でも出來れば誠に幸であると思ふ。今太寶令の記する所を見ると、今日の民法、戸籍、税法、又は社會厚生事業などと相聯關するものがあつて、誠に興味津々たるものがあると考へる。又財産の配分、養老施設などもあつて、參考すべき事柄が中々多いのである。學者の本文に就て委細の研究を進められんことを望むため、此にその概要を述べて、斯界の注意を乞ふ次第である。

2 日本人口史上の妊産婦届出制度

高 橋 梵 仙

(社會事業研究所)

今日日本の人口政策遂行の一として「多子家庭の保護」の事が行はれ、此事實は既に獨・伊國等に於て實施し頗る效果の多かつた旨を盛に述べ、且つ其等の諸國の例に倣ふの必要を力説せられてゐるが、實際には我國に於ては各國に先んじて最も優秀なる施設が行はれてゐる。施政家は口には「日本的なもの」と云ひつゝも自國文化の本質を忘れ未だに外國追従の傾がある。仍て予は茲に我國人口政策の史實につき其一端を披瀝せむとするものなり。

3 徳川時代農村に於ける産兒に就て

内 田 寛 一

(東京文理大教授)

4 結婚年齢分布と出生率との關係

川上理一

(厚生科學研究所)

侯扶桑

(厚生科學研究所)

一國一地方の出生率は其國の經濟狀態、生活様式等に關係することは勿論なるが、特に初婚年齢が重要な因子たるべきことは論を俟たない。婦人の受胎が生物學的に見て年齢と關係し、若くして結婚すればそれだけ餘計に子供を産むのであるから、結婚年齢が早ければ出生率の高いことは當然である。但し晩婚の傾向と避妊の風習とは同一の經濟的因子に依つて支配せらるゝ爲に、結婚年齢のみの影響を統計上より見ることは甚だ困難である。本論の目的は避妊の風習を現在の儘とし、只結婚年齢のみを變化せしめたる時の出生率を理論上より計算せんとするものである。

計算方法

(1) 今與へられたる住民に於ける結婚年齢の分布を $m(x)$ とする。

(2) 若し此の住民に於ける結婚年齢の分布を $m_1(x)$ に變化せしめたる時、出生率は何倍になるかを計算するのが本研究の目的である。

(3) 其には或る年齢に於て結婚せるものは、生殖可能期間中に何人の子供を産むかと云ふことを計算する必要がある。

(4) 其には年齢別出生率の曲線 $\omega(x)$ を用ひると簡單である。

(5) $\varepsilon(x)$ を次の如く現はすと

$$\omega(x) = \int_x^{\infty} F(x) d(x)$$

$\varepsilon(x)$ は直ちに或る人が x 歳にて結婚したる時、今後産むべき子供數を現はす。

(6) 結婚年齢分布が $m(x)$ なる時、此等の人がすべて一生に於て産むべき子供數は次の如くなる筈である。

$$\int_0^{\infty} m(x) \omega(x) dx$$

(7) 又同様に結婚年齢分布が $m_2(x)$ となる時は

$$\int_0^{\infty} m_2(x) \omega(x) dx$$

となる。

(8) 故に結婚年齢分布が $m(x)$ から $m_2(x)$ となる時に、出生率の變化は次の倍數だけとなる。

$$A = \frac{\int_0^{\infty} m_2(x) \omega(x) dx}{\int_0^{\infty} m(x) \omega(x) dx}$$

(9) 此計算は勿論數十年間の問題の平均としての計算であるから、今年 $m(x)$ で來年 $m_2(x)$ に變りたるときの計算には適當しなす。

計 算 例

以上の方法を以て、東京、青森等の比較研究を行つた。

5 本邦女子結婚適齡に關する考察

岩 田 正 道

(東京帝大學醫學部)

結婚適齡查定の産科學的觀點に

- (一) 初産が最も容易で母子共に障礙の少い年齡
- (二) 結婚後最も早く妊娠する年齡 (舉婚年)

(三) 胎兒發育最も良好で、死産、乳兒早期死亡の最も少い初産年齢

(四) 全蕃殖期間を通じて最多數の生産を遂げ得る舉婚年齢

の四がある。元より結婚適齡は獨り産科學的見地のみで決定さるべきものでなく、之に社會的、經濟的關係並に教養等が關聯するのであるが、人的資源確保の要望を満すには上記産科學的觀點が主體となるべきで、他の觀點は從屬的であり、かつ前者に適恰する様改變さるべきものと信ずる。

扱上記四産科學的觀點による觀察報告は未だ餘りに多くないが之を綜括すると、

(一) 最も平易で障碍少い初産年齢は一九歳

(二) 舉婚年齢の遅れる程早く妊娠するが舉婚後一ケ年以内の分娩者頻度を觀察すると一七歳で既に完熟すると認められること

(三) 死産、乳兒早期死亡が最も少く、かつ出生兒の生下體重が最も大なる初産年齢は二三歳とされ、その説く所一様でなく、又第四觀點に就て満足し得べき研究業績の公表は見當らない。

依つて是等の點に就き精しく再檢討する必要あるを感じ、昭和九年以降財團法人泉橋慈善病院にて分娩した初産婦一千餘人につき初産年齢、結婚年齢別に上記事項を觀察した結果と、演者が河崎と共に調査した東京市特別衛生地區模範衛生地區内居住の有夫婦人約二千五百名に就て舉婚年齢、婚姻持續年齢別に觀た生産回數とを綜合し、あらゆる觀點に立脚するも、二十歳未滿の分娩に不利がなく、かつ人口増殖の點にも好都合であると認定する。

此の要望を實現普及せしむるには現時女子教育に一大改革を必要とすべく、就中所謂「母親教育」を徹底させる必要があるから此の點に就き教育者の考慮を切望する。

6 職業婦人の年齢及婚姻關係調査

林 炳 旭

(東京府社會事業協會)

高度國防國家建設途上に於ける人口國策は、當面の勞務要員充足といふ現實課題と照應して、婦人に對し家政的任務と職業的任務の併立負擔を要請してゐる。それは事變前十數年に亘る婦人問題内部の社會的理論を超越無視し、更に之を精算したかの如く全く新たな現實性を帯びた實際問題として浮び上つて來てゐる。ここに職業婦人(勞働婦人を除く)の年齢及在職年限より見たる婚姻關係・子女關係の實證的數字を通して問題の所在を發見し、人口政策上の参考に資したいと思ふ。

本發表は、昭和十六年八月一日現在、東京府下厚生施設二四三團體に従事する職業婦人二、七八八名に對する諸般調査中、配偶關係・年齢・勤務年限・子女關係を中心として集計したものの一部である。社會福利的厚生部門施設從業婦人は、一般産業部門從業婦人に比較して、その精神性・思想性の優位・重要さを認むべく、尙ほその活動内容

の本質からみて、その社會的國家的意義乃至は地位が、婦人職業分野全般の中核に相當すると見てもよいと思はれる。

婚姻別をみれば、二、二五四名（八〇・八〇％）が未婚者であり、五三四名（一九・一五％）が既婚者である。

未婚者の二、二五四名の年齢別は二一歳のもの最も多く（八・〇七％）、二〇歳（七・四五％）、二二歳・二四歳（各々六・三四％）、一九歳（六・〇八％）、一五歳（五・九四％）の順位である。二六歳以上のもの全體の四割に及ぶは注目すべきことであり、結婚最適期と見得べき一九歳乃至二三歳のもの三三・五三％、晩婚止む無き状況に置かれたと見得べき二六歳乃至三〇歳が一八・二八％、その中間二四歳・二五歳は二二・二八％である。三一歳以上は二一・四二％に及んでゐる。

既婚者の五三四名中その六六・八五％（三五七名）は有夫者であり、三三・一五％（一七七名）は夫に死別或ひは生別された婦人で、三分の一の多數に上つてゐる。

未婚者・既婚者を年齢別に比較すれば、二〇歳迄は全員未婚者であり、二一歳の一八六名は未婚者九七・八五％、既婚者二・一五％、二二歳の一四五名は未婚者九八・六二％、既婚者一・三八％、二九歳の八〇名に於ても未婚者八一・二五％、既婚者一八・七五％である。二一歳乃至二五歳の七五八名は、その三・九六％（三〇名）が結婚してゐず、二六歳乃至三〇歳の職業婦人四一二名もその一五・二九％（七十二名）までが結婚してゐない。

生死別者の一七七名は、三〇歳以下の者六・七四％（二二名）があり、四一歳以上が三三・〇五％（一一八名）の多數

に上つてゐる。

更に、有夫者の年齢別にみた子女關係及び職名別・在職年限別等を見ることとする。

年齢別婚姻人員

年齢	未婚		既婚		未婚者		合計	
	人員	百分比	有夫者	計人員	の百分比	人員	百分比	
1、一五歳以下	40	一・七七	100.00	40	一・四三	40	一・四三	
2、一六歳以下	60	二・六七	100.00	60	二・二五	60	二・二五	
3、一七歳以下	101	四・五三	100.00	101	三・六五	101	三・六五	
4、一八歳以下	124	五・五〇	100.00	124	四・四四	124	四・四四	
5、一九歳以下	137	六・〇八	100.00	137	四・九一	137	四・九一	
6、二〇歳以下	161	七・四五	100.00	161	五・一〇	161	五・一〇	
7、二一歳以下	181	八・〇七	九七・八五	181	六・六七	181	六・六七	
8、二二歳以下	143	六・三四	九六・六三	143	五・二〇	143	五・二〇	
9、二三歳以下	126	五・五九	九六・一八	126	四・六九	126	四・六九	
10、二四歳以下	143	六・三四	九五・九七	143	五・三四	143	五・三四	
11、二五歳以下	134	五・九四	九一・一六	134	五・二〇	134	五・二〇	

7 多産の條件に就いて

12、二六歳以下	七	四〇八	九・〇〇	七	一	八	一・五	八〇〇	100	三・五九
13、二七歳以下	八七	三八六	六・四	一一	三	一四	二・六	一三八六	101	三・六三
14、二八歳以下	九四	四・七	八・九	一八	一	一九	三・五	一六八	113	四・〇五
15、二九歳以下	壹	二・八八	八・五	二三	二	一五	二・八	一八七五	118	二・八七
16、三〇歳以下	七四	三・二九	八・三	二二	四	一六	三・〇〇	一七七八	120	三・三三
17、三一―三五歳	一九	八・四七	六・五	八三	二二	一五	一九・六	三三・四	126	一〇・六二
18、三六―四〇歳	二九	五・八	六・七	六六	二五	九	一七・四	四三・三	120	七・五三
19、四一―五〇歳	九七	四・〇	四・三	七四	六三	二六	二五・四	五八・三	133	八・三五
20、五一歳以上	七六	三・三七	四・八	四四	五	一〇	一八・五	五八・二	176	六・三一
計	二、五四	100.00	八〇・八〇	三五七	一七	五三四	100.00	一九・五	二、七八	100.00
%			(六六・八五)	(三三・一五)	(〇〇・〇〇)					

横 田 年

(人口問題研究所)

最初多産の定義に就て一言し、次で問題を個人の多産と民族の多産とに分けて論じ、最後に我民族を多産ならしむ

るに必要な條件に就き觸れようと思ふ。

個人の多産に就いては余が人口問題研究所に於て神奈川縣の多産者に就いて調査せる資料に基き論旨を進め、個人を多産ならしむるに最も必要な條件は婦人の生殖能力の長期繼續であり、従つて將來醫學者に對する宿題として續發不妊症の豫防及治療の研究の重要性に就き注意を喚起する。

次いで岡山縣下の多産漁町に於て行つた調査の結果を簡單に紹介して岡山縣が殆ど全部低出産率町村を以て構成されてゐるのに反し、何故に此の町のみが高出産率を保つてゐるかの原因に就いて考察せる處を述べ、之と他の低出産率村との比較を行ひ、我國の出生率を向上せしむるには日本全體に對する方策と同時に地方別に、又更に細く一府縣の内でも各町村別に夫々の特殊な事情を調査し、對策を講ずる必要がある事を述べようと思ふ。

8 少額所得世帯の多子母性の調査に付て

山 田 良 太 郎

(東 京 市 厚 生 局)

東京市では本市厚生局兒童課の事業施設たる方面館、方面事務所(一三〇所)、産院同附屬乳兒院(五所)、小兒保健所(九所)を利用する要保護世帯の母性並少額所得世帯の母性總數四萬三千二百人中より六人以上の子女を有するもので、滿六歳に至るまで一人も死亡せしめなかつた多子母性六一四名を選出し、その母親の婚姻年齢、現在年齢、母

の初産年齢、夫婦の出生地、家庭の主なる職業等を調査し人口政策に即應する本市の具體方策の資料の一部とした本調査に就て報告する。

9 東京市模範衛生地區内の妊孕状態

岩 田 正 道

(東京帝大醫學部
厚生科學研究所)

河 崎 雪 子

(東京市保健館)

現時婦人の妊孕調査に就ては既に各方面、各地方で實施發表されて居るが、その多くは病、産院に自發的に參集した患婦、妊婦を資料とし、而もその社會階級は甚だ區々として居る。

演者等は一昨年末以來、模範衛生地區内居住の全有夫婦人二、五三〇名につき精確な訊問を行ひ、必要に應じては婦人科的檢診を行つた結果を集計觀察し、以て社會階級の略均一な而も何等選擇しない資料に就ての妊孕状態の真相を把握し得たと信じ、その各事項を説述する。而して特に擧げたい事は、

(一) 流、早、死産が總妊娠數の一割以上を占め、又乳兒死亡率も略同率にあること。

(二) 蕃殖年齢經過者に於て約一五%に及ぶ不妊者ありしこと。

(三) 天然榮養兒の死亡率が混合榮養兒のそれに比べて明かに高率なること。
 等である。前二者の防止が人口増加策上極めて有用な對策であり、又天然榮養兒にも周到な醫學的指導を必要とする
 ことを強調したい。

10 出産力減退の分析

小田 橋 貞 壽

(東京商科大学助教授)

我國の出生率の減退は人口の都市化につれ、又社會制度の個人主義的傾向の増大と共に著しくなつて來た。そこで
 特に都市における人口構成並に諸制度を吟味して、その對策について考へて見たいと思ふ。

11 減食の繁殖に及ぼす影響

速 水 泷

(厚生科學研究所國民榮養部)

勞働力と資材の不足、天候の異變等の不可抗力に禍されて食糧の生産意の如くならず、止むを得ずして減食を餘儀
 なくせしめられる最悪の場合を考慮し、之が對策を樹て置くことも必要なることである。

減食問題に就いては常に勞働力の低下如何が考慮の中心となつてゐるところであるが、そのみでは不十分である。即ち人的資源の重要性愈々強化せる時局下、人口増殖力に及ぼす減食の影響如何を攻究し置くことも甚だ必要とする處である。演者は斯る考へのもとに減食と繁殖との關係に就いて實驗中であるが、その成績の一部を報告せんとするものである。

12 出生増加方策に關する酒害防除及資質強化に關する

禁酒施設に就て

小 鹽 完 次

(日本國民禁酒同盟總主事)

一、出生増加に關する酒害防除について

「アルコールは民族毒なり」とは十九世紀中葉からミュンヘンの學者達によつて唱へられたが、ナチスはこれを實際政治の日程に上げ、人口増強施策として全面的に禁酒政策を採上げ、眞摯果敢な實踐を國民生活の各方面に強化してゐる。

そもく酒を外敵撃滅のための武器(毒物)として作りたる高天ノ原以來の民族的叡智に導かれ、御子の生誕を祝ふに酔はぬ甘酒を以つてし來れる日本民族の人口増強を圖る方策は、その傳統的眞姿に還り、酒を除き酒害を排す

ることを第一義とするものでなければならぬ。なかんづく出生増加方策に關して次の諸項を考へたい。

(イ) 禁酒結婚 婚姻の儀式・披露・諸行事の一切はアルコール飲料を用ひざる方式によること。結婚のそも／＼の發足において胚種毀損・民族逆淘汰の禍根たる細胞毒アルコールを用ひるは不吉であり、經濟的には堪え難い浪費であり、借金、結婚難の原因となる。婚資の三割八分以上が酒宴の費用によつて占められてゐる弊害もこゝに發してゐる。

(ロ) 禁酒課税 家族手當や多子家庭經濟保護も結構であるが、家計の大半を飲んでしまつてゐる飲酒者の存在をそのままにしての補助金支給は効果を期待し得ない惧れが大きい。先づ以て家計困難の大原因をなしてゐる飲酒の弊を除去することがより緊切である。その爲の一方策として酒類に對する課税は思ひ切つて高率なものとして禁止的效果をあげ、同時に其の増徴歳入を以て人口政策の爲めの諸給付の資源とするがよい。

(ハ) 酒害防護委員制度 全國各市町村に酒害防護委員を設け、酒害豫防、禁酒指導、飲酒者教化、飲酒家庭救濟、酒精中毒者救治等の諸事項を公的要務として處理すること。

(ニ) 酒精中毒者矯正所(酒客院)を設けること これは刑法改正草案に示された矯正處分執行の爲めにも急速に開設する要がある。

二、資質強化に關する禁酒施設について

(イ) 兵力増強、健兵政策完遂のために軍隊の禁酒化を斷行すること。なかんづく科學化部隊の禁酒勵行。

(ロ) 勞働力の維持増強のため産業勞務管理は禁酒主義を原則とすること。

(ハ) 農山漁村の都會化を防ぎ村落本來の使命を發揮せしむるため禁酒村の建設を指導獎勵すること。

(ニ) 青少年鍊成は禁酒を鐵則とし指導者は實踐躬行その實をあぐることに、そのかみ聖武天皇の御代においては、「いかに文學に通じ居るものと雖も不飲酒戒を受けし者にあらざれば、官吏、國師に採用せず」との制を立て給ふた。

(ホ) 現行未成年者飲酒禁止法の適用年齢を滿廿五歳未満と改正すること。

大正十一年四月に未成年者飲酒禁止法が施行せられてから、昭和十七年は滿二十年となるので、現に二十歳の若ものは、すべて此の法の庇護のもとに育つて來たものである。これら未だ飲酒の習癖なきものを其のまゝに維持し、將來酒の用なきものとして前進せしめることは、民族生命發展上最緊喫のことであるが、その爲には滿廿五歳未満者禁酒法を制定して現行法に繼續し、禁酒の良習を中斷せしめることなく維持固定せしめることが極めて緊要である。

(ヘ) 國民優生法を改正し、強度なるアルコール中毒者は之を優生手術に附することを得るやうになすべきこと。

13 勞働婦人と生殖問題

二八

佐藤美實

(東京帝大醫學部講師)

最近東京市内軍需工場勞務婦人一、二、五七名につき其生活狀態竝に身體狀況に就き調査したが、其研究諸事項中生殖に關する問題に就て發表しようと思ふ。

第一に就職による結婚年齢の遅延である。昨年、一昨年に於ける余等の行ひし全國出産調査成績の結婚年齢に比して二―三年の遅延を見る。即ち之による出産の放棄が認められるわけである。

第二に妊孕力に就て見るに全國一般婦人の結婚後二年のものと本材料の結婚後二年のものと比較するに本材料に於て約一五%妊孕率が劣つてをる。

第三に流早産率が本調査材料に於て一般婦人よりも遙に大なることを認める。又乳幼児死亡率大にして、殊に本材料の就職前後の乳幼児死亡率の比較でも就職後は三%大である。

以上より職業が生殖竝に人口問題に重大な關係あることを述べやうと思ふ。

14 結核婦人の生殖問題

加 藤 朝 捷

(東京帝大醫學部産婦人科教室)

女子の結核は男子のそれに比べると生殖問題に及ぼす影響は遙に大きい。男子の結核は生殖機能を阻害することが少く、性器結核にまで進展することも尠いのに反して、女子のそれは直接性器結核を招來する率が高い許りでなく、結核菌の毒素或は産出物によつて卵巢自體に變化を及ぼして間接に生殖機轉に悪影響を齎す素地を準備するからである。

生殖適齡期とも云ふ可き二〇—三五歳に於ける吾國婦人の結核死亡總數は約三萬と云はれて居り、その罹患者は死亡者の約一五乃至二〇倍とされてゐるから、吾國の特殊事情に鑑み之を一五倍と査定すれば、同年齡期の罹患者は實に四五萬に達することを知る。之等の人々の中に、結婚生活に堪えないで人口政策上から「マイナス」に働いてゐる者と、結婚生活を營んでも不妊で寄與しない者と、結婚して妊娠したが分娩に堪えないといふ理由から人工流産を餘儀なくされたり、身體狀態の爲め自然に流早産を起したり、妊娠し分娩はしたが弱質兒或は非生活兒を分娩し人口政策に寄與しない者と、自ら分娩後病弱化乃至死亡して「マイナス」に働く者等がある。之等の各々に就いて、結核が如何に影響してゐるか、如何にしたら人口政策の線に沿つた道を進み得るかを述べるつもりである。

15 人口問題と妊娠中毒症

中 津 幸 男

(東京帝大醫學部産婦人科教室)

余は妊・産・褥時母兒死亡の主因たる妊娠中毒症に就て人口問題の觀點から鋭意研究を進めて居るが、先づ妊娠浮腫、妊娠腎、腎炎、子癇に就て今日迄に調査し得た成績の概要を發表して一資料を提供する。

調査材料 吾教室に於ける一九三一—一九四〇年の最近十年間の妊娠浮腫、妊娠腎、腎炎一、五七二例及び子癇一九九例である。

調査成績 一、妊娠浮腫、妊娠腎、腎炎の頻度は七・九六%、子癇のそれは一・〇一%である。二、妊娠浮腫、妊娠腎、腎炎一、五七二例中母體死亡一三例(〇・八三%)あり、うち腎疾患と關係ない合併症によるものを除けば、七例(〇・四五%)となり、其死因は肺浮腫四例、急性心衰弱二例、尿毒症一例である。子癇一九九例中、母體死亡三〇例(一五・〇八%)あり、うち本症と關係ない合併症によるものを除けば二二例(一一・〇六%)となり、其死因は肺浮腫一五例(うち三例は腦出血、又他の二例は常位胎盤早期剝離を合併)、急性心衰弱七例である。三、妊娠浮腫、妊娠腎、腎炎一、六二九例(雙胎五七例)中兒死亡は二二四例(一三・七五%)あり、うち母體腎疾患と關係ない合併症によるものを除けば一九七例(一二・〇九%)となる。子癇二二一例(雙胎一二例)中兒死亡は八一例(三八・三九%)あ

り、うち本症と關係ない合併症によるものを除けば七〇例(三三・一八%)となる。四、妊娠浮腫、妊娠腎、腎炎一、五七二例中人工妊娠中絶したのは七八例(四・九六%)で、近時減少を示す。之を妊娠前半期と後半期に分けて統計觀察すれば、(イ)妊娠前半期では大多數は慢性腎炎で、中絶の適應症に就ては將來の研究に俟つ所が多い。(ロ)妊娠後半期では大多數は純粹の妊娠腎でなく腎炎が合併し、中絶の適應症として最も重要なものは眼底變化で、之に次ぐものは高血壓(二〇一以上)である。吾々は人口問題の觀點から上述の適應症を嚴守し、なるべく中絶の減少を計るべきである。五、重症妊娠中毒症の最善の療法は豫防法である。子癇第一回發作後入院した者と發作前に入院したそれとを比較するに、前者九三例の母體死亡率は一八・二八%、兒死亡率は四六・八八%なるに、後者九八例の母體死亡率は一二・二四%、兒死亡率は三三・七一%で、兩者間に治療效果に著差がある。而して其豫防にはすべての妊婦に豫防的妊娠經過觀察を行ふ事が唯一の不可缺の方法で、最初の六ヶ月は四週毎、七―九ヶ月は二週毎、一〇ヶ月は一週毎に醫學的検査を行ふ必要があり、妊婦國家管理の必要性がこゝにもある。

16 流産・死産の原因と其對策

篠田 糺

(東京帝大醫學部教授)

三上 正

(東京帝大醫學部助手)

東北地方にて流産・早産・死産せる二、四〇〇名の婦人に就て其原因を調査せる結果を報告し、之が豫防對策に就て意見を述べ。

17 流産・早産・死産と人口問題

——殊に妊婦届出制の意義に就て——

瀬木 三雄

(東京帝大醫學部産婦人科教室)

流産・早産・死産の防止が母性保護問題の核心をなす事は云ふ迄もなく、その對策實施の重要性に就ては既に昨年度の

第五回人口問題
全國協議會
建議案特別委員會
特別委員氏名
(會議番號順)

會議番號	職名	氏名	會議番號	職名	氏名
一七	貴族院議員、公爵	下條 康磨	一七八	日本赤十字社產院產科部長	久慈直太郎
六一	協誠會 參事	岩倉 具榮	一四一	東京市役所兒童課長	河宿 俊風
六六	東京商科大学助教授	永野 順造	一四八	內務省都市計畫課長	石川 榮耀
六七	三井報恩會 參事	小田橋 貞壽	一五九	東京地方委員會技師	竹内 茂代
八二	陸軍大臣(陸軍省)	橫田 忠郎	一六〇	海外興業株式會社 社長	澤美 育郎
一一七	愛育會 常務理事	鎌田 調	一七八	陸軍省衛生課長	田中 館秀三
一一九	海軍中佐(海軍省)	扇 一登	一九五	北海道帝國大學教授	上原 敬三郎
一二二	帝國農會 參事	石橋 幸雄	二〇五	厚生省人口局技師醫學博士	矢々 崎德藏

會議番號	職名	氏名	會議番號	職名	氏名
二六	結核予防會 結核研究所 主任	岡 治道	三九九	大阪市理事(大阪市役所)	藤原 九十郎
二四〇	比律賓協會 理事、子爵	保科 正昭	四〇九	日海產物會 常務理事、日產 火災海上保險會 社務取締役	宇原 義豐
二六四	陸軍少佐(陸軍省)	田熊 利三郎	四三六	日本女子大學校 教授	高良 富子
二九五	日本育兒院長(政界)	五十嵐 嘉廣	四三八	東京研究所 庶務課長	藤田 友作
三〇二	東京帝國大學教授、醫學博士	白木 正博	四四五	興聖院 文化部第一課長	森本 雅雄
三四〇	朝日新聞社 客員	藤田 進一郎	四六五	伯國大學 教授、文學博士	佐藤 清太郎
三四四	衆議院 議員	東郷 實	五一〇	熊本縣 醫師會 會長	谷口 彌三郎
三六一	海外婦人協會 會長	上杉 貴子	五二七	合問題研究所 研究官	根村 當三郎
三七一	國民生活協會	坂戸 幡太郎	本會側建議担当者 以上四拾名		
三七六	慶應義塾大學醫學部 部長	北島 多一			
三八〇	東京女子醫學專門學校 校長	吉岡 彌生			
三八四	華北交通保健科學研究所 衛生科 科長、醫學博士	安倍 弘毅			
三八八	陸軍 主計少將	丸本 彰造	五六一	(幹事)	福永 與一郎
三九一	東京帝國大學助教授	野間 海造	五七〇	(研究員)	神谷 秀夫
			五七六	(研究員)	增田 重喜
			五七七	(研究員)	館 總

委員長

14
知久

本協議會に於て述べた處である。よつて今回は産婦人科學徒の見地から如何なる防止對策がとらるべきであるかを述べる。死産の三大原因は妊娠中毒症、性病殊に梅毒、骨盤位分娩であり、之等に對する對策は一樣でなく個々の方策を併行實施するを要する。即ち死産、早産には主として妊娠中毒症、性病及び骨盤位分娩への治療を徹底し、流産には前兩者と稍々趣を異にしその原因となる可き諸種性器疾患の治療、母體の愛護殊に過勞の防止、切迫流産期に於ける治療を徹底すべきである。以上三者を通じて次の社會的保護施設、施策の實施が切望される。

一、母性教育の改善充實（母性學校設置）母性智識の宣傳強化

二、助産婦の資質向上

三、妊婦診察の勵行

四、職業婦人、勞務婦人の保護強化

五、保健所、母性相談所の充實新設

六、病産院の増新設

七、妊婦食糧の増配

以上實施の前提として先づ妊婦の所在を確定する要あり、この爲めに先づ妊婦届出制を至急實施すべきである。

18 女性の性病と人口問題

澤 崎 千 秋

(東京帝大醫學部産婦人科教室)

性病は戦争を契機として蔓延が助長され、人口損失を來し、民族を衰滅せしめる事は、世界史特に前大戰に引證して明かである。目下世界動亂の眞只中に於て、東亞共榮圈を建設しつゝある我帝國にとつて、恒久の勝利を捷ち得る爲には此の防滅が焦眉の急務である。

然るに性病と人口問題との關係の研究は從來輕視された感があり、正確な資料に乏しいから、防滅具體策の樹立は甚だ困難である。演者は此を母性保護の立場から論じ、我國に於ける現狀を次の如く推定して居る。

(一)我國に於ける一般社會の梅毒罹患率は五%前後で、妊孕可能年齢女子及妊婦の罹患率は其より稍々高い様である。(二)梅毒による人口損失は主に早、死産となつて現はれるが、一般社會の全早、死産との關係は明かではない。病院の統計によると早産の略々一〇—二〇%、死産の二五%前後に梅毒が認められる。(三)梅毒母體兒は娩出後短期間内に死亡する者が多く、此れによる損失も等閑視し得ず、我國一年間の其れによる乳兒死亡は三萬を下らないと想像される。(四)妊婦梅毒の徹底治療によつて、早、死産、梅毒兒が減じ、健康兒は無治療時の三—二〇%が、八〇—一〇〇%に増加する。(五)淋疾の診斷基準は梅毒に於ける血清反應の如く一律でなく、集團實施が困難であるから、

一般罹患率の推定は難しいが、略々一〇%位と考へられる。(六)淋疾による人口損失は重に不妊症によつて起るが、此れは上昇淋の結果であつて、急性、表在性、下部限局淋は本質的意義をもつて居ない。集團調査が困難な爲に不妊との量的關係を窺知し得ないが、近時は從來程過評價されない傾向にある。(七)淋疾は流、早産、前置胎盤、外妊等の原因となつて、人口損失を來す事も考へられるが、不妊に較べれば意義が少ない。(八)淋疾による人口損失の防壓は「ズルフォンアミド劑」によるべきであるが、幾何の効果があるか未知である。(九)此等を根據として推算すれば、毎年性病によつて失はれる人口は約二、三萬となるが、診断と治療の徹底化によつて此れを防滅し得る見込は充分にある。(一〇)診断を徹底化する爲には、(イ)全妊婦をなるべく早期に徹毒の健康診断をする事。(ロ)淋疾の集團調査を目的とする診断の基準を考究する事が必要であつて、治療の徹底化と共に、其の實現は社會的政策と結び付いて居る。而して其の方策の具現に當つては、罹つたものゝ治療よりも、積極的豫防に重點をおくべきである。此の方面から見た母性保護施設の整備は目下の急務である。

19 人口政策實施の機構としての婦人組織に就て

金子しげり

人口政策の確立にあたり、女子の占むる位置の重要性については今更論をまたぬが、この女子として確乎たる民族

的自覺の下に、速かに人口増加並に資質の増強に協力せしむるには、從來の國策協力におけるがごとく抽象的なよびかけ、組織を無視したる動員では斷じて實績をあげ得ないであらう。

政府は高度國防國家體制に則つて婦人團體の一元化を企圖し、すでに新婦人團體の誕生は近きにあるが、全國の女性を打つて一丸とするこの組織において、事業の數項目に亘つて人口政策に關聯するものかゝけて居るとはいへ、中央において確立した方針がこの組織の最末端たる家庭、隣組において實踐せられ、具體的な効果をあげることが、實行に當つて適確なる方策が講じられるのでなければ困難であらう。

こゝに一つの試案として「母性指導員(假稱)の設置を提唱する。これは婦人による婦人の指導網であり、人口政策遂行の一推進力である。

母性指導員は一定の地區を擔當し、地區内の母親に、母性の國家的使命を認識せしめ、保育保健の智識を與へてこれを健全なる母性たらしむべく巡廻指導を行ふものとする。

母性指導員は市區町村において任命し、一町内一部落に一、二名を設置すべく、その地區内の婦人中より選任する。産婆、女教員のごとき専門家も、一般婦人も亦可である。

母性指導員に對しては、指導者としてこれが育成に厚生省人口局母子課並に府縣社會課が當り、講習會、見學その他の方法によりつねにその指導力を培ふことが必要である。

現在乳幼児檢診に協力せしむるを目的として舊體力局が設置した母性輔導員が存在するが、まだ指導者たるの力が

不足であり、また一方婦人方面委員も存在するがこれまた職能的活動に重點をおいて考へれば、この制度の中に吸収することがむしろ妥當であらう。

更に新婦人團體の最下部組織と表裏一體の關係におかれたる町内會、部落會の婦人部は、この指導員をその機構中に包含することによつて、地區における母性指導の混亂を防止することも出来るであらう。

母性指導員はすべて奉仕とし、實費辨償の途をひらいておく事で足りやう。

多額の豫算を要せずして、女性中の指導力を結集し、以てこれを國策の上に活かすことになると思ふが、如何であらうか。

20 人口政策に於ける財政的基礎

——預金部資金の人口政策に對する運用の考慮を求む——

杉 山 和 男

(貯 金 局)

戰時下に於て貯蓄の殊に緊要なるは言を俟たず。而して其の貯蓄の結果が國家當面の必要事に運用せらるゝのみでなく、其の一部が社會・經濟・厚生・人口政策の方面に運用せられることは國防國家建設の見地より觀て當を得たる

ものと信ず。

郵便貯金が大部分を占むる預金部資金の一部を「人口政策確立要綱」中の左記諸方策等に運用せられんことを望む。

記

- 一、家族負擔調整金庫制度に對して
- 一、多子家庭及妊産婦、乳幼児に對する經濟保護の諸方策に對して
- 一、結核療養施設・庶民住宅等に對して
- 一、其他の諸方策諸施設に對して

(第二日)

1 出生増加の主要方策

徳 村 謙 吉

(辯 護 士)

一、日本人(内地)人口の趨勢 私は事變や戰爭等のある度毎に小國、少數民族を氣の毒に思ふと同時に自身が大和民族と云ふ大民族の一員であることを深く感謝するものである。而して世界の情勢は益々我國の大民族であること必要としてゐる。日本が亞細亞の盟主として英、米、ソ聯等の專横を抑制し、八紘一宇の大理想を顯現するには

左の第一表の如き人口情勢に満足して之を放任して置くことは出来ない。最近十年間の我國人口増加率は遺憾ながら低下を示してゐるのである。

第一表 日本内地人口趨勢 (國勢調査に依る)

年次	人口 (單位千人)	五年間の増加		備考
		實數(千人)	人口千に付 (平均)	
大正九年	五五、九六三	三、七七三	一三・一三	經濟恐慌、關東大震災等あり
同十四年	五九、七三六	四、七一四	一五・三〇	
昭和五年	六四、四五〇	四、八〇四	一四・四八	
同十年	六九、二五四	三、八六〇	一〇・八四	
同十五年	七三、一一四	(四、九八五)	(二四・〇一)	

備考 (一)内は支那事變による出生の減少並死亡の増加なかりせばと假想したものである。

二、右日本人口現象の主因 右の表に現はれた人口趨勢即増加率の減退は人口増減の二要素中死亡の増大ではなく(死亡率はむしろ改善されてゐる)出生情態の悪化であつて、私の研究によると其主因は、

第一 國土に關する固着した觀念、即從來の國境に拘泥した觀念から日本國は人口過剰であると妄斷し出産を制限しなければならぬと云ひ、或は日本の人口はこれ位しか増加しないと云ふ豫想をする消極的人口思想の瀰漫した

第二 結婚年齢を上昇せしめたこと、

第三 結婚率の低下したこと、

第四 女子の職業界進出の増加したこと、

第五 大衆の生活難（生活程度の無理な引上もあらんか）の加重したこと、

第六 體力や健康度の低下したこと、

にあると断定せられるのである。これは十種許りの統計を基礎にして調査考究したものであるが、長時間を要する故
主要統計表二、三を掲出して推考の資とし説明は之を省略することとする。

第二表 妻の結婚年齢

調査年	一般平均	初婚者平均	
		A	B
二五五九	二二・九八		一八・三一
二五六〇 (明治三十三年)	二三・〇六		一八・三三
二五六一	二三・一六		一八・八三
右三年平均	二三・〇七		一八・四九

二五七九	二四・三四	二三・三〇	二〇・四八
二五八〇	二四・二六	二二・二二	二〇・五五
(大正九年)	二三・九九	二二・九九	二〇・八七
二五八一	二四・一六	二二・八四	二〇・六五
右三年平均	二四・七二	二三・九二	
二五九六	二四・九六	二四・一六	
二五九七	二五・三四	二四・四一	
(昭和十三年)	二五・〇一	二四・一六	
右三年平均			

備考 初婚者平均Bは昭和九年に行はれた東京市在住者一萬三千餘世帯調査の事實婚年齢。他は通常調査なれば届出年齢と思はる。尙平均は二十年間隔となさんとしたが資料不足により後の部は十七年となつた。

第三表 妻の結婚年齢別全生産力

妻の結婚年齢	平均産兒數	結婚一年遅速による増減	妻の結婚年齢	平均産兒數	結婚一年遅速による増減
一五歳	六・六〇	〇・〇八	一八歳	六・六四	〇・〇五
一六歳	六・六八	〇・〇一	一九歳	六・五四	〇・一〇
一七歳	六・六九		二〇歳	六・四〇	〇・一四

二 五 歳	二 四 歳	二 三 歳	二 二 歳	二 一 歳
五・一七	五・四六	五・七四	五・九九	六・二一
〇・二九	〇・二八	〇・二五	〇・二二	〇・一九
三 〇 歳	二 九 歳	二 八 歳	二 七 歳	二 六 歳
三・五八	三・八九	四・二一	四・五四	四・八六
〇・三一	〇・三二	〇・三八	〇・三二	〇・三一

第四表 教育程度別（女子）出産兒數

高 等 程 度	中 等 程 度	初 等 程 度	不 就 學	總 數
二〇六	三、〇一一	七、九七三	八四六	一二、〇三六
八七九	一三、三七二	三三、三七二	四、四六八	五七、〇九一
四・二七	四・四四	四・八一	五・二八	四・七四

備考 昭和九年東京市統計課調査。

三、人口増加の方策 以上に述べた我國人口増加率低下の原因は何人も否定し得ないところと信ずる。然らば之の

到底對策、即人口増加の方策は自ら明で、是等を除去し往時の情態にかへすと共に積極的方法を取ればよいのである。其普遍的問題は國境に拘泥し先入主となつて居る人口現象に對する消極的思想を排除し、國民全體の氣魄を雄大にし身體を健康にすることである。之に次いでは大衆の生活を相當の程度に保證し、多子なるがために困窮したり、住所をおびやかされることのないやうにすることである。女子の職業進出問題はこの大衆生活難に多大の關聯を持つてゐる。次は結婚年齢の引下と結婚率の増進を圖ることである。以下少しく之を詳述することとする。

人口増加の消極的條件となつてゐる結婚年齢の上昇と結婚率の低下とは殆ど一物の兩面と見てよい程に深い關係のあるもので、其の依て來るところを廣く觀察すれば前に舉げた國民の人口現象に對する思想、健康情態等にも少なからず影響せられてゐると云へるのであるが、極く眞近の主因はと考究すれば教育年限の延長と大衆の生活難とであらうと思ふ。三、四十年前迄は女子教育は尋常小學校だけで終るものが壓倒的多數であつたが、近頃では尋常小學校卒業（新制國民學校初等科）の二、三割は高等女學校に行き、五割位は高等小學校に行つて居り、高等女學校から更に専門學校或は大學に進む者も少くない。そうして從來四年制だけであつた高等女學校が段々五年制になり専攻科を設けるやうになつて來てゐる。高等女學校を卒業すると十八、九歳で三、四十年前の結婚年齢である。更に上級の教育を受けるものは勿論であるが、其他の者も二、三年は種々の見習をしなければ嫁には行かれない。何事が無くても廿一、二歳になつてしまふ。何か特別の係累があつたり事故があればすぐ廿三、四歳になつてしまふ。十八、九歳と廿三、四歳とでは産兒平均數は一人二、三分の差があるのである。一方國民學校卒業程度で終るものは大部分生活難で婚資を稼

いなり家の生活を助けたりしなければならぬので遂に廿二、三を迎へてしまふ。之を制度的になほすには先づ高等女学校の五年制を廢止し、全部四年制とすること。而して専門學校專攻科等も大いに制限し成べく早く家庭訓練を行つて廿歳に達すれば不安なく嫁に行けるやうにする。一方婚資貸與と家族手當制度を確立普及し、兒童の養護教育費の公共負擔を實現し、結婚後の生活不安を解消しなければならぬ。尙之と同時に高等女學校及青年學校女子部には保健衛生の教科を増し、母性としての自覺を進め女子としての教養を深めることに特に意を用ひなければならぬと思ふ。

2 結婚相談事業の社會的意義

田 中 孝 子

(東京市結婚相談所長)

結婚は民族の發展を司り、國家の隆昌を齎すところの最も重大なる意義を有つ。されば之れを從來の如く單なる私事として取扱はるべきものでなく、即ち公事であるといふことを國民全體が意識せねばならぬ。殊に現在東亞共榮圈確立のため人口増加の重要性が痛感せらるる折柄、適良結婚促進のためにはあらゆる方法が攻究せらるべきである。

結婚の方法は時代の變遷につれて種々推移して來たが、今日我國で一般に行はれてゐるものは仲人結婚で、其れに次いで戀愛結婚がある。後者は往々危険が伴ひ易く、前者は動もすれば不正確に陥る憾なきを免れない。此等の缺陷を補ひ、且つ廣範圍に亘つて配偶者の選擇を容易ならしむるものは結婚相談機關である。

私は多年結婚事務を擔當して來た關係上、該事業が結婚促進の上に如何なる役割を有つか、又之れを通して爲される指導理念が國民生活の上に如何なる効果を及ぼすかを検討して見たい。そして此の機關に依る結婚方法の長所と併せて短所をも指摘し、之れが將來に於ける發展性にも言及して、以て識者の批判を仰ぎたいと希ふのである。

3 出生増加方策に關する二、三の意見

山 田 一 夫

(京 都 府 立 醫 大 教 授)

(其一) 花柳病強制治療 不妊を訴ふる患者の大部分は子宮發育不全と喇叭管炎とに起因すと謂ふも敢て過言に非ず。前者に對しては今俄かに適正なる對策を得難き故暫らく之を措き、後者に對して検討するに淋疾に因るもの大部分にして然も其病變著しく激しく爲めに一生不妊に陥るものなり。

又黴毒の産科學的影響を見るに或は習慣性流・早産を來し或は先天性畸形を呈し、幸にして生活兒を娩出すと雖も生後間もなく鬼籍に入るもの多し。

而して之等花柳病は傳染の機會明確にして一般家庭より之を驅逐する事の容易さは結核撲滅の比に非ず。即ち罹病患者をして強制的に早期治療の義務を負はしめ、一面に於て醫師の届出等道義的制裁も加はらば其効果は一層顯著なるべし。

(其二) 檢査法の刷新 他方傳染の媒介所たる遊廓に於ては必ず「コンドーム」を使用せしめ、又接客後は必ず藥液洗滌を勵行し、加ふるに定期檢診を現在よりもより精密に且頻繁に行はしめ、檢査目標の重點を傳染の危險有無に措くべし。

以上(一)(二)の提案にして嚴重に實行せらるゝ時は間接的なりと雖も其結果は可なりの數に於て出産増加を招來するを得べし。

(其三) 「コンドーム」販賣取締 遊廓に於て「コンドーム」強制使用の必要なるは上述の如くなれど、現在市井に販賣せらるゝ「コンドーム」の狀況は寧ろ濫用せられ避妊の目的を助成し居るやの感あり。使用の必要あるものには醫師をして證明せしむる様取計らば妊孕増加に寄與する處あるべし。

(其四) 局處使用婦人病賣藥取締 婦人病患者自ら賣藥を局處に使用したる後外來を訪るゝものを見るに往々にして陸粘膜の著しく腐蝕せられ居るを認む。之等は寧ろ有害無益にして、ために妊孕を妨ぐる事あり。容易く防止しうる事故之が實行を望む。

以上諸項は何れも消極的問題なれど之が實行の曉には、必ずや妊孕若しくは出産増加の方策に貢獻する處あるべし。

4 母性教育の徹底の急務

馬 場 光 三

(産業組合中央會)

人口問題の根本的解決は、一般婦女子の母性任務遂行を、遺憾なからしむるを以て、之を期し得る。

○ 従來の人口政策を見るに、聊か此等の根幹的事項を閑却し、末梢的事項に没頭してゐた觀がないでもない。

○ 母性任務たる結婚、妊娠、分娩、育兒等の、倫理的合理的なる遂行を期する爲めには、學校教育、家庭教育及社會教育に於ける、母性教育の徹底を圖るを以て急務とする。

○ 母性教育の現状を見るに、女子青年學校に於ては、殆ど見るべきもなく、高等女學校等に於ける夫れも、甚だ不
充分である。況や家庭又は社會に於ける、母性教育に至つては、全く世人の考慮の外に置かれてゐる。

○ 又母性教育と言へば、一般に婦女子を對象としてゐるが、此の教育が單に婦女子に對してのみ行はれる丈では、其

の効果を全ふることが出来ぬ。母性任務の遂行を、最も強く制約する一般男子に對し、母性任務に對する理解及倫理的觀念を普及せしめねばならぬ。

○
我が國に於ける母性教育の現状が、斯くの如くである限り、他に百千の人口政策が行はれても、人口問題の根本的解決は出来ぬ。當局を初め學界、教育界等に於ては、特に母性教育の普及徹底に就き、更に積極的なる調査、研究又は施策を急ぎ試みられたい。

5 人口對策上必要なる國民母性教育の實施方法に就て

佐藤 正

(厚生省保險院總務局施設課長)

母性教育は人口對策上極めて必要なる地位に在る。私の謂ふ母性教育とは、婦人に對して家庭母性として必須なる保健的智識を教授し之に伴ふ指導並に教化を實施することである。我國に於ては今日、人口對策が喧傳せられてゐるが、未だ一般に母性保健教育が閑却されてゐる。のみならず、之が實施に關する組織的な方策も樹立されてゐない。余は我國の母性教育の現状と人口増加策の觀點より、母性保健教育の方法と教化内容とに就て一、二の意見を述べて見たらう。

6 人口政策より見たる適齡期の保健教育

水野常吉

(前東京科學博物館長)

人口政策確立要綱の中核をなすものに二方面がある。積極的方面、消極的方面これである。人的資源増強に關する第四の(一)人口増加の方策と、第二の資源増強の方策とは前者に屬し、第四の(二)死亡減少の方策は後者である。

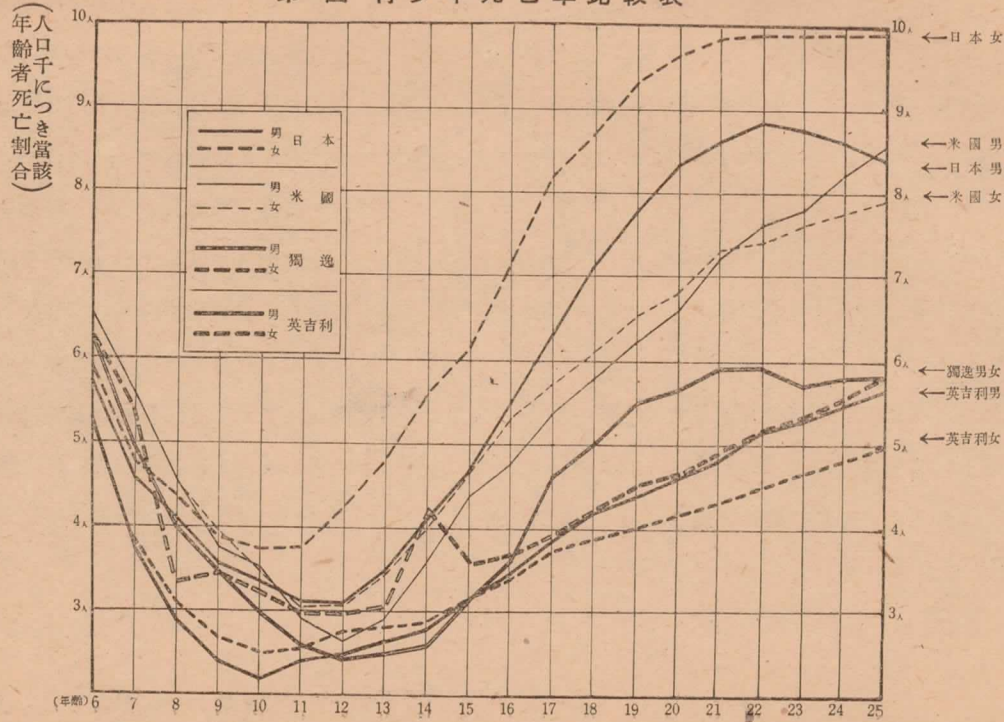
しかも此の兩方面の問題の中樞となるものは「結婚適齡期の男女をして堅實なる身心を保持せしめ、天賦の能力を徒費なく完全に發揮せしむる問題」に歸すると思ふ。

如何に乳幼兒の死亡率が低下しようと、妊孕率が高くならうと、結婚適齡期時代の男女青年が筋骨薄弱であり、死亡率が高いようでは結局妊孕率も低くなり、乳幼兒死亡率も高くなる譯である。

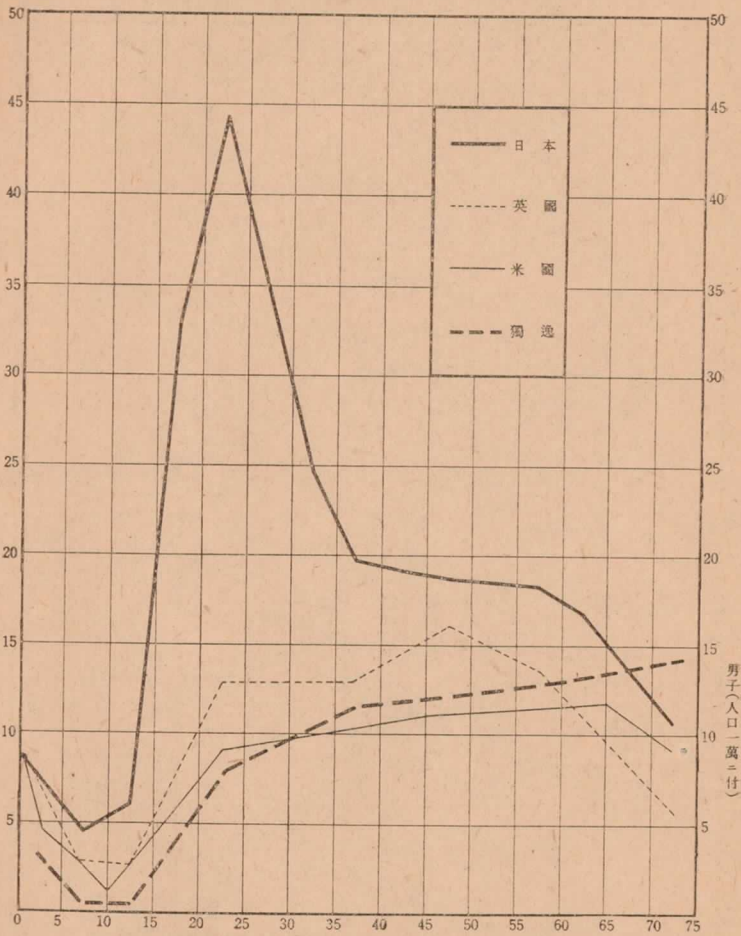
斯かる觀點から、各國青少年死亡率を比較して見ると、第一圖の如く日本青少年死亡率が一番高く、米、獨、英の順になつて居り、人口増殖の大役を受持つ日本女子青年が最高で、適齡期の二十二歳から曲線の高原になつて居る。

一方男子の結核死亡率は第二圖の如く各年齢層を通して日本が斷然高く有難くない世界第一であり、適齡頃に就いて言へば、大體英、獨、米の順に低くなつて居る。これも日本は十五歳より三十五歳頃迄が特に高く、二十歳より三十歳頃所謂結婚適齡者が法外に多くなつて居り、二十三歳が曲線の頂點になつて居る。其の上結核患者の割合は二十

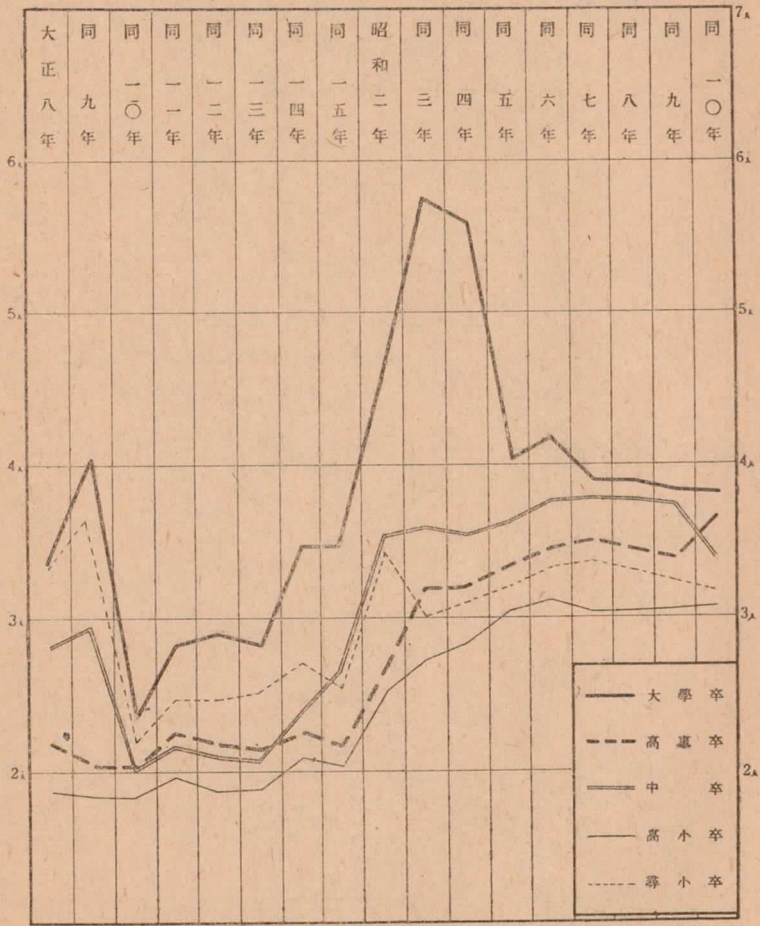
第一圖 青少年死亡率比較表



第二圖 日本適齡者結核死亡率



第三圖 學生之健康



歳頃の者は二十人につき一人位あるとの事である。寔に憂慮すべき事象である。

更に壯丁検査に於ける學校卒業者の内種の率から體格の優劣を推定すると、第三圖は大體に於いて高等小學のみの教育を卒へたる者の體格が最も良く、専門學校、大學と進むにつれて體格が悪くなつて居る事を明示して居る。

茲に於てか余は個人の不幸、家庭の損害、國力の消耗を防ぎ、皇國永遠の進展を期する人口政策の立場より保健教育を徹底せしむるため次の三項を提唱する次第である。

- 一、適齡期前の男女學生に保健鍊成の爲め一定期間特別訓練を實施すべし。
- 一、高等女學校の教科目中に保健科を特設し、實地訓練を施行すべし。
- 一、學校の修業年限は國民學校六年、中等學校三年及五年、専門學校は全部昇格して大學とし其の修業年限は三年とする學制の大改革を斷行すべし。

7 保育並びに保健教育について

三 木 安 正

(愛 育 研 究 所)

國民生活の再編成に際し、保育並びに保健に關する關心を高揚する必要があることは言を俟たないが、それは單なる智識技能の傳達普及に據るべきではなく、生活協同體建設を基調とする保育並びに保健教育の新發足が要請せられる。

例へば現在の季節保育所、共同炊事の如きは、やゝもすれば形式に墮する懼れなしとしない。これが農民自體の生活に立つ經營を期する爲めには、前述の方向による教育活動の強化に俟たねばならない。その爲めには政府はその行政機構並びに指導系統を一元化し、生活科學の研究を振興すると共に、特に師範學校、中等學校、國民學校高等科等の教育を刷新し、勤勞奉仕に對する指導をも強化するを要する。

8 最低生活費と一億人口

安 藤 政 吉

(日本勞働科學研究所員)

今日程國民生活の安定の重要性が強調されてゐるときはない。だが之が實現についての具體的安定方策については殆んど見るべきものがない。

「一億人口」は大國策であるが今日の如き具體的方策が貧困では果して可能であらうか。
一億人口への達成のためには先ず國民生活の安定が確保されなければならない。

此意味に於て國民生活安定としての最低生活費を研究せんとする。

第三議題 死亡減少方策に關する諸問題

(第一日)

1 質と量より見たる我國乳兒死亡の變遷に就て

丸 山 博

(大阪府地方技師)

わが國過去四十年間の乳兒死亡統計は世界に比類のない研究資料であるが、從來は主としてこの貴重な資料も一方的に量的な見方に於てのみ攻究されてきた。

私は第一回人口問題全國協議會以來、乳兒死亡對策に於ける質的指標について報告してきた。即ち「 α 指數」アルファ・インデックスが乳兒死亡の質的指標として役立つことを確かめてきた。

前回は最近の日本内地の乳兒死亡統計に於てアルファ・インデックスと乳兒死亡率とを併用すれば、乳兒死亡對策の重點が如何にきめられるかを述べた。

今回はわが國における四十年間の乳兒死亡率(各年出生百に付一歳未満死亡數)とアルファ・インデックスとの變

化が、歐米諸國の單なる一國の資料では認めがたい乳兒死亡の質と量との變化過程の一般性を表はしてゐることを認め、同時にそれが乳兒死亡の歴史的通則性として認め得られる點について報告したいと思ふ。

現在わが國で利用できる統計あつて以來最近までの資料(註二)に就いて、乳兒死亡率とアルファ・インデックスとを併用して、乳兒死亡の變化する傾向を概説すれば、これを三期に分けて述べることが出来る。

第一期(明治三十二年—三十九年)は乳兒死亡率がほゞ一定(十五%)であつたが、「 α 指數」は増加(一・九—二・一)の傾向を示した。

第二期(明治四十年—大正十四年)は乳兒死亡率が大正七年を境にして前半期では増加(十五—十八%)し、後半期では減少(十八—十四%)したが、「 α 指數」はこの期間を通じて増加(二・一—二・五)傾向を保持した。

第三期(昭和元年—十三年)は乳兒死亡率(十四—十一%)も「 α 指數」(二・五—二・四)も共に漸減の傾向で代表される。

この三期の分け方の社會史的意義づけを得やうとして同資料によつて地方別に乳兒死亡の變遷を検討し、又諸外國の資料(註三)によつて歐米諸國の乳兒死亡の變遷を比較考察した結果、次の如き通則性を發見するに至つた。

小さい「 α 指數」にもとづく高い「乳兒死亡率」が、さらに高まる時には「 α 指數」も必ず大きくなる。

大きな「 α 指數」にもとづく高い「乳兒死亡率」が、下がる時には必ずしも最初から「 α 指數」が小さくなるとは限らないが、「 α 指數」が小さくなる時は必ずくる。

(註一) 生後一ヶ月未満死亡數に對する生後一ヶ年未満死亡數の倍率を指す。この倍率が小なれば乳兒死亡は乳兒の出生前すでに胎内生活期から由來する主なる原因によることを意味し、この倍率が大なれば乳兒の出生後哺育上の缺陷に主なる原因があることを意味する。なほ詳細は第一、二、三、四回の本會報告書及び資料第四十六輯「東北人口」の拙論を參照されし。

(註二) 内閣統計局「人口動態統計」明治三十二年—昭和十三年。

(註三) 國際統計協會 [Aperçu de la Démographie des Divers Pays du Monde] 1914-1936.

2 乳兒の生活環境並生物學的調查研究

齋藤 潔
(厚生科學研究所)

3 乳兒死亡率と保健婦事業

丹羽 昇
(養育會)

臨戰態勢下、乳兒死亡率の低下を計る事は人的資源確保の重要な一要素である。

乳兒死亡率の低下を計るには、先づ母體即ち妊婦を擁護し、更に乳兒の育兒指導する事が肝要である。

由來、東京市江東方面の乳兒死亡率は、甚だ高率を示し、昭和十三年度の東京市の調査に依れば、城東區一四・三七、深川區一三・五、本所區一二・六〇、向島區一三・二六の如く東京市の平均一〇・四三より遙かに高率にあり、全國平均一・四よりも、勿論甚だ高率を示すものである。財團法人賛育會に於ては、つとに此の點に留意し妊婦の擁護として産院を経營し、更に昭和十二年末より保健婦に依り、誕生後退院の乳兒の育兒指導に當らしめてゐるのであるが、其の結果、次の如き好成绩を收め得たのである。

即ち、昭和十四年度中に、賛育會病院に於て、生誕し、其の後引續き本所區、深川區、城東區の三區に居住したる一、六二六名の乳兒に就き調査したる所無事滿一歳の誕生を迎へたるもの一、四九二、不幸誕生を迎へ得ずして死亡した乳兒一三四で、其の死亡率は八・二四であつた。更に、賛育會病院に於て生誕し、訪問地區内に居住して一ヶ年間引續き保健婦に依る指導を受けたる乳兒三九二に就て調査せるに、其中無事誕生を迎へたる者三七一、不幸死亡したる者二一であつた。其の死亡率は五・三六である。

即ち、妊娠中の母體の適當なる指導の實施と、更に乳兒の哺育指導に力を注ぐならば、乳兒死亡率の低下は敢へて困難ならずと云ふ事實を示す一例である。

4 人口政策と少國民增強策

高 良 富 子

(日本女子大教授)

將來の生産と人口の增強擔當者として、戰時下兒童は、平常時以上にその體重、胸圍を始め、諸抵抗力を強化鍊成する必要ある所以は廣く認識さるゝところながら、その具體策としては明確にして實行力ある方策に乏し。

他方我國土全般に渡りて、少國民鍊成教化に適當と思惟せらるゝ氣温、空氣の清澄度、紫外線及オゾン量等を有する山間、林野、臨海湖地域等多く、既設の保護教育增強施設及び遊休諸施設を活用し得る範圍少しとせず。

大都市人口の疎開分散實現の一策としても、又空襲下人口保護の立場からも、積極的には科學及生活訓練の教育場としても組織的に少國民の環境移動を立案實施するの要あり。獨伊等に於ては古くよりアルプス山中に兒童增強施設多く、尼僧私立學校若くは政府の常設機關として活用されつゝあり。

我國現下の青少年の實狀にかんがみ、增強の一策として敢て厚生教育の指導者の一考をわづらはし度く、現下、二地方の氣候醫學的背景と、遊休施設及び食糧、諸教育狀況との調査を報告せんとす。

5 底流層の児童と其の保育に就て

草 間 八 十 雄

(東京市厚生局)

昭和十四年十二月末日現在に依る北海道及び各府縣に於ける木賃宿營業者は一萬二百二十八人である。この木賃宿全體に宿泊する者の員數は不詳であるが、東京地方における木賃宿營業者は東京市内舊市域と新市域並に八王子市郡部を合せると該營業者は四百二十六人であつて、この内の九三・二五%に當る三百九十九人のものは舊市域に於て營まれてゐる。而して此の舊市域、三百九十九軒の木賃宿に宿泊する者に對し、東京市厚生局では昭和十六年三月五日に、(一)性別、(二)年齢、(三)職業、(四)宿泊期間、(五)有家族宿泊者、(六)有家族世帯數、(七)其の他の事項に關し、一齊調査を行つた結果についてはその調査事項の悉くを未だ發表する時機に至らないが、二、三の調査事項につき概觀的に述べると、調査施行當日一夜限りの一泊者は男女合せて六百四十七人に過ぎない。然るに短期のもので數日若くは數ヶ月、長期のものでは十年乃至十五年の永きに亘り、同一の木賃宿に滞在宿泊をなす者は男女一萬二千餘人に上り、此の内で年齢關係に於ては一歳以上五歳以下の乳幼児が四百九十九人、六歳以上十歳以下のもの五百五十一人、十一歳以上十五歳以下三百七十二人にして、之を要するに父母と共に三疊一間に起臥して滞在宿泊を續くる児童の數は一千四百二十二人の多きに上つてゐる。亦嘗て大東京だけではなく大阪その他の都市における木賃宿にも親子共に滞在宿泊を續ける児童の數は蓋し少なくはないであらう。

木賃宿の檐を連ねる所謂裏街はその環境の非衛生地帯であること、更に風儀の紊れ勝ちの場所であること、加之生活の實態は貧しく斯る生活環境の兒童に對する社會施設としての保育機關はどの様に整へるもの乎。之を實際的に窺へば間然する所なしと言ひ難い。即ち健康なる身體と健全なる精神は乳幼兒期に基礎を置くべきであるのに、かうした裏街に生ひ立つ兒童に對しては保育と教育等の施策が置忘れになつてゐるやうに感ぜらる。

6 本邦母性死亡の若干の傾向に就て

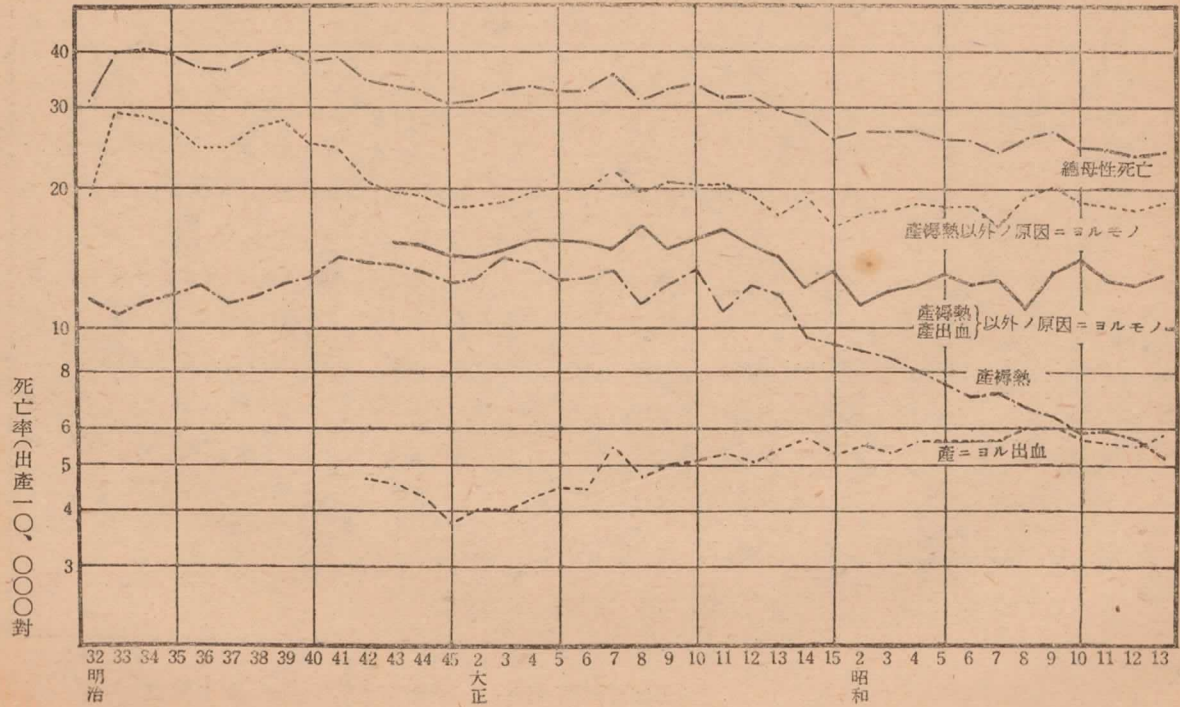
笠 間 尙 武

(人口問題研究所)

母性とは兒と共にある女性、並びに將來かゝる事の生起が期待し得らるゝ女性の總稱である事は言を俟たない事であつて、妊娠、出産、哺育の觀念無くしては考へ得ざるところの女性群である。母性死亡の定義に就ても同様であつて、ウイーンの Sigismund Peller 氏がその著書に述べるが如く、母性死亡とは全て受胎を前提とする死亡、即ち妊娠、分娩、産褥等に因する疾病による死亡の總稱である。時局下人口問題の重要性が強調され、出生増加の積極的施策が行はれんとする時に當り、母性の保護の必要は益々重要視せらるゝに到つてゐる。

演者はこの一資料を提供せんが爲に、明治三十二年より四十年の本邦の母性死亡の趨勢を既存の統計資料に就て、累年的に死因別、地域的、年齢別に觀察、若干の傾向を知り得た。こゝにその概略を報告し、併せて將來母性死亡減少に對して考へらるべき點に迄言及したいと思ふ。

第一圖 母性死亡率原因別累年の比較 (明治32年—昭和13年)



第一表 本邦母性死亡原因別、累年別實數及率

年 度	出 産 數	母 性 死 亡 實 數			母 性 死 亡 率 (對 出 産 一〇,〇〇〇)			
		産褥熱	産に由る出血	その他	産褥熱	産に由る出血	その他	
明治三十二年(一九〇九)	一、五八七、七〇八	一、六七七	—	—	二、六〇〇	—	—	三〇・九六
同 三十三年(一九一〇)	一、五八八、五三二	一、六七九	—	—	一〇・七七	—	—	三九・七二
同 三十四年(一九一一)	一、五七〇、〇〇〇	一、八八五	—	—	二・三六	—	—	四〇・二六
同 三十五年(一九一二)	一、六六八、五四〇	一、九八三	—	—	二・八八	—	—	三九・二九
同 三十六年(一九一三)	一、六四三、七六六	二、〇二八	—	—	六、〇七一	—	—	三六・九三
同 三十七年(一九一四)	一、五六七、四九九	一、八〇〇	—	—	二・三四	—	—	三六・七七
同 三十八年(一九一五)	一、五九四、八六三	一、八七八	—	—	二・七六	—	—	三六・七六
同 三十九年(一九一六)	一、五四四、〇六六	一、九五五	—	—	二・四〇	—	—	四〇・三九
同 四十年(一九一七)	一、七三三、二六六	二、三九四	—	—	二・九四	—	—	三七・九四
同 四十一年(一九一八)	一、八五五、四九一	二、七〇〇	—	—	一四・〇八	—	—	三八・四五
同 四十二年(一九一九)	一、八五五、四二六	二、七五五	—	—	一三・八八	—	—	三四・四九
同 四十三年(一九二〇)	一、八七〇、二四九	二、五五六	—	—	一三・六〇	—	—	三三・三〇
同 四十四年(一九二一)	一、九三三、二二三	二、五三二	—	—	一三・二〇	—	—	三三・五四

同	四十五年(一九三)	一、八五、二九	二、三五七	七六六	二、七〇七	三、四三三	五、七〇〇	二、五〇〇	三、七四〇	一四、三六	一八、〇〇	三〇、六〇
大正	二年(一九三)	一、九五、二〇	二、四二五	七七八	二、六九七	三、四七五	五、九〇〇	三、七三〇	四、〇〇八	一四、一六	一八、二四	三〇、九七
同	三年(一九四)	一、九五四、〇四	二、七六二	七八二	二、八四四	三、五六六	六、四二八	一四、一三	四、〇〇〇	一四、七一	一八、七一	三三、八四
同	四年(一九五)	一、九四〇、六七	二、六五七	八四四	二、九七一	三、九五二	六、四四二	一五、三二	四、五	一五、三二	一九、五二	三三、三五
同	五年(一九六)	一、九四四、八〇	二、四六六	八七二	二、九九八	三、八六九	六、三三七	二、六九九	四、四八	一五、四三	一九、八九	三三、五八
同	六年(一九七)	一、九五二、七四	二、五〇三	八七〇	二、九五五	三、八六五	六、三三八	二、八二二	四、四六	一五、三四	一九、七九	三三、六一
同	七年(一九八)	一、九五四、四九	二、五五八	一、九六六	三、一九八	四、五四	六、八三	三、三三	五、四六	一四、九	二、九九	三五、二
同	八年(一九九)	一、九二一、六四	二、一八八	九〇〇	二、八五二	三、七六二	五、九二〇	二、二四	四、六	一六、五三	一九、六八	三五、九二
同	九年(二〇〇)	二、二六九、〇三	二、六九八	一、〇〇〇	三、三六〇	四、四六〇	七、二五八	二、二四四	五、〇七	一四、九三	二〇、五五	三三、九
同	十年(一九二)	二、二九一、七七	二、六六七	一、〇九二	三、四三三	四、五四	七、二八一	二、四〇〇	五、三	一五、四九	二〇、三三	三三、七三
同	十一年(一九三)	二、一〇一、五六	二、二八〇	一、二六	三、一九九	四、二八五	六、五六五	一〇、八五	五、三三	一六、〇七	二〇、三九	三三、二四
同	十二年(一九四)	二、一七、六〇	二、六八三	一、二四	三、一〇〇	四、二四	六、八七	二、三三	五、三	一五、〇八	一九、三六	三三、六八
同	十三年(一九五)	二、二四、五九	二、五五	一、五四	二、五九四	三、七四八	六、二五	二、一八九	五、四三	一四、四	一七、六四	二九、五
同	十四年(一九六)	二、二〇、四九	二、一〇〇	一、二六八	二、四四	四、〇九	六、三九九	九、五〇	五、七三	二、二二	一九、〇四	二八、五四
同	十五年(一九七)	二、三八、四三	二、〇三二	一、一七九	二、五二	三、六九〇	五、七三	九、二一	五、二九	二、三〇	一六、五六	二五、七
昭和	二年(一九二)	二、一七、六九	一、九三二	一、二〇七	二、六六六	三、八四三	五、七六五	八、八三	五、五四	一一、二七	一七、六四	二六、四七
同	三年(一九三)	二、二五、〇四	一、九六	一、二三三	二、八四六	四、五九	五、九九七	八、五九	五、二六	二、一〇	一七、九九	二六、五九

同	四 年(一九〇九)	二、二五、九七	一、七五	一、二三四	二、六八	四、一〇三	五、八六七	八、〇四	五、六三	二、三三	一、八七〇	二、六七四
同	五 年(一九一〇)	二、〇三、八三	一、六四七	一、二五〇	二、七四〇	四、〇〇四	五、六八一	七、四八	五、六七	一、三〇七	一、八三三	二、五七九
同	六 年(一九一一)	二、二九、二五	一、五六一	一、二五四	二、八五三	四、一〇六	五、六六七	七、〇三	五、六五	二、二四	一、八五二	二、五五四
同	七 年(一九一二)	二、〇三、三二	一、六四四	一、三八	二、五六八	三、八七六	五、三三〇	七、一八	五、七三	二、八五	一、六八四	二、四〇三
同	八 年(一九一三)	二、三五、元一	一、三四七	一、三四七	二、七七七	四、四六	五、七六三	六、六三	六、〇三	一、二	一九一六	二、五七六
同	九 年(一九一四)	二、五六、八六	一、三六	一、三〇七	三、〇四	四、三三一	五、七九	六、三九	六、〇六	一、二	二〇〇八	二、六四四
同	十 年(一九一五)	二、三六、二九七	一、三四四	一、三三三	三、〇三	四、三三四	五、六九	五、九一	五、七三	二、四〇三	一、八八〇	二、四七
同	十一 年(一九一六)	二、二二、〇二五	一、三三四	一、二四一	二、八元	四、〇七〇	五、三八四	五、九四	五、六一	二、二九	一、八三九	二、四三
同	十二 年(一九一七)	二、二五、二九	一、三〇七	一、二六八	二、六八九	四、三七	五、四四	五、七〇	五、五三	一、三五	一、八〇五	二、三〇五
同	十三 年(一九一八)	二、〇七、八四九	一、〇五一	一、一八六	二、六四〇	三、八二六	四、八七七	五、一八	五、八五	一、三〇三	一、八八七	二、四〇五

第二表 都市及其の他の市町村原因別、累年の母性死亡率比較

年 度	都 市		其の他の市町村	
	總 死 亡	産 褥 熱	總 死 亡	産 褥 熱
明治三十九年(一九〇六)	四三・二六	一三・八九	三九・九三	一三・二六
同 四十年(一九〇七)	四三・六九	一四・七六	三九・九三	一三・二六

同	十四年(一九二五)	三九・三	九・〇六	三〇・〇六	二七・一九	一〇・〇七	一七・三三
同	十五年(一九二六)	三四・六一	九・一〇	二五・〇五	二四・四六	九・一三	一五・三三
昭和	二年(一九二七)	三三・九〇	八・〇七	二七・八四	二五・一四	八・九三	一六・二二
同	三年(一九二八)	三三・二六	八・三三	二六・三三	二五・三三	八・六三	一六・七五
同	四年(一九二九)	三三・四	八・三三	二六・九一	二五・五五	八・〇三	一七・〇五
同	五年(一九三〇)	三三・七六	六・七三	二九・〇四	二四・三三	七・五九	一六・三三
同	六年(一九三一)	三三・八六	七・四三	二七・四四	二三・九六	六・九七	一六・九九
同	七年(一九三二)	三三・三三	七・四	二五・〇七	二四・一六	七・七七	一六・九九
同	八年(一九三三)	三三・六一	五・九九	二六・六二	二四・二三	六・七七	一七・二六
同	九年(一九三四)	三三・三三	五・七五	二六・五七	五・〇五	六・五五	一八・五〇
同	十年(一九三五)	三三・四〇	六・〇六	二四・三三	三三・二五	五・八八	一七・七〇
同	十一年(一九三六)	三三・六六	六・三六	二四・一六	三三・五九	五・八一	一六・七七
同	十二年(一九三七)	三三・八三	五・一九	二三・四	三三・三六	五・八四	一六・五
同	十三年(一九三八)	三三・六九	四・六七	二四・〇三	三三・七四	五・三三	一七・四

備考 都市は人口十萬(大正十年前は五萬)以上のもの。

第三表 每五年別、地域別、原因別母性死亡率比較

年 度	全 國			人口五萬以上(大正十年より十萬)都市			上以下の市町村			東 京 市			大 阪 市		
	熱 産 褥	他 其 の	計	熱 産 褥	他 其 の	計	熱 産 褥	他 其 の	計	熱 産 褥	他 其 の	計	熱 産 褥	他 其 の	計
明治四十大正二年	三・二九	一九・八	三三・三七	三三・五五	二七・二一	四〇・五	三三・七	一八・三三	三三・〇四	二三八〇	一九・七	四一・五七	一七・九九	三五・六	五・二五
大正三同 七年	三・三三	一九・九九	三三・三三	三三・三三	二九・九九	四三・六二	三三・五	一八・六	三三・五	三三・六	三三・六	四一・〇四	一七・〇四	三九・〇五	五・〇九
同 八同 二年	二・八九	二〇・三四	三三・四	二・六	三三・五	四・九	二・七	一八・八	三三・六	一〇・九	三三・三	四一・三	二・四〇	三五・七	四・四
同 三昭和三二年	九・五	一七・六	二七・四	九・〇	二・五	三・八	九・〇	一六・五	二六・〇	一〇・四	三六・五	四一・八	九・四	二八・〇五	三・七
昭和四同 八年	七・二七	一八・二九	二五・五	七・〇	二・八	三・九	七・三	一六・六	二四・〇	六・八	三三・九	四一・七	八・七	三三・六	三・六
同 九同 三年	五・八三	一八・八	二四・六	五・六	二・四	三・四	五・八	一七・三	二四・〇	三三・三	三三・三	四一・七	七・四	二九・六	三・七

第四表 原因別(中分類、小分類)、地域別母性死亡數 (昭和八—十三年)

括弧内は出産一〇、〇〇〇對の死亡率

原因別(中分類、小分類)	全 國		都 市 (人口十萬以上)		其の他の市町村	
	熱 産 褥	他 其 の	熱 産 褥	他 其 の	熱 産 褥	他 其 の
一四、産褥熱を伴はざる流産	一・三三	〇・九	二・〇七	〇・七五	一・〇六	〇・五
一四、子宮外妊娠	一・七七	一・三三	三・〇三	二・四九	一・一八	一・一八
一四、其の他妊娠中の不慮の障	一・三	〇・九	二・六	一・六	一・八	一・一〇

突、妊娠中の不慮の災害

Σ	全		國	
	二〇—二四歳	二五—二九歳	四〇—四四歳	四五歳↓
一〇・五二	九・〇八	七・七五	一四・四三	一七・三三
二二・〇七	一三・六五	一四・四五	三三・〇四	四六・五一
三三・五六	三三・七三	三三・二〇	三三・四五	四九・七七
七・九八	七・六三	五・九六	七・六八	九・五二
一九・五四	二二・五四	二二・三三	二〇・九一	三三・三四
二七・五三	二〇・一六	一九・八八	二八・五九	四二・八五
二・二六	一・二三	一・六九	二・五一	三・五五
五・八七	二・二七	三・二二	六・二六	一一・五七
五・六四	五・三三	四・三六	五・二七	一〇・四三
七・八〇	七・七七	六・〇九	六・六八	一〇・一六
三・二二	一・五七	二・〇〇	三・四九	五・八八
二四・七五	一七・八八	一七・二六	二四・三三	三九・一〇

7 本邦肺結核の疫學的特徴

吉 岡 博 人

(東京女子醫專教授)

人口の年齢體性別構成を一定と假定して算出せる本邦各府縣及び都鄙別肺結核訂正死亡率は、大都市を含む府縣及び大都市夫自身に於ては、粗死亡率よりも遙かに低下し、之に反し、農村地方を含む諸縣の訂正死亡率は、粗死亡率よりも高率を示す。これは、高率の肺結核死亡率を示す青年の都市集中による結果と考へられ、粗死亡率のみによつ

ては、都市に於ける肺結核死亡率は過大に表現せられ、之に反し農村に於ては過少に表現せられてゐることを知る。

體性年齢別肺結核特別死亡率曲線を府縣別に觀察するに、大都市を含む府縣の男性に限り、二〇—二四歳の青年期の高率を示す山のほか、五〇—五四歳を中心とする老年期に及んで再び高率を示す山を描く事實、之に反し、大都市を含む府縣の女性及び農村地方の男女性は、老年期の山を缺如することより、曲線の描く形を「都會型」、「地方型」、「中間型」、「異型」の四種に大別することを得る。これら諸型の全國に於ける分布状態をみるに、「都會型」を中心として、「地方型」群が之を圍繞するのであるが、これを仔細にみるときは、西方京阪神、東方京濱に相當する「都會型」地區を圍む二大「地方型」群の示す曲線の形は、その間に相異あり、北海道及び九州地方の諸型の分布状態亦本州とは異なる特徴を示すことより、本邦諸地方に於ける結核の蔓延事情の相異を窺ふことを得る。

茲に、本邦各府縣肺結核訂正死亡率及び特別死亡率曲線を、次第に古きに溯つて研究し、資料を求め得る限りに於て、訂正死亡率の昇降、特別死亡率曲線の示す型の時代的推移より、諸外國と事情を異にする本邦に於ける結核の蔓延過程に關する推論を試みてみたいと思ふ。

8 農村結核の疫學的調査報告

山 岸 精 實
(厚生科學研究所)

益 子 義 教
(厚生科學研究所)

茨城、青森及秋田の三縣下十八ヶ町村に就き結核に因る死亡者の調査を行つた。此等の町村は或は山間部、或は平地部、或は海岸部に存在して、十五ヶ町村は純農村であり、三ヶ町村は農漁村である。各町村共に一般に生活程度、知識程度低く、特に榮養極めて不良なる村あり。又青森、秋田にては家庭環境、生活法の非衛生的なるものが多い。

結核死亡率率(對人口萬)は茨城一三・二、青森二〇・六、秋田一四・五を示し、町村別には最低七・〇より最高三〇・六に至つてゐる。

感染源別には家庭内感染と推定せられるもの三二・四%、出郷先感染と推定せられるもの四七・二%、これらの中家庭内感染及出郷先感染の兩方が推定せられるもの九〇%あり、又感染源不明なるものは二九・四%である。尙秋田縣某村では近隣感染の著しい例が見られた。男女別には男子は總數の五八・九%、女子は四一・一%を示し、一般に男子は女子よりも多かつた。

結核死亡者の年齢分布は總數に於て男子二〇—二四歳階級、女子一五—一九歳階級に於て最多數を占めて全國の示す年齢分布と大差がない。職業は農業に最も多く、無業、労働者が之に次いでゐる。發病より死亡に至る経過期間は死亡診断書によるものは平均〇・九一年であるが、實地調査によると平均一・五五年で、男子（一・六七年）は女子（一・三七年）よりも長くなつてゐる。年齢別には二〇—三九歳の年齢階級に屬するもの（一・六三年）はその前（一・三三年）及後（一・三二年）の年齢階級に屬するものよりも長くなつてゐる。

家庭内感染と推定せられるものと出郷先感染と見做されるものとを比較すれば、男女別には後者に於て殊に男子が多く總數の六九・〇%を占め、前者に於ては男子は四五・九%で却つて女子の方に多く見られた。年齢別には前者に於て幼年及老年階級の者が比較的多く、年齢分布の青年期の山は比較的低く、之に反し後者に於ては青年期の山が極めて急峻である。経過期間別によると前者は一・八九年で後者の一・四〇年よりも長い。

出郷先發病者は職業中最も多いのは労働者で、女子では其の半數が女工によつて占められてゐる。出郷先は東京、北海道、樺太が多く、出郷より發病までの期間は平均三・八四年となつてゐる。

9 國民學校教員の結核問題

廣瀬環

（千葉市社會事業協會囑託）

國民學校教員の結核問題……其の職業的性質より見て、これ位恐ろしい、重大な問題は少なからうと思はれる。殊に近時驚く程罹病教員の増加したる事實に對し、日本の人口問題より見て飽迄も解決の急を絶叫せざるを得ない。

國民學校教員及男女師範學校生徒中に肺結核、肋膜炎の結核性疾患の多數存在するの事實は文部省統計の明示する處であつて、殊に全國男女師範學校卒業者八、五五六人の中、卒業後僅か五ヶ年間に病休、病退、病死したるものに七四八名に達し、然かも死亡者中の七二%は結核の犠牲であつたと云ふ統計の如き如何に世人に多大の戰慄を拂ひしめたことであらうか。

本縣に於ける國民學校教員對結核問題の如き、去る昭和十年十月千葉縣教育會が縣下二百八十校に付て前年度一ヶ年間の罹病教員五六一人及同家族九三九人、計一、五〇〇人に對する調査によると、呼吸器疾患は斷然多く實に全罹病教員の一四%に達して居り、尙ほ昭和十五年度に於ける呼吸器疾患教員は遙に激増して其の爲め休退職したる數、男三三人、女三二人、計六五人、及本年度に於ては四月以降七月に至る四ヶ月間に既に男一四人、女一〇人、計二四人を示して居る。

千葉縣當局は此等結核教員の激増に鑑み對應策を講ずべく教員の特別身體検査を執行して次の如き一層露骨なる此等事實に遭遇したのである。

殊に注目すべきは女教員罹病者の激増であつて、女教員の勤務狀況研究に一針路を投ぜられた。尙ほ本年度に於ては更に全縣下教職員八、九五九名及男女兩師範學校生徒に對し精密検査を執行すべき豫定である。

特別身體検査の成績

年 度	結 核 罹 病 教 員		備 考
	男	女	
昭和十四年度	一一二	八	二〇 三市三郡二、五七五人に付て検診
同 十五年度	二二	三三	五四 一市五郡二、九七三人に付て検診

何れにしても國民學校教員結核罹病者激増の事實は獨り本縣のみの問題でなく、日本全國の重大なる人口問題である。其處に我等は教員勤務狀況、待遇問題研究の緊急性を認むると同時に、結核療養機關の完備及結核療養智識の普及を痛感せざるを得ない。

一、男女師範學校卒業者が卒業後五ヶ年間に病氣の爲め休職、退職、死亡者數並に結核罹病者との比較

男	師範卒業者數		病 休		病 退		死 亡 者		死 亡 百 分 比	
	一 般	結 核	一 般	結 核	一 般	結 核	一 般	結 核	一 般	結 核
	五、二六六 _人		一六七 _人	一〇九 _人	九五 _人	七六 _人	一五四 _人	一六六 _人	二・九%	七五%

女	三、二九〇	一一七	四〇	一二六	四六	八九	五八	二、七三	六五
計	八、五五六	二八四	一四九	二二一	一二二	二四三	一七四	二、八四	七二

備考 師範新卒業男五、二六六人中僅か五ヶ年間に一五四人（中結核病死一一六人）の死亡、女三、二九〇人中八九人（中結核五八人）の死亡者がある。結核死亡者男七五%、女六五%、計七二%、之を見ても如何に有爲の青年教育者が結核の爲に多數失はれて居るかを知ることが出来る。

二、千葉縣國民學校教員結核罹病者の激増

年 度	特 診 人 員	結 核 罹 病 者	
		男	女
昭和十四年度 特 診	二、五七五 _人	一二	八 _人
同 十五年度 特 診	二、九七三	二一	三三
			計
			二〇 _人
			五四

備考 女教員に於て前年度八人、翌年度三三人の如き激増事實は特に十分注目に値する。

三、千葉縣に於て最近休、退職したる結核罹病教員

病名別	昭和十六年自四月至七月		昭和十五年度		年齡別	昭和十六年自四月至七月		昭和十五年度	
	男	女	男	女		男	女	男	女
喘息	一				十九歲未滿				
肺結核	三	一	三	一	二十歲以上	一	一	九	七
肋膜炎	四	二	一	一	二十五歲以上	三	三	四	一〇
肺浸潤	一	一	三	二	三十歲以上	三	五	七	二
腎臟結核	一				三十五歲以上				三
肺尖カタル		三	五	四	四十歲以上			四	
氣管支カタル	二	二	六	八					
肺炎	一		三	一					
胸膜炎	一								
腹膜炎									
肺膿瘍			一						
肺門淋巴腺									
計	一四	一〇	三三	三二		一四	一〇	三三	三二

10 大阪市職員健康調査(特に結核に關する)成績報告

小 山 義 作

(大阪市保健部保健課長)

大阪市に於ては昭和十五年度より職員健康調査を施行してゐる。その結果の概略を報告せんとす。

一、本市職員のツベルクリン皮内反應により調査せる結核感染率は八三・三九%である。併し乍ら職場の影響は大にして結核療養所關係者は九六・〇%前後の高率なるに反し、環境比較的良好と認めらるゝ船長は六四・〇%である。

一、結核性疾患罹患率は約七・〇%にして一般集團檢診の成績に比しては稍々高率である。特に區役所勤務者の平均九・七%は相當の高率である。

一、開放性結核による出勤停止者は實に一・〇%の多數にのぼり昨年度の〇・三%に比して甚だ高率である。

一、肺結核並に肺浸潤の診斷を受けたる者の半數以上は書記、事務員、事務補助員の事務擔當者に占められてゐる。

一、右の檢診の結果有疾要治療者に對しては一定の給與及び休養を與へる事となつてゐる。

11 體力検査成績に基き都市の特殊性を論ず

——工業従業員の精密検査成績に就て——

山 口 静 夫

(名古屋市保健部長)

曾 我 幸 夫

(名古屋市保健部體力課長)

名古屋市の人口は、其の眞の自然増加率は低いが、農、山、漁村よりの流入人口によつて、驚く可き勢を以て増加しつゝある。

然かも大部分が工業部門の膨大である。従つて名古屋市の結核対策は、産業結核対策を根幹とす可きである。

我々は現行の體力法實施成績から産業結核の一般を窺はん事に努力してゐるものであるが、種々遺憾の點あるに鑑み、某軍需工場全従業員の精密身體検査並特定地域の體力管理を市の直營機關によつて實施した。

その成績の概要を報告せんとするものであるが、この調査成績は、産業結核対策を充分に織り込んだ結核豫防法の改正の必要を指摘する一資料に供せんとするものである。

更に又體力法の實施に際して大都市の特種性を強調し、法の改正を要望する一資料たらしめたいのである。

12 勞務者住居の衛生學的調査報告

——特に通勤時間を中心として——

石 川 知 福

(厚生科學研究所環境衛生部)

鈴 木 幸 夫

(厚生科學研究所環境衛生部)

濱 野 啓 一

(厚生科學研究所環境衛生部)

人口の都市集中化の要因の一つに工場勞務者の問題がある。演者等は昭和十六年八月に東京市内某機械器具工場の従業員約七、五〇〇名について、通勤時間を中心として睡眠時間、通勤方法、通勤地域、交通費、家賃等を調査するの機會を得た。

即ち通勤時間は一時間以上を要するものが二五・三六%であり、それらの大部分は地方農村の自宅より通勤するものである。

又睡眠時間は通勤時間が一時間以内のものにありては八時間であるが、一時間以上の遠距離からの通勤者は睡眠時

間が一時間以上短縮されて居り、女子は男子よりも更に夫々三十分宛短縮されて居る。

通勤時間の延長と共に工場と住居との距離も遠くなり、六八軒以上の地域より高價な交通費と複雑なる數種の交通機關を利用しながら通勤して居る。

これらの事象は必然的に産業過勞を招來し、疾病災害率の増加、作業能率の低下を發呈し來るものと思惟される。産業勞務者住宅に對する衛生學的觀點よりの對策確立並にそれが計畫實現を要望して止まない。

13 時局下都市生活者の榮養に就いて

原 徹 一

(厚生科學研究所國民榮養部)

松 澤 九 二 雄

(厚生科學研究所國民榮養部)

一段と緊迫の度を加へた國際狀勢に臨んでは、自然國民の榮養問題も空襲下に於ける非常態勢を採らなければならぬ。演者等は地震火災時並に凶作時等に於ける救護の體驗と、學校、工場並に農村地帯に於ける榮養給與の實績とを參照して行へる、都市住民非常時食物の榮養學的研究に就いて論じたいと思ふ。

14 最近の米穀事情と乳婦並に乳兒の榮養狀態に就いて

福 井 忠 孝

(厚生科學研究所國民榮養部)

米配給制度實施の前後に於ける乳婦の攝取米量の變化、並に之が乳汁分泌、乳兒の發育に及ぼせる影響に就いての所見を述べんとす。

15 農村食生活改善と健康増進の一例

外 岡 和 雄

(食糧協會主事)

一、緒 言

昭和十五年來、長野縣社會課及び三井報恩會と協力して、長野縣下伊那郡大下條村に於て食生活の改善に従事して來た。こゝにその成果の概要を報告することにす。

二、大下條村の概要

大下條村は、天龍川に臨む山間の僻村で、面積三方里二分、人口三、六六六（昭和一五年）、村民の大部分は農業に従事し、米作と養蠶を主業とするが、その資源は一戸平均田畑三・六反、桑園二・四反、合計六反に過ぎず。經濟狀態は必ずしも良好でなく、今なほ一戸平均負債一、〇一七圓を有してゐる。

これは村内人口がすでに飽和點に達してゐることを示唆するが、その年齢階級別人口の構成を見れば、都會型を示し、産兒能力ある者が他地へ轉出しつゝある過飽和の段階にあることが認められる。

かゝる環境に於て、村民の健康狀態は良好でない。健康保險組合醫療費支出高が、昭和一四年度に於て全國平均一人一年當三・二五圓であるのに、同村が六・〇〇圓を示してゐるのはその證左である。疾病の種類は、胃腸病、胸部疾患に集中してゐる。而して疾病の發生は春夏の農繁期に集中してゐる。出産も此の期に多く、乳兒死因は先天性虛弱、發育不全及び營養不良に集中してゐる。

以上の事實から、本村農民は經濟的に困難な生活を營み、食生活の不合理に因る疾患に悩み、乳兒もまたこの災を蒙り、母性は農繁期に於て出産育児上に悪影響を及ぼす激勞狀態に置かれてゐることが推察される。

三、食生活改善指導の概要

かゝる觀點に基き、食生活改善の目標を、(一)經濟改善、(二)疾病豫防、(三)母性保護の三點に置き、次の諸項の實現を指導した。

一、主食の改善

七分搗胚芽米をつくり、淘がずに炊くこと

麥、雜穀、豆、芋、野菜等の混飯を勵行すること

小麥を増産し醗酵パンをつくり、代用食とすること

二、乳用山羊の普及

山羊乳の普及により乳幼児食物を合理化すること

三、動物性食糧及び油脂の常續食用

廉價鰯粉、蛹油、米糠油等の常用につとめること

四、生鮮野菜の常續利用

斷續することなく毎日毎食生鮮野菜を攝ること

五、農繁期共同炊事の普及徹底

一年數回に及ぶ農繁期に、毎回全村各部落擧つて共同炊事を實行すること

六、栄養智識の普及

保健食の献立調理法を理解勵行すること

母乳代用品、離乳期食物の正しい與へ方を覚えること

無駄なし料理法を覚えること

以上諸項の實現指導一年半、未だ効果を云々するの域に達してゐないが、すでに現れた効果の一、二を擧げて御參考に供したい。

四、食生活改善の効果

毎年五月施行の乳幼児檢診成績に、優良兒の増加傾向があらはれた。即ち左表の通りである。

乳幼児檢診結果比較

區分	昭和十五年	昭和十六年
受檢者	六〇人	一六九人
優良兒	一一	五四
百分比	一八%	三三%

又農繁期に於ける母性勞働の輕減（炊事勞務が共同炊事により輕減）が見られる。即ち左表の通りである。

昭和十六年度第二回農繁期共同炊事に於ける家事労働時間軽減状態

一 時 間	同 上 世 帯	一 三	五 時 間	同 上 世 帯	八
二 時 間	同 上 世 帯	一 六	六 時 間	同 上 世 帯	四
三 時 間	同 上 世 帯	一 八	七 時 間	同 上 世 帯	一
四 時 間	同 上 世 帯	一 七	八 時 間	同 上 世 帯	一

更に、農繁期に於ける激勞に因る體重減退の一般的傾向も阻止され、佳良な健康状態を持續し、寧ろ體重増加さへ示した。これを同村中最も不健康な部落とされてゐる大森平石區に就てみれば左の通りである。

大森平石區農繁期前後體重移動表

昭和十六年度	調査人員	増加せるもの	増減なきもの	減退せるもの	増一人 平均 體重均
第一回炊事	四五	四〇	一	四	三四〇 <small>分</small>
第二回炊事	三四	二五	八	一	九三

村民の一般的健康状態も、本年度に入り少々改善されるに至つたものゝ如くであつて、健康保険組合醫療費は次の

如く低下傾向を辿つてゐる。

大下條村健康保険組合醫療費支出比較

月 別	昭和十五年 度	昭和十六年 度
四 月	二、三〇〇・四一 ^円	一、七八八・八〇 ^円
五 月	二、〇一七・九〇	一、五二八・二八
六 月	一、七五六・〇六	一、三七五・六〇
七 月	一、七三五・四〇	一、三四三・二〇
八 月	一、八五五・九一	二、〇五〇・〇〇

三、結 言

人口増殖、國民體位向上の要務なる今日、農村に於ける食生活改善指導事業は、この國家要望事項具現の一手段たるの價値を有するものであると思はれることを、爰に實例について説明した次第である。

16 卷の人口問題と食糧問題

朝倉昇

(國防經濟協會常務理事)

一、人口を殖すことは人口政策よりも、國民の自覺に俟つところ大である。

人口を殖すためには、調査や、研究も勿論無駄ではないが、ともすると調査や、研究やと(有識階級全體を指す意味)喧しくいつてゐる連中には、相對的に子供が少ないといふことも事實である。結局子供を産ます(産む)といふ方面は、國民の自覺如何にある。私の場合においても、祖父母は十四人、父母は男三人、女五人の八人(現在五人健在)、私共は外地の氣候の悪いところに役人生活を十有餘年致した間に、只今高等學校の二年生を頭に五人の子供をつくつた。まだ一、二人は殖し得ると考へる。とに角國民全體が子供をつくることに自覺したならば、人口はいくらでも殖えると考へる。

産むことは易いが、問題は育てることにある。殊に今日のやうに國民榮養(労働に従事する成年男子の標準は一日二、四〇〇カロリー)が不足勝ちの際には、育てることに、國家並に團體の協力が一層必要であると考へる。(ソ聯は獨軍の猛攻に滿身創痕ともいふべき戦闘中に母子保護法案五ヶ年記念祭を行ひ、その諸成績を發表して常設保育所八十五萬餘、産院の寢臺數は、集團農場を除いても十一萬二千餘と傳へてゐる。)

二、産む問題の重點は夫婦の純潔にある。

厚生省では男子二十五歳、女子二十二歳を結婚適齡期としてゐると傳へられてゐる。その主なる事由の一つは、つまり男子は二十五歳まではまづ純潔を保てるが、それ以上年を重ねると、これを守り得ないといふことにあると聞く。純潔でない男子が結婚した場合、最も恐るべきは淋病或は梅毒のための、不妊又は乳兒の死亡率を高めることにある。高野學士の調査によれば、満二十四、五、六歳で結婚した男子の中、結婚前淋疾に罹つたものは六・五%、二十七、八、九歳では八・〇%、三十、三十一、三十二歳では一〇%とほゞ倍數に上り獨身時代の長いほど感染した者が多いことを示してゐる。

先日石川、長野の經濟視察の際聞いたことであるが、石川縣衛生課にて、事變以來優生結婚への普及のため、血液検査を實施してゐるが、今年の四月から九月までの六ヶ月間に三百五十名の受檢者があり、その結果は總數の三〇%が、ワツセルマン反應陽性といふ驚くべき結果を示してゐる。健康に自信のある連中で、この率の赤信號であるから如何に青、壯年者の間に梅毒、淋病が蔓延してゐるかは想像出来るのである。こんな狀況では生めよ、殖せよもあつたものでない。

(1) 法律では花柳病の豫防は出來ない。花柳病豫防法が出來たから、病氣が減少するかと考へれば、大なる間違ひである。法律では豫防の効果薄いと云ふことを頭の中において對策を樹てねばならぬ。

(2) 問題は豫防手段にある。他の問題は醫者の自覺にある。殊に檢徽醫の故意か、學術か、とに角検査の不充分に

ある。殊に田舎の檢査醫ほど出鱈目である。田舎ではこれ等の連中は舊政黨華かなりし時代、政黨の弊、利權のつるによつて地位を得た者が多い。こんな連中が、眞面目に賣笑婦を檢査するどころではない。職務熱心は、却つて首にならぬ危險が多分にあることは、眞相に近い。これが賣笑婦の檢診制度は確立しても、決して花柳病の減少しない有力なる事由である。

(3) 檢査に頼つては危險であるから、徹底的に豫防手段を講ぜよ。今から二十年程前に松村義一といふ人が内務省の警保局長をしてをられたが、この松村さん時代は、内外地を通じ、藝娼妓の待遇改善問題が喧しかつた。私も當時朝鮮の京城の保安課長を勤めてゐて、待遇改善と並行して藝娼妓の花柳病豫防といふことを大いにやつた經驗がある。當時京城の本町警察署長に小松といふ人がゐて、不良青年を收容して授産場をつくり、この青年の仕事として、おすゝめ(豫防薬、シクロ、サーナと同質のもの、一箇八錢)を多量につくり、私共の道内は勿論朝鮮全道の藝娼妓、酌婦に強制的に使用せしめた。何しろ多量生産であるから一人の娼妓は何十、何百といふ「おすゝめ」を用意してゐるといふ狀況にて、大いに豫防に効果のあつたことを經驗してゐる。今日の内地を見ると豫防の手段は甚だ不徹底であるやうに聞く。殊に田舎に行つて賣笑婦に、シクロや、サーナの話をして、豫防薬そのものを知らないことが多い。實に驚くべきことは、豫防手段の不徹底である。この點に着眼し、人口局は衛生局と協力、安い豫防薬を多量につくつて、全國の賣笑婦に強制使用せしむることが、適齡結婚による危險率の低下と並行して肝要なことである。

(4) これでも花柳病の減少が出来ない場合は、國家總力の培養のため、この際思ひ切つて賣笑婦制度を全廢するにある。さうしてこの種婦人の罹患者は、強制治療を實施するにある。賣笑婦制度を廢止したならば、青年の風儀の多少の退化、私生子の増といふ現象が起る憂へもある、結局田舎（強兵の源泉）の結婚年齢は早められるであらう。この際思ひきつて賣笑婦制度を廢止して、生めよ、殖せよの新體制に猛進することも緊急なことと考へる。

三、全國の夫婦は貝原益軒の第一の養生を實行せよ。

これも石川縣の旅行で聞いたことであるが、石川縣の河北郡森本の部落常會では、過勞から子寶の減少を慮り、「夜業禁止の申合せ」をしたことである。これが勵行のため監視人が、每晚八時すぎから部落内を巡り、申合せの八時以後は夜業を中止するやう督勵して歩いてゐる。これは勤勞部落で、過勞のため、子寶が減少するといふ現象が目立つて結局早く寝て、勞働の疲勞を恢復し、立派な子供をつくり、食糧増産、國民皆勞に、更に生めよ、殖せよの國策に副はんためである。農家は過勞で子寶に恵まる機會を少なくしてゐる反對に、都會では、殊に銀座あたりを夜毎、晝毎に散歩して歩く若夫婦、乃至は都會のインテリ夫婦に子供の少ないことは、貝原益軒の子寶の養生を守らぬからである。所謂房事過度のための妊娠率の低下又は早産の死亡率増加である。或は故意による人工避妊の非國民的行爲もあらう。問題は夫婦に適當な勞働の機會を與へるにある。國民鍊成所の施設を強化して、青白い若夫婦に勞働を強制することゝすれば、更に出生率を増すことにならう。

四、貧乏人の子澤山

農村が相對的に子寶家庭が多いこと、殊に貧乏人の子澤山とはよくいはれてゐるが、とに角飽食暖衣の家庭には子供が多くないことも事實である。肥つた奥さんに子供が少ないとは又このことである。生物は子孫繁殖の本能を持つてゐる。自己の滅せんとするときは子をつくるは、その本能性である。家畜の繁殖をはかるとき、肥満を避けることは、受胎率を多くしてゐる。人間も同様にて、人口増殖には、母體の肥満も、過勞も避けねばならぬ。所謂簡素な、健康な生活は、よく子寶に恵まれるのである。

五、人口増殖上戦時下の食糧補給上蛋白質、脂肪の生産低下は最も考慮すべきことである。

矛盾だらけの食糧政策は、深憂に堪へないところである。關係當局の反省、考慮を要請して止まない。結局生めよ、殖せよも、空宣傳に過ぎないこととなる。

(一) 食糧増産政策の不徹底から、全國に七、八百萬石の米穀減收を齎らしてゐる。

戦時食糧の増産策として、米穀に對してはその品種を、「質よりも量へ」の多量收穫種に置きかへるべきであるが、行政當局の智識の不足や、技術者の偏見から、相變らず品質本位政策を棄てゝゐない。多收の丈夫な品種例へば北海道、東北、北信、北陸地方等に適種たる愛國の如きは、未だ獎勵品種より除外されてゐて、作つても検査では絶對的に合格として取扱はないといふ。過酷な處置で、その栽培を止めてゐる。長野、石川兩縣下の農家は異口同音を今日は「質よりも量」で、愛國のやうな多收品種の栽培を望んでゐるが、前記の如き事情で已むなく獎勵品種たる農林一號、銀坊主等を作つてゐるといふ様な實況である。從來石川縣では農林一號は早場米として極力獎勵に努めてきた。

昨年は早場米奨励金反當り四圓二十錢を交付されたが、今年は全面的な奨励金交付のため（増産奨励金石五圓、買上價格引上石一圓、整理石約一圓、計七圓）早場米に對する特殊の取扱を中止し、僅かに出荷奨励金を十五縣に總額六十五萬圓交付した。しかもそれは今年度に限つて行ふもので、今後は交付しない方針と聞く。石川縣では今年は米作面積五萬五千町歩、中一萬二千四百六十三町歩が稻熱病の被害を蒙つてゐる。殊に能登方面及び山間部の水田には被害が多く、農林一號は特に甚だしい。ために農林一號の作柄は、平野部で七部作、山間部では五分作程度である。愛國と比較して反當收量は問題ではない。銀坊主と比べても反當五斗程度の減收である。この狀況では明年は、當局が如何に奨励しても、農林一號の栽培者はないであらうとは眞をうがつた聲である。行政當局や、今尙舊政黨の走狗たる縣農會の連中では、かゝる施策の要點が判らない。結局臨戰時經濟態勢の重要政策を誤つてゐることゝなる。殊に翼賛會石川支部の連中から、非公式ではあるが、その點は強調してくれるなどの言を聞くに至つては、時局の重大性の認識を疑はざるを得ない。東北地方の青森、岩手兩縣下では、同様今年は天候に恵まれなかつたが、青森縣では相變らず良質本位の農林一號、陸羽一三二號が多く、水稻作は面積七萬一千町歩の中、農林一號は約三萬町歩、陸羽一三二號が二萬二千餘町歩を占めてゐる。この中で稻熱病の被害は縣下三萬七、八千町歩にわたつてゐる。

しかし今年は早期に對策を講じたため、幸ひ被害面積の大きい割合には實害はそれ程ではないとのことであるが結局總ての環境を綜合して、作柄は八分作とのことである。

しかるに岩手縣では多收品種として、山間部には遠野一號（反當二石乃至三石）、平垣部には奥羽一八七號（反當三

石)の耐冷、耐病の多收品種を相當に栽培してゐるため、昨年並みの收穫は得らるゝと聞く。結局増産問題の重點は多收品種への置換にある。當局がこの政策を全國に徹底的に實行したならば、反當二斗五升乃至三斗の増收が得られるものと思ふ。内地水稻付面積三百十萬町歩として七百七十五萬餘石乃至九百三十萬餘石の増收となる。即ち朝鮮米の内地移入量(事變後は除く)に匹敵する數量である。恐らくこの多收品種の全國的奨励策の徹底が實現すれば、外米の輸入は、その必要を見なくなるであらう。

(二) 炭水化物系食糧即ち馬鈴薯、甘藷への消費轉換

馬鈴薯、甘藷を代用食として活用

戰時食糧最後の確保

生産確保比較的困難なる米、麥等の蛋白質源を、増産の比較的容易なる馬鈴薯及び甘藷の炭水化物源になるべくおきかへるやう消費轉換を圖ることが急務と考へる。

馬鈴薯百三十貫、甘藷百八貫は、白米一石の榮養に相當するといはれてゐる。馬鈴薯、甘藷共に比較的天候に左右せらるゝことが少く、作柄の安定を期し得る。努力、肥料等の不足の現況に於ても、反當三百貫程度の收穫は容易である。殊に馬鈴薯は、水田二毛作として作付面積の擴張の餘地が多い。畑作としても炭水化物求源として好作物である。反當收量三百貫は、白米約二石五斗に當るのである。二十萬町歩の水田裏作馬鈴薯を實施すれば米約五百萬石の増産の價値に等しいことにある。結局最後の戰時食糧確保は、こゝにあることを重視し、極力消費轉換に努むべきで

ある。

人口一億の食糧確保方策

(1) 水田内地約三百二十萬町歩

過去五ヶ年平均収量約六千五百八十三萬石
今年第一回豫想約五千九百十三萬石

(2) 現在の二毛作田 約百三十萬町歩

(3) 二毛作田約三十萬町歩擴張合せて百六十萬町歩

(4) 百六十萬町歩二毛作田(馬鈴薯作付一反三百貫)

馬鈴薯收量四十八億萬貫(白米約三千七百萬石に相當)

(5) 後 作……………根菜類(秋期蔬菜の確保)

17 國民健康保險と人口問題

中 楯 幸 吉

(保險院技師)

人口政策確立要綱中に「健康保險制度を擴充強化し、之を全國民に及ぼすと共に醫療給付の外豫防に必要な諸般の施設となさしむること」の一項を擧げてをる。依て本制度實施の當事者として過去の實績が如何なる效果を齎しつ

とあるかを本會に報告し批判を仰ぐ義務ありと信じ茲に其の大要を發表せんとする次第である。

社會保險中醫療給付を目的とするものに健康保險、職員健康保險、國民健康保險とあるが、町村民を對象とする國民健康保險は本年度より五ヶ年普及計畫を以て全町村に及ぼさんとするものなるに依り、之が人口政策上に齎す期待も亦大なるものありと思料せらる。

國民健康保險は昭和十三年七月より實施したるものにして現在組合數千數百、被保險者數五百萬程度に過ぎざる故未だ統計的結論を得るに至らざるも、醫療給付に依つて一般死亡率を著しく低減せしめ、或は保健施設に依つて乳兒死亡率を著しく減少せしめた等顯著なる事例は尠くない。

人口政策要綱に依れば二十年間に出生數を現在の二五%増加し、死亡率を三五%減少せしめんといふにあるが、過去三十餘年間に於ける我國及歐米諸國の出生及死亡の低下割合を考察すれば出生率に於て獨、英其他の四〇乃至五〇%低下の事實より觀て今後益々低下の一途を辿る惰性的傾向をよく阻止し、而も二五%逆戻りさすことには相當の努力を要するものと觀らる。之に反し死亡率を現在より三五%低下せしむることは計畫の二十年を待たずして尙實現可能と觀らる。それは三五%減の一・二は獨、米其の他の現在と略同率といふことであるが、夫等より更に以上低下せしむること可能にして、而も難事ならざることは諸種の統計上立證し得らるるのである。

要するに人口増加策中の出生増加と死亡減少の兩方面は重要性に於て差を附すべきものにあらざるも、消極策とはいへ、死亡減少は人命至上の現實問題なること、出生の人為的不確實性に對し保健及治療者現在醫學の應用如何によ

り確實性に富むこと等、而して夫が醫療給付と保健施設を行ふ社會保險に於て如實に立證し得らるるに鑑み、人口問題の目的達成の爲に本制度の急速、全國的普及の要望緊切なるを痛感する次第である。

18 官業共濟組合に關する統計的觀察 (三)

松 本 浩 太 郎

(鐵道大臣官房保健課技師)

前回の協議會に於ては、官業共濟組合の年金制度並に年金者の死亡率に關して、筆者と中村清君で夫々報告した。官業共濟組合こそは我國に於ける社會保險制度の最も發達した組織であつて、組合員數も既に百萬に達してをる。之等組合員の死亡率、疾病率等に關する統計的觀察の結果を述べる心算である。

19 確 率 量 の 比 に 就 て

河 田 龍 夫

(第一生命保險相互會社)

例へばA地方の住民の身長を他のB地方の者の身長と比較するとき、

- 一、その比の平均値としてA地方の者の身長平均とB地方の者の平均の比をとつてよいか。
 - 二、身長の比の分布がどうなるか。
 - 三、兩者共に正規分布に従ふとしてその比も亦正規分布に従ふと見てよいか。
 - 四、その比の標準偏在はどうか。
 - 五、その比の分母子の分布の變化に伴つて比の分布が如何様に變化するか。
- 等の問題を考へて見るのが目的である。數學的に是を研究した結果を述べる。

(第 二 日)

1 「保健所」を國營とし、速かに其の機構の強化擴充を計るの件

渡 邊 義 雄

(東京府立南多摩保健所長)

保健所法に依る「保健所」は

- (一) 衛生思想の涵養
- (二) 栄養の改善及飲食物の衛生

(三) 衣服、住宅、其の他の環境の衛生

(四) 妊産婦及乳幼児の衛生

(五) 疾病の豫防

(六) 其の他の健康増進に關係ある事項

以上に關し地方殊に農山漁村に於て指導を行ふ機關にして、其の他現在は體力法に依る檢診、乳幼児一齊檢診、傷痕軍人檢診、優生問題指導、學校衛生、工場衛生、防空に關する衛生、農繁期共同炊事、託兒所衛生指導等をも行ひつつあり。即ち第三議題の死亡減少の方策に關する諸問題は全般に亘りて保健所の指導事項に屬し、又地方民も漸次保健所を理解し、進んで指導を受けんとするの傾向著し。

然るに現在保健所の機構たるや管轄區域人口平均十五萬に對し醫師二名、藥劑師一名、指導員三名、保健婦三名の小規模なるは甚だしく遺憾なりと謂はざるべからず。

須らく人口政策實施の第一線機關たる保健所の指導網の確立と共に、此の事業を國營とし職員は醫師人口二萬に對し一名、指導員、保健婦は人口一萬に對し一名を最小限とし、以つて保健所機構の強化擴充を圖り管内住民の體力管理を徹底的に行はしむべきなり。

斯くすることは第三議題たる死亡減少の策に關する諸問題の全部、並に第二議題及第四議題の一部を解決するに當りて最も緊急適切なる施策の一つなりと思考す。

2 母性保護對策要綱

白 木 正 博

(東京帝國大學教授)

瀨 木 三 雄

(東京帝大產婦人科教室)

我國母性保護策樹立に當り左の諸項の特に留意されん事を希望する。

- 一、全國的母子保護機關の新設
- 二、適當な女子體位向上策の施行
- 三、母性教育の改善充實
- 四、母性啓蒙、母性知識宣傳の徹底
- 五、母子保護關係團體、各種團體の協力連絡の強化
- 六、醫師其他保健關係者の協力自覺
- 七、母性保護基礎研究の獎勵充實
- 八、助産婦向上と規則改正

九、産院増設

十、母性相談所、母子健康相談所、保健所、結婚相談所の設置活用

十一、職業婦人、勞務婦人保護強化徹底

十二、農村母性の保護強化

十三、流・早・死産防止徹底

十四、結核妊婦保護機關設置

十五、性病徹底防壓

十六、妊産褥婦食糧増配確保

十七、母體死亡防止

十八、不妊症治療、防止の強化

十九、人工流・早産取縮強化

二十、インチキ療法、賣藥、迷信彈壓

廿一、妊婦届出制實施と妊婦診察の勵行

3 結核撲滅の緊急對策

平 庸 一
(日本赤子會)

今や皇國は未曾有の大戦を繼續しつつ、更に擴大長期化の兆歴然たり。然してかゝる長期戦は一面破壊、一面建設の並行努力の強力なる續行によりてのみ最後の勝利を獲得するものと思ふ。

然るに此の重大危局を擔當すべき重要分子たる青少年が都市農村を問はず、或は出征せる兵士等日々續々として結核に罹患し倒れつゝあることは實に遺憾の極なり。

然して其の恐るべき傳染力と虚弱體の遺傳は精神的に暗黒面を作り、其及ぼす害たるや、他の疾病より遙かに深刻にして國家將來にとりて深憂にたへざるものあり。

然るに朝野の對策を視るに、其の重要性を認識するは深しと雖も、對策は未だ多く形式を重んじ、資財の活用緩慢たる如し。

今や國家の諸施設は凡て戦時態勢と化し、不急なるものは休止統合せらるゝもの多し。

然して生命保全に關與する醫學界に於ても其の研究に不急のものは中止亦は廢止し、尙既設の機關も設備の充分なる活用を命じ、最緊急なる結核の撲滅に協力せしめ一日も速かに患者の減少輕快等、見るべき成績を擧げられん事を

切望するものなり。

今假に一案を提示すれば、癌の如きは文化的個人的疾病にして且壯年以上に發し其豫防も個人の節制的生活改善によりて漸減し得らるべし。

さればかゝる疾患を膨大にし且貴重なる資財と人的構成とを以て研究するは相應しからず、須く設備を半減亦は三分の一減の如く縮少して其の餘力を結核の研究と對策に努力せしむべし。

其の他類似の官公私の研究機關を重要な科目に急速に統合して眞に國家生命の重要分子を強化せしめられん事を囑望す。

聊か卑見を述べて參考に供す。

4 人口政策としての療養生活指導所の提唱

横 田 忠 郎

(三井報恩會主事)

臨戰態勢下の今日、年々十五萬人以上の結核死亡者と、その十餘倍を想定される罹病者の存在は、單に戰時下の國防力の夥しき消耗であるのみならず、皇國日本の國民文化建設に暗影を投ずるものである。本年一月二十二日閣議決定の『人口政策確立要綱』に於て、人口死亡減少方策の當面の目標を、結核の豫防と乳幼児死亡率の改善とに重點を

置き、『結核ノ早期發見ニ努メ産業衛生並ニ學校衛生ノ改善、豫防並ニ早期治療ニ關スル指導保護ノ強化、療養施設ノ擴充等』の方策を定めたるは、蓋し當然とするところである。

而して現在之が對策としては、原則的に、(一)療養所病床の擴充、(二)保健所並に健康相談施設の普及、(三)豫防及び療養知識の浸透の三方針に依つて施策が進められつゝあるものと思料せらる。病床の増加は、經費その他の關係よりして急速に完備を見ることは困難なるべきも、一日も早く病床は一ヶ年結核死亡實數と同數なるべしとの理想案の實現に向つて推進されんことを望むものである。次いで保健所並に健康相談施設の普及は、今日相當の數に達し、早期診斷及び集團檢診に依る患者發見その他の點に於て可成り効果を擧げつゝあるも、投薬治療をなさざるため、姑息不徹底の憾みあり、勿論發見後の對策處置として、訪問保健婦等の制度に依り家庭に於ける療病の指導も行はれつゝあるは事實なるも、環境的經濟的諸條件に依り、正しき療養生活の實行とその長期繼續に依る快癒の期待は頗る困難である。結核療養の三大原則『靜かなる休養と、清淨なる空氣、よりよき榮養』とが『金と時間と別荘』の同意語であるとするならば、それは國民大衆にとつて悲しくも虚しき憧憬以外の何ものでもなく、豫防相談施設に於けるレントゲンの映像の中に、失業と貧苦への顛落の運命が暗示されるのみで、他に救ひの途がないとするならば、それはあまりにもミゼラブルな宣告である、又豫防並に療養知識が如何に普及せらるるも、その知識を『行』として生活の裏づけをなさしむることは、單なる口頭又は文書の宣傳を以てしては之亦至難の事に屬する。かくて荏荏日を重ねる間に、病勢悪化し、單に死の轉歸を迎るために療養所のベットに赴くに過ぎずと云ふが如き悲惨なる結果を見るのが

通例である。

茲に於て吾人は『療養生活指導所』設置の私案を開陳し、大方の批判を請はんとするものである。『結核は正しき療養によつてのみ癒る』のである。今日結核治療上最も効果を擧げてゐるのは、大學病院にあらず、開業醫師にあらず、結核療養所である。私案は、保健所をはじめ豫防相談施設、集團檢診等に依つて發見せる夥しき罹病者を、短期日間指導所に入所せしめ、正しき科學的療養生活を直接體驗せしめたる後に家庭に歸し、而も連絡を絶たずして長期の家庭療養を指導せんとする一種の患者管理案である。かくすることに依つて正しき療養知識は先づ『行』として體得せられ、『生活』として營爲せらるべく、之に依つて入院待機期間に於ても病勢は悪化することなく、幸に輕症なるものは正鴻なる科學的家庭療養の實踐繼續に依つて斯病を克服し得べしと思考する次第である。

本提案は、極めて未熟なる試案に過ぎざるも、次の諸點に於て識者の一考を煩はすに足るものにあらずや。即ち

- (一) 設立經費の僅少なること
- (二) 患者の負擔の輕微なること
- (三) 短期收容（一週間乃至二週間）を原則とするを以て順次交代に多數者を入所せしめ指導管理の効果を擧げ得ること
- (四) 豫防相談施設の缺陷を補ひ得ること
- (五) 效果的なる豫防知識の普及方策の一なること

(六) 陰氣なる療病機關をして、明るき文化建設の文化機關たらしめ、『結核恐るゝに足らず』の觀念を名實共に國民大衆に植ゑつけ得ること

(七) 實現容易なる方策なること等

而してその設置方法としては、

(一) 結核豫防相談施設——特に保健所附設案(保健所法を改正し、十床乃至二十床の病棟を附設し、早期發見患者の指導所たらしむ)

(二) 結核療養所附設案

(三) 診療所その他醫療機關附設案

(四) 先驅的施設としての創設案

(五) その他の厚生事業施設附設案

等を提案披瀝し、忌憚なき忠言と、批判とを期待する次第である。

5 人的資源の確保としての新安全運動

松 山 銑 一 郎

(軍事保護院囑託)

我國は今や世界史的轉換期に處し、高度國防國家の建設を急務として居る。而して之が爲に人的資源の確保を要することは言ふ迄もない。今政府の人口政策に之を見るも、(一)人口の永續的發展の確保、増殖力及資質に於ける他國の凌駕、(二)高度國防國家に於ける兵力及勞力の必要確保の外、東亞諸民族に對する指導力確保の爲の適正な配置を目標とし、出生増加も共に死亡の減少に方策が置かれて居る。

翻つて近時我國災害發生の狀況を見るに、其の頻度及強度に於て著しく、其の原因及種類に於て亦多種多樣を極めて居る。加之結核其の他傳染病の國民各層に對する脅威も亦大である。斯くして人的資源の確保惹ては人口政策の遂行に對する障礙が尠くない。此の意味に於て、私は之等災害防止及疾病豫防の爲、新たな基礎の上に立つ安全運動實施の必要を痛感する。其れは單に工場鑛山等のみを對象とする部分的な運動ではなく、官廳、公署、學校、銀行、會社等、公私一切の機關團體又は個人を舉げて全國一齊に均しく緊張努力之が實踐的活動に當らしめる全體的綜合的な運動——總安全週間とも名づくべきもの——の創始にある。即ち眞に全國民を打つて一丸とした所謂國民を總動員した大規模の運動に外ならぬ。固より其の採る手段に於ては各分野夫々異なるも、其の有する災害防止疾病豫防な

る共同の目標に至つては即ち一である。斯かる計畫的且組織的な企圖の下に於て、初めて一億同胞をして、眞に生き
た一體として安全目的達成なる職域奉公に邁進せしめることが出来ると思ふ。

元來安全運動が、災害防止の外疾病の豫防を含むことは言ふ迄もない。故に前記政府の死亡減少方策の一項目たる
(一)乳幼児死亡低下の運動、(二)結核の早期發見、産業衛生並に學校衛生の改善、豫防並に早期治療に關する指導強
化、(三)環境衛生の改善殊に住宅の改善、(四)過勞防止の爲の休養措置、(五)國民榮養改善の爲の榮養知識の普及徹
底、榮養食の普及團體給食の擴充の如き、是非とも該安全運動を行ふ期間中に之を實施しなければならぬ。

之を要するに、私は本運動の實施に依り、前記人的資源確保の脅威に對する諸原因を除去し、高度國防國家の建設
完成に寄與したいと思ふ。

6 厚生指導と隣組々織の運営に就いて

持 田 光 穂

(專 修 大 學)

7 臨戦下民族増強對策意見

丸 本 彰 造

(陸軍主計少將)

皇國の使命達成の爲には飛躍的に民族の増強を圖ることが特に喫緊の要務である。即ち差當り昭和三十五年總人口一億を目標とし、甲種合格國民皆兵の體力を必要とする。これから採るべき方策は多々あるも余は次の三件の實現を切望する。

- 一、食用魚粉を國民食として徹底普及するの方途を講ずること。
 - 二、妊産婦、乳幼児に對し特殊營養料を國家が特別配給すること。
 - 三、食糧増産優秀人口保有の爲、高原開發を強行すること。
- 以下逐次詳述する。

一、食用魚粉の徹底普及

臨戦下蛋白質特に動物性蛋白質の補給益々困難化するの傾向があつて、民族増強上頗る寒心に堪へない。これが緊急對策として政府は速に從來の肥料魚粕として使用せられたる鱚百十三萬噸の中より食用魚粉十萬噸を製造し、廣く

國民食として配給するの用途を講ぜられたい。而してこれが食用につき強制又は指導獎勵に關し必要なる法令、指示等を發せらるゝ等適當なる措置を講せられん事を望む。

(説 明)

要するに我國内地産鱈の漁獲高は約百六十二萬噸であつて、其の七割即ち百三十萬噸は肥料魚粕として使用せられ、若しこれを全部食用魚粉に製造するとせば約十八萬噸を得べきも、八萬噸分は一部他の加工食用鱈及品質上止むを得ない爲廻はすべき魚粕の製造に當つることゝし差引十萬噸を食用魚粉とする。

この食用魚粉の十萬噸は蛋白質約七萬噸を含有し國民一人一日約三瓦を補給し得て、恰も乳肉卵の全畜産食糧より補給する蛋白質量の三瓦に相當し、又從來水産食糧から補給せる蛋白質量九瓦の三分の一に相當するのであつて民族増強上如何に重大なる役割を爲すかは知るべきである。

元來我國民成年男子中等勞作の一人一日所要蛋白質量は八〇瓦であり、其の内二〇瓦は動物性蛋白質を以てするを民族増強上適當とせられてゐるが、實際の狀況は畜産蛋白質三瓦、水産蛋白質九瓦、計十二瓦を攝取してゐる事になつて居る。而も時局の關係上漁獲は事變前に比し三割方減少して居り、更に石油資材等の關係から激減するの止むなき實情にある。それ故從來の肥料用たりし鱈をば食用化することが國民營養上緊要である。生食及鹽乾鱈食可であるが、貯藏、輸送、配給上困難なるが故に一程度に止め從來の設備を利用して魚油を採り、魚油は食用油其他に、その魚粕は食用魚粉に精製するを可とする。

而してこの食用魚粉はパン、麵類、味噌等に一定量を強制混用せしめ、又團體炊事や農山村及勞務階級者等動物性蛋白質の缺乏せるものに對し一定量常用するやう必需品として配給する方法を講ずる事が肝要である。尙朝鮮は鱈の漁獲が頗る多額で肥料魚粕の生産額が十三萬噸にも達してゐて、この中から相當多額の食用魚粉に轉用し得るのである。

それ故政府は内鮮を通じ適地の工場を管理し製造を割當て、配給を統制してこれが食用の普及徹底を圖るやう適切な措置を講ぜられんことを切望する次第である。

二、妊産婦、乳幼児に對する特殊栄養料の特別配給

臨戦下の國民栄養に關してやゝもすれば蛋白質、ビタミンB、カルシウム等の補給不足の結果栄養缺陷を發生する傾向があり、就中妊産婦、乳幼児に對して影響が大であり、民族増強上寒心に堪えないものがあるとせられて居る。これが防止政策として政府は速に食用魚粉、生大豆粉、脱脂米糠、骨粉、海藻粉等の生産配給の方途を講じ、これら特殊栄養料を妊産婦、乳幼児に對し成し得る限り國費を以て特別配給する等適當なる措置を講ぜられん事を望む。

(説 明)

臨戦下、獸鳥魚肉、牛乳、鶏卵並大豆類等動植物蛋白質の供給益々困難となり、外米及白米化せる日本米の食用によつてビタミンBの補給不足を來たし、都市に於ける野菜、果實の供給不充分的爲カルシウムの補給不足を生じて居

る(この外鐵分或はビタミンC其他に就ては茲に述べる事を控える)。これ等の結果として國民體力を脆弱化するの憂があり、就中妊産婦及乳幼兒の保健に及ぼす影響が重大であつて、爲に妊産婦の榮養不良、死産、泌乳量の減退、乳幼兒の病弱化、夭死等を招來し、民族の増強に關すること頗る重大である。臨戰下婦人の過勞と榮養不足との結果は一層缺陷を大ならしむるの憂がある。家を守り子供の保護に任ずる老人の榮養保健に就ても考慮を廻らすの要がある。そこで前述の動物性蛋白質供給策(カルシウム供給策を兼ねて)として食用魚粉を、卵乳代用として優秀なる植物性蛋白質生大豆粉を、ビタミン補給策として米、麥、玉蜀黍等の胚芽粉及脫脂米糖をカルシウム補給の爲適當なる獸魚鳥の骨粉等特殊榮養料を製造配給するの道を講ずること肝要である。

尙現下に於ける鶏卵、牛乳の供給不足は生産の減退と云ふよりも寧ろ「これにより榮養を攝らん」とする國民的需要殊に勞務者の需要激増の結果にして、これが爲病人、乳幼兒の榮養上困難を來たしあり、この際生大豆粉による豆乳の供給を潤澤にし、一般健康人は鶏卵、牛乳の代用としてこの豆乳を攝らしめることにし、病人、乳幼兒に對して牛乳、鶏卵の不足なからしむることにしたいものである。生産力擴充の爲勞務者に對しては食事の際豆乳を給與することも臨戰下體力増強上の一適例として擧げたい。これ等の實行は唯生大豆粉の製造配給の道を講ずる事に存する。

要するに以上の特殊榮養料製造配給の實行に就ては政府の指導獎勵の下に、必要なる監督検査を行ひ、工場を指定して割當製造せしめ配給を統制する等の措置を講じ、少くとも妊産婦に對しては其の届出によつて一定期間、一定量を隣組を通して配給する等に依り、實質的榮養管理を爲し以て民族増強の根本を培ふことが肝要であると信ず。

三、高原開發食糧増産優秀人口の保有

民族増強の見地より食糧増産と共に優秀人口を保有する爲、積極的に高原地を開發するを要す。これが爲青少年の心身鍛鍊、國民運動として展開する等活潑に實現するの諸施策を講ぜられんことを切望す。

(説明)

我國(内地)の耕作面積は昭和十四年末調査で六百七萬八千町歩であるが、工業の發達によつて農地の減少、農村勞働力の移動とによつて食糧の増産に支障を生ぜしめるものがある。而して人口は昭和十五年十月一日國勢調査によれば七千三百一十一萬四千三百八人であつて、最近五ヶ年間の増加數は三百十六萬六千人に及んで居り、逐年人口増加によつて食糧の需給關係は益々困難となるが故に、積極的に耕地面積を増加し食糧増産を實行しなければならぬ。果してこれが可能であるか否か、我國内地國土利用割合を見るに僅かに一割五分八厘に過ぎず、獨逸の四割、伊太利の五割に比すれば開拓の餘地頗る大なるものがある。

昭和十三年調査に依れば開墾適地が百六十二萬町歩あり、政府は本年農地開發法を制定し向ふ十ヶ年間に五十萬町歩開拓の計畫を進めて居る等増産に努力せられて居るがこれは容易な業でない。又逐年人口の増加と工業の發達、工業の分散、都市人口の疎開、農業經營上の必要から農地増加を要求すること大である。故に従來の低平地依存の農業經營から脱却し、新たに開拓餘地の大なる高原地に向つて前進するを要する。我國將來國土利用の大部分は従來農業

的に顧みられなかつた高原地方の可料未墾地がためて居り、こゝに我國未開發の食糧貯藏倉庫がある。この高原地方を開發し、畜力、機械力を利用し適作物を栽培するならば食糧増産上極めて有望であつて食糧飼料の自給率を増大することが出來、又茲に中小商工業者を歸農せしめて、都市人口を可及的に疎開し、心身剛健なる農村人口を保有して優秀なる兵力及勞力の供給源たらしめ、尙この地を滿蒙農業經營及生活の訓練場として大陸飛躍の基地たらしめ、東亞農業指導に資せしめることが出来るのである。

尙高原地は心身弱者長養の地として適する。

而してこれが開墾及農業經營は精神的、肉體的鍊所を目的として青少年學徒其他國民皆勞、愛國土運動として活潑に展開し以て食糧増産と民族增強の根本を培ふべきである。

8 日本人榮養要求量の標準

藤、本 薫 喜

(厚生科學研究所國民榮養部)

國力の充實、民族發展の方策は國民の資質の增強、作業能力の充實、人口の増加、疾病の豫防、死亡の低減等の諸問題の解決に在り。而して之等諸問題の解決に當つては國民の食生活の合理化即ち榮養改善こそ中に就きて最重要の

要因なりと謂ふべし。

營養學の實際化に方り、食物攝取量を適正ならしむるは、食の質的整備と共に根本的にして最喫緊のことに屬するのみならず又適正なる營養要求量の確立は國家的見地よりして食糧政策の方途を講ずる上に最重要の基調となすものなり。舊營養研究所（現國民營養部）は日本人及び本邦産食品に就きて諸種の營養學的研究を行ひ、諸業績を基礎として嚮に本邦人の營養要求量の概括的標準を定め、大正十五年之を公にし營養食の據るべき基準を與へたり。

爾來、國民の營養知識の普及向上は更に詳細なる數字的標準の發表を要求するの切なるものあり。加ふるに本邦人の生活様式の變動、國民體位の變化と營養要求量に關する細密に亘る各種研究の進捗は國民の要望に應へ、國力の進展に寄與すべき適切なる新基準を確立し、之を發表すべき域に到達したりと信ず。

余は茲に當研究所年來の諸研究を基礎とし、本邦及び諸外國の諸業績を參照し以つて國民の據るべき基準を算定し、之を公けにせんとす。

9 國民食の理念と構成

大 森 憲 太

(慶應義塾大學醫學部教授)

戰時下において糧食の不安といふものは、最も恐るべきものであり、この調整を誤るときは、一國の興廢をも決する重大なる問題となりうるものである。わが國においても、戰爭が長びくに連れ、食糧事情がやゝ窮屈となり、配給の面では一部困亂の様相をさへ示してゐるところもある。今にして適切なる措置を講じて置かなければ、必しも樂觀を許されぬ状態になつてゐると信するのである。

政府においてもさきに緊急食糧對策要綱を定め、一方食糧の増産、他方消費の規正を強化せんとしてゐること御承知の通りである。その要綱の項目は概ね適切で、實施の一日も速かならむことを祈るものであるが、その實施に當つて消費の規正といふが如きは、直ちに國民生活の脅威となるものであるから充分慎重なるを要する。戰時下にあつてはすべて軍需第一であつて、國民の生活は最低限まで引下げられねばならぬこともちろんであるが、この最低限の國民生活を確保するために、何程のものが必要缺くべからざるものであるかといふ、科學的測定がその基礎とならねばならぬ。この規準を定むる科學的測定を謬るときは、今日最も必要な労働能力の低下、國民體力の低下を齎すのみならず、ひいては人口問題にも影響し、これこそ國力そのもの、弱體化にほかならないのである。すなはち今日にお

いては食生活の規正は戦時經濟生活の基本部分であつて、當面の問題としても、生産能力の低下を防遏する何より必要なる途であり、戦時下のわが國にとつては一つの優れたる生産要素なのである。この部分が崩れることによつて巨大なる戦時經濟の機構もまた、その堅實なる足場を喪ふに至るやも計り難い。

國民食といふのは、わが國朝野多年の營養科學的研究に基いて『戦時下の國民生活に必要なして適正なる食』を規定したものであつて、食糧は極力内地において、少くとも圓ブロック内において毎年確保しうる現實食物消費可能量を基礎とし、營養要求量は國民の年齢差、勞作職業差によつて區別し、おの／＼必要な食量を列擧してある。もちろん食事は献立の枠をあげるに止つてゐるので、食品の地方差、季節差により變化せしめ、經濟と食味は階層と習慣とによつて區別しうるやう弾力性あるものとしてある。

この合理的規準に従つて、現在ある物資が適正に配分せらるゝとき、われ／＼は最低の生活に安んじて、しかも體力を維持向上し、最高の勤勞能力を確保しうるのである。またかくの如く、營養が科學的に統制せられ、その不自由不足も、國民すべてが甲乙なく厚薄なく忍ぶのであれば、この國民一個一體となつての忍苦は、新しい、勇ましい生活への歡喜を湧き上らせるであらう。

一、學齡、青年期

營養要求量

實施例 一日量

主 食	穀 類	品 目	年 齡 別		學 童 期		學 童 期		青 年 期	
			熱 量	蛋 白 質	熱 量	蛋 白 質	熱 量	蛋 白 質	熱 量	蛋 白 質
法 定 精 米	麥 類 雜 穀 類		一、六〇〇 グラム	一、六〇 グラム	一、九〇〇 グラム	一、九〇 グラム	二、五〇〇 グラム	二、五〇 グラム	二、五〇〇 グラム	一、〇〇 グラム

年 齡	男		女	
	熱 量	蛋 白	熱 量	蛋 白
六才	一、六〇〇 カロリー	六五 グラム	一、六〇〇 カロリー	六五 グラム
八	一、七二〇	七〇	一、七二〇	七〇
十	一、九〇〇	八〇	一、九〇〇	八〇
十	二、二〇〇	九〇	二、一〇〇	九〇
十	二、四〇〇	一〇〇	二、一〇〇	九〇
十	二、五〇〇	一〇〇	二、一〇〇	九〇

副食											
嗜好品	調味類					海藻類、菌、草類	(含ム)	野菜類	豆	肉類	
茶	油	酢	食	砂	醬	味	其	芋	類	生鮮魚介	獸鳥肉類
一	五	二	四	一〇	一五	三〇	四	二四〇	六〇	二五	一二〇
二	五	二	六	一〇	二〇	三〇	五	三〇〇	一六〇	三〇	一三〇
三	五	三	〇	一〇	二五	五〇	五	三五〇	二〇〇	四五	一五〇

備考 全熱量の一割に匹敵する菓子及び果物を「おやつ」として與へる。

二、成人期

(一) 一般成人期

榮養要求量

年 齡	勞 作 別	男		女	
		熱 量	蛋 白	熱 量	蛋 白
成 人 期 二 一 六 〇	輕 勞 作	二、一〇〇 <small>カロリ</small>	七五 <small>グラム</small>	一、七〇〇 <small>カロリ</small>	六〇 <small>グラム</small>
	中 等 勞 作	二、四〇〇	八〇	二、〇〇〇	六五
	比 較 的 重 勞 作	二、七〇〇	八五	二、二〇〇	七〇
	重 勞 作	三、〇〇〇	九〇	二、四〇〇	七五
	最 重 勞 作	三、三〇〇	一〇〇	—	—

勞作別實施例 一日量

主 食	品 目	勞 作 別	輕 勞 作		中 等 勞 作		比 較 的 重 勞 作		重 勞 作		最 重 勞 作	
			熱 量	蛋 白	熱 量	蛋 白	熱 量	蛋 白	熱 量	蛋 白	熱 量	蛋 白
穀 類	法 定 精 米	法 定 精 米	三四〇 <small>グラム</small>	四〇	四〇 <small>グラム</small>	四〇	四四〇 <small>グラム</small>	四四〇 <small>グラム</small>	五〇 <small>グラム</small>	五〇 <small>グラム</small>	五六〇 <small>グラム</small>	五六〇 <small>グラム</small>
麥 類 雜 穀 類	麥 類 雜 穀 類	麥 類 雜 穀 類	八〇	一〇	一〇〇	一〇〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一三〇	一三〇

(二) 妊婦、授乳婦

副食											
嗜好品	調味類					海藻類、菌、蕈	(含ムラ) 野菜類	豆類	肉類		
茶	油	酢	食	砂	醬	味	其	芋	生鮮魚介獸鳥肉類		
			鹽	糖	油	噌	類	他	類	類	
三	五	三	〇	〇	二五	五〇	五	三二〇	一六〇	三〇	一〇〇
三	五	五	〇	〇	二五	五〇	五	三五〇	二〇〇	三〇	一〇〇
三	五	五	一五	〇	三〇	五〇	一〇	三八〇	二四〇	三〇	一〇〇
三	五	五	二〇	〇	三五	六〇	一〇	四〇〇	二八〇	三〇	一〇〇
三	五	六	二五	〇	四〇	六〇	一〇	四二〇	三〇〇	三〇	一〇〇

榮養要求量

勞作別	妊		婦		授乳	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
輕勞作	一ヶ月—五ヶ月 二、〇〇〇 七〇グラム	六ヶ月—十ヶ月 二、二〇〇 八〇グラム	一ヶ月—六ヶ月 二、〇〇〇 七〇グラム	七ヶ月—十二ヶ月 二、二〇〇 八〇グラム	比較的重勞作	重勞作
中等勞作	二、四〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、六〇〇	熱量	熱量
比較的重勞作	八〇	八五	八〇	八五	蛋白質	蛋白質
重勞作	二、六五〇	二、八五〇	二、六五〇	二、八五〇	八五	九〇
	一	一	二、九〇〇	三、一〇〇	九〇	一〇〇

勞作別實施例 一日量

副食		主食					品目	熱 蛋白質	期別	勞作別					
調味類		海 藻 類 、 菌 草 類	(含ム) 野 菜 類 、 漬 物 類		豆 類	肉 類					穀 類				
酢	食 鹽		砂 糖	醬 油			味 噌	其 他	芋 類	獸 鳥 肉 類		生 鮮 魚 介 類	麥 類 雜 穀 類	法 定 精 米	
三	一〇	一〇	二五	五〇	五	三二〇	一六〇	三〇	九〇	八〇	三二〇 グラム	七〇 グラム	二、〇〇〇	前期	輕勞作
三	一〇	一〇	二五	五〇	五	三四〇	一六〇	三〇	一〇〇	九〇	三八〇	八〇	二、二〇〇	後期	勞作
三	一〇	一〇	二五	五〇	五	三五〇	二〇〇	三〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	八〇	二、四〇〇	前期	中等勞作
三	一〇	一〇	三〇	五〇	一〇	三八〇	二〇〇	三〇	一〇〇	一〇五	四二〇	八五	二、六〇〇	後期	勞作
四	一〇	一〇	三〇	五〇	一〇	三八〇	二〇〇	三〇	一〇〇	一一〇	四三〇	八五	二、六五〇	前期	比較的重勞作
四	一〇	一〇	三〇	六〇	一〇	四〇〇	二〇〇	三〇	一〇〇	一二〇	四八〇	九〇	二、八五〇	後期	勞作
四	一五	一〇	三〇	六〇	一〇	四二〇	二二〇	三〇	一〇〇	一二〇	四九〇	九〇	二、九〇〇	前期	重勞作
四	一五	一〇	三〇	六〇	一〇	四四〇	二四〇	三〇	一一〇	一三〇	五三〇	一〇〇	三、一〇〇	後期	勞作

嗜好品	茶 油	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----

三、老年期

營養要求量

老年期	年齡別	勞作別	男		女	
			熱量	蛋白質	熱量	蛋白質
輕勞作	中等勞作	輕勞作	一、七〇〇 カロリ	四五 グラム	一、四〇〇 カロリ	四〇 グラム
			中等勞作	二、一〇〇	五五	一、八〇〇

勞作別實施例 一日量

品目	勞作別	輕勞作		中等勞作	
		熱量	蛋白質	熱量	蛋白質
主食類	法定精米麥類雜穀類	三八〇 グラム	三〇	三九〇 グラム	三〇

備考

- 1、十二歳までは男女同率にして十三歳以上は女子は男子の八〇パーセントとする。
- 2、場合に依つては次の代替表（参考、第一表）に従つて
- イ、主食穀類の一部は芋類をもつて
- ロ、生鮮魚介獣鳥肉類を鹽干魚、卵、牛乳、豆類及び其の製品をもつて

副食										
食										
嗜好品	調味類				海藻類、菌草	野菜類 (漬物ヲ含ム)	豆類	肉類		
茶	油	酢	食	砂	醬	味	其	芋	生鮮魚介獣鳥肉類	
					鹽	糖	油	噌	類	他類
三	四	三	五	一〇	一〇	二〇	四	二四〇	七〇	二〇
										三〇
三	六	三	八	一〇	一五	三〇	五	三〇〇	九〇	三〇
										四〇

ハ、野菜類の一部は果實類をもつて代替することが出来る。

(参考、第一表)

代替表

1、穀類一〇〇グラムに對して

品目	量	品目	量
餅	一三〇 ^{グラム}	甘藷	三〇〇 ^{グラム}
煮糰	二五〇	芋	四〇〇
蕎麥切	一四〇	芋	六〇〇
食パン		里芋	

2、生鮮魚介獸鳥肉類一〇〇グラムに對して

イ、動物性食品

品目	量	品目	量
鹽魚	八〇 ^{グラム}	牛乳	六〇〇 ^{グラム}

(参考、第二表)

勞作別職業分類表

品目	量
大豆、黑豆	六〇 <small>グラム</small>
小豆、豌豆、蠶豆	八〇
落花生、隠元豆	五〇〇
莢豆(生)	三〇〇
豆腐	八〇

品目	量
湯葉	四〇 <small>グラム</small>
揚げ豆	九〇
納豆	一〇〇
おから	五〇〇
麸	八〇

ロ、植物性食品

干鶏	三〇
魚卵	一五〇
(中三個)	
煉粉	二〇〇
乳	八〇

勞作別	業名
輕勞作	商店員、商店主、事務員、書記、製圖工、刺繡編物工、仕立職(和服)、寫真師、賣子、官公吏、神官、僧侶、法務者、文藝術家、無職業者、主婦(女中を置く家庭)
中等勞作	農林水産技術者、鑛工技術者(現場監督)、船舶運轉手(四十トン以上)、醫師、藥劑師、農夫(農閑期)、植木職、時計組立修繕工、硝子加工工(細工工、レンズ工)、ミシン工、植寫工、製本工、紙函製造工、靴製造工、實驗室作業者、電話交換手、看護婦、理髮手、守衛、小使、國民學校教員、辯護士、記者、舞踊家、俳優、二十歳以上の學生、漁夫(閑散期)
比較的重勞作	旋盤工、自動車組立修繕工、窯業技術工、化學技術工、洗濯工、下駄製造工、印刷工、墨工、精米工、醸造工、料理人、左官、塗裝工、交通運輸作業者、船舶運轉手(四十トン未満)、選信集配人、女中、主婦(女中を置かない家庭)、雜役夫、熔接工
重勞作	伐木夫、炭燒夫、金屬製鍊工、金屬壓延伸張工、製鹽作業夫、燒成工、ガラス吹工、瓦製造工、製材工、建具指物工、道路線路工夫、ガス、水道、電氣工夫、機關士(蒸氣機關)、人力車夫、大工
最重勞作	農夫(農繁期)、漁夫(繁忙期)、鐵夫、鍛冶職、石工、仲仕、火夫

(參考、第三表)

安價にして豊富に求められる蛋白質性食品

1、動物性食品

牛豚のこま切、臓物、兎肉、鯨、鯖、鰹、秋刀魚、鱈、鰯、鯉、鹽鮭、干鱈、煮干、烏賊、鰯、干蛤

2、植物性食品

大豆、豆腐、納豆、味噌、黄粉、高野豆腐、湯葉、油揚、小豆、麩
 (参考、第四表)

ビタミン含有主要食品

1、ビタミン A

(一) 動物性食品

牛、豚、鳥、魚の肝臓、鰯、鰻、鯖、バター、卵、鮭鱒の卵、牛乳、山羊乳

(二) 植物性食品

イ、大根葉、かぶ葉、人蔘葉、ちさ、ほうれん草、小松菜、しゅんぎく、三河島菜、人蔘、南瓜、青豌豆、

さや隠元、トマト

ロ、びわ、柑橘類、柿、バナナ、イチゴ、櫻桃、杏

ハ、玉蜀黍(黄)、淺草海苔、青海苔

2、ビタミン B₁

(一) 動物性食品

豚肉及びハム、鶏肉、牛豚鳥の肝臓、魚卵、卵黄

(二) 植物性食品

イ、大豆、小豆、落花生、さゞげ、隠元、そば粉、粟、稗、玄米、玉蜀黍、オートミール、玄大麥、玄小麥、胚芽米、殘存七分搗米、全粒パン（製粉率九四パーセント）、押麥、挽割麥
ロ、青豌豆、枝豆、芋類（馬鈴薯、甘藷、里芋、山芋）、南瓜、ほうれん草、ちさ、人蔘、野菜の糠漬、ク
ルミ、栗、李、バナ、

ハ、（米胚芽、大麥胚芽、米糠は多量に含む）

3、ビタミン B₂

（一）動物性食品

牛、豚、鳥の肝臓及び腎臓、うに、貝類のわた、鳥卵、かき、蛤、淺蜷、しじみ、わかさぎ、秋刀魚、山羊乳、牛乳

（二）植物性食品

イ、ほうれん草、ちさ、キャベツ、甘藷、南瓜、トマト、枝豆、さや隠元、胡瓜、芋類、海藻類、茶
ロ、納豆、粟、玉蜀黍、大豆、味噌

ハ、（米胚芽）

4、ビタミン C

（一）大根葉、パセリ、にら、かぶの葉、小松菜、キャベツ、人蔘の葉、山東菜、アスパラガス、かぶ、

筍、さや隠元、青豌豆、蓮根、生椎茸、牛蒡、トマト、豆もやし、しゆんぎく、すいき、白菜、大根、ねぎ、人蔘、ちさ、馬鈴薯、甘藷

(二) イチゴ、柑橘類、柿、栗、ぎんなん

(三) 茶、わさび、青唐辛子、にんにく

5、ピタミンD

魚の肝臓、魚の乾物、鰯、鯀、鮭、卵黄、バター、干椎茸

(参考、第五表)

無機鹽類含有主要食品

1、磷

イ、動物性食品

丸干鰯、鰯、たみみ鰯、身欠鯨、煮干、雜魚、わかさぎ、ごまめ、白す干、どぜう、ぎんぼ、しらこ、鯨はらいこ

ロ、植物性食品

大豆、挽割麥、そば、豌豆

2、石 灰

イ、動物性食品

たゝみ鯛、ごまめ、わかさぎ、干海老、どぜう、めざし、あまだひ、干魚類

ロ、植物性食品

ひじき、白ごま、昆布、葉菜類

3、鐵

イ、動物性食品

蜆、淺蜆、たゝみ鯛、鰯、身欠鯨、煮干、雜魚、ごまめ、貝類、干魚類、獸肉類、生魚肉類

ロ、植物性食品

青海苔、昆布、大豆、味噌、醬油、葉菜類

第四議題 人口資質強化方策に關する諸問題

(第一日)

1 國土計畫より見たる人口問題の前進

宇原義豐

(日産懇話會常務理事)

2 内地人人口、都市と農村及外地、配分問題に就て

紀本參次郎

都市人口に統制制限を加へ、市に等級制を設け、諸施設の便宜且つ國防等に具へんとする案

現内閣は曩に重要國策として人口問題を採り上げ其の要綱を閣議に於て決定し着々實行に移してゐる。更に最近土木局を國土局に改め其の機構を整備擴充せられたことは、高度國防國家建設を主眼とする當然の歸結である。

人口對策の差向きの目標として二十ヶ年を期し内地人人口を一億に増強し、以て世界の氣勢に備へんとするは肇國

の精神と不動の國策完遂上肝要のことたる説明を要せざることである。

筆者が茲に貧弱なる意見を特に開陳して御研究と御教示を乞はんとするは、現在内地人口七千三百十一萬餘(昭和十五年)は目標の一億に對し、約四分の三は既存し、今後二十ヶ年間に増加する四分の一を内地に於て農村と都市との配分を如何にし又外地に幾何を配分して活潑なる活動をなさしめんとするかは今後に残されたる問題である。唯既存の人口を圈内に放任して自由に増加すれば其の目標の一億に達するのであるが、それは從來の如く自然の成行きに任せ置くべきでは斷じてない。殊に大都市、中都市に於ては相當嚴密なる制限と指導とを加へ、出來得る限りに於て合理性を求むる必要がある。特に農村の人口を如何程迄保留せしむべきや、種々の角度より調査研究を要する點であらう。即ち内地人口を都市に幾何、農村に幾何、而して必要なる外地に如何程を配分して高度國防國家の目的達成上人口と國土計畫の理論と實際の合理化を圖り效果的ならしむるため、調査研究の完きを得んとするが本稿の主旨である。

換言すれば多數の來客を要望して出席數も略ぼ確定したが主人側に於てお座敷の用意が出來てゐるか、お膳や御馳走萬端の準備があるか、例令全部のお客に十分の満足を興へ得ないまでも空腹を感じたり居場所に困ると云ふことは絶對にいけない。大切なお客である。主人側の責任は重いと云ふことを御承知願ひたいのである。言葉では簡單であるが實際問題としては不安なきを得ない。

此處で地籍と人口の關係は

△内地々籍

昭和四年

千六百六十一萬四百六(ヘクター)

昭 和 十 三 年

千七百二十七萬千七百八十()

十ヶ年間増

六十五萬五千三百七十三()

△内地人口

大 正 九 年

五千五百九十六萬三千五十三人

○昭 和 五 年

六千四百四十五萬〇〇〇五人

昭 和 十 年

六千九百二十五萬四千四百四十八人

○昭 和 十 五 年

七千三百一十一萬四千人

十ヶ年間増

八百六十六萬四千人

地籍及人口の増加は最近十ヶ年間は前記の通りであるが、今後二十ヶ年間に於ける二者の關係は如何なる數字を見るや判断し難しとするも、人口關係は一億に達する迄努力せねばならぬ。之れを従來の經驗に徴すれば内地は都市農村共に最早此上多數の人口收容には無理があることは疑ひないと考へる。

筆者は要増加人口を内地都市と農村及外地の必要に應ずるものとして先づ第一に都市人口の整調を考へたい。

一、大都市人口の制限 最近都市人口の集中は極度に發展してゐる。特に大都市に於て然りである。今日の如く無制限に隣接地を合併して地域と人口の増大を致すに從來の如き方法を採ることは甚しく不可なることを痛感する。將來は精確なる調査研究を以て各方面より利害得失を篤と判断して都市の構成を計畫する必要がある。

二、農村(山漁村を含む)の人口は其の地域の廣狹、土質、形勢等の精密なる調査を遂げ一定數の人口を保持増殖

する工夫を要する。農村衰退の復興を圖り漁山村に於ても漁勞の關係調査、山村に於ける殖林開墾等農作物の品質種類等、調査研究等、増産關係に於ても未着手の問題は多々あると考へる。

三、農村生活の安定條件を充足する必要がある。從來の都市集中には幾多の理由がある。將來農村に於ても生活の安定は勿論、時代に相應する文化的施設も十分考慮し農民が祖先傳來の故郷を堅く守り職域奉公に専念せしむるに足る諸條件を提供することを考慮せねばならぬと信ずる。

四、都市に等級制を設け人口配分存置の標準とする。先づ大都市としては在來の東京外五市を特別都市とし、其の人口を左の如く地域と共に制限する。今後隣接町村の合併は不可である。新東京、新大阪等一地區の設定を考慮すべきである。

特 別 市

東 京 八百萬以下
東京、大阪兩市の如きは現在以上に増大せざること。即ち直ちに制限を設くる必要を感じる。

大 阪 五百萬以下
假に上記の如く計算せり。

神 戸 二百萬以下
(出來得れば現在の程度で制限する)

京 都 百五十萬以下
(前同)

計 二千萬人以下

普通市	滿員人口數	市數	人口計
一級市	四十萬以下	二	八十萬
二級市	三十萬以下	八	二百四十萬
三級市	二十萬以下	一五	三百萬
四級市	十五萬以下	三〇	四百五十萬
五級市	十萬以下	五〇	五百萬
六級市	五萬以下	九〇	四百五十萬
合計		二九〇	二千二十萬
農山漁村計		二九六	四千二十萬
殘市			五千九百八十萬

此の農山漁村に一應充當したる五千九百八十萬中より海外に必要な人口を配分するものとす。此兩者適合數こそ十分檢討を加ふる必要あるものと考へる。内地農村の人口過不足問題の重大性と共に、現状に鑑み海外に配分する人口と其配分地先等の調査研究は徹底的に尙一層の慎重を必要と考へるのである。

前掲都市數及人口數は略ぼ現在を基準として之れに二十ヶ年間に増加すべき人口數を割當てたるものに過ぎざれば必ずしも適當ならずと考ふるも、考慮の資料に過ぎない。是亦調査研究の餘地が十分あるのである。敢て是正を乞ふ

次第である。

以上内地都市人口の制限及農村保留人口並に外地に配分を要する適當なる計畫に就て十分調査研究を遂ぐるため、各道府縣に於ける其の管内土地の狀況に依り都市と農村の人口と周囲の關係を比較調査の上、都市及農村に收容し得る人口の適正を圖る爲め、政府に於て道府縣を指導して詳密なる材料に依り道及何々府縣に特別市及普通市の設定及配分人口を指定するものとする。

尙ほ交通機關を始め教育、經濟、文化の諸機關を市の等級に依り一定し各官衙を配屬して統轄に便し、更に各種工場は土地の關係を詳察して特定する等一見の下其の市の狀勢を査知し、生産消耗必需品の配給等更に一朝有事の際に於ける警防國防の設備等一層適切有效確實を期したい。

終りに本問題に關聯を有する教育機關の整備分布に就て一言したい。從來の如く無計畫統制なき増設配置でなく、内地全體を通じて大學區を設け(綜合大學を置く)、例へば北海道、東北、關東、東海、北陸、近畿、中國、四國九州等に分ち綜合大學の下、高等學校、各種専門學校、研究所、講習所等教育機關の計畫化に依り、夫々必要なる施設を地域制に依り各地方に配置し(從來の師團の下旅團あり各種聯隊等ある如くに)、各學生生徒は其地域外に入學することを得ざる大原則を樹立し、特別の事由あるものは文部大臣の許可制として全國的競争を避け、父兄の負擔を軽減し、交通諸機關の混雜を省く上に人材を全國に分布平均し、全國的の平等發達を圖るを得策なりと確信する。此のことは延いて府縣の上に道廳等設置論に及ぶのであるが之れは省略する。賢明なる諸君の御推察を乞ふ所以である。

參照 (一)

國名	人口密度 (一方籽ニ付)	調査年次	國名	人口密度 (一方籽ニ付)	調査年次
日本(内地)	一九〇	昭和十四年	フランス	七六	昭和十三年
アメリカ合衆國	一七	同 十三年	中華民國	四三	同 十一年
ドイツ	一三五	同 十四年	ソヴェエト聯邦	八	同 十四年
イギリス	一九五	同 十三年			

備考 ドイツはオーストリア及ザール地方を含む。他の諸國は省略する。

參照 (二)

一戸當耕地面積

國名	一戸當耕地面積	國名	一戸當耕地面積
アメリカ合衆國	約 三十二町歩	英 本 國	九町歩
デンマーク	十六町歩	ド イ ツ	四町三反歩

參照 (三)

日本（内地）農家一戸當耕地面積（昭和六年農事統計）

地方別	耕地面積	地方別	耕地面積	地方別	耕地面積
全 國	一・〇六 ^町	北 陸	一・〇七 ^町	中 國	〇・七四 ^町
東 海	四・五四	東 山	〇・七六	四 國	〇・六九
東 北	一・四二	東 海	〇・八三	九 州	〇・九三
關 東	一・〇八	近 畿	〇・七三	沖 繩	〇・六五

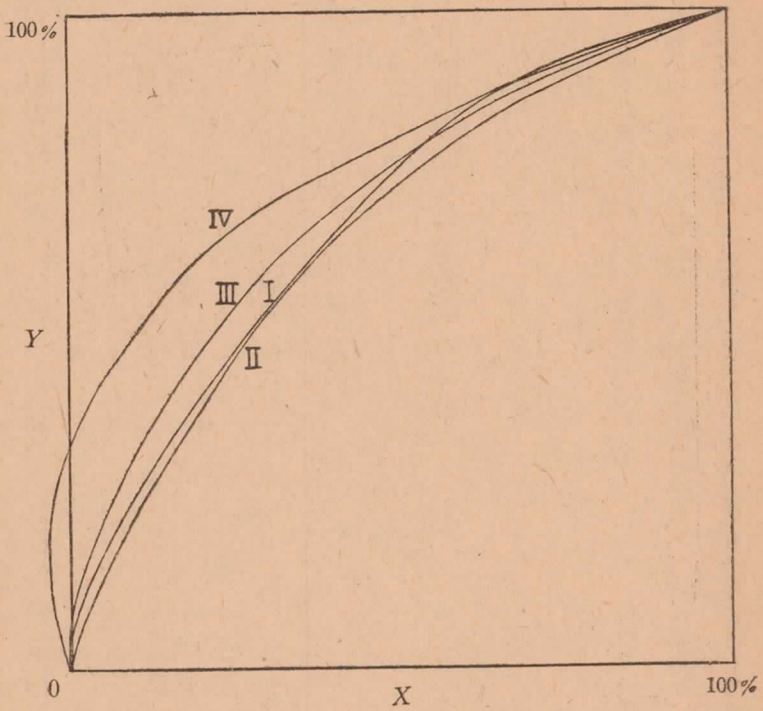
備考 紙數の都合上必要なるものも省略する。

3 府縣別現住人口増加率の分布

米 澤 治 文

（東北帝大經濟學部助教授）

我が國の人口増加が非常に著しいことは周知であるが、其の増加人口を一度び地方別に觀察すると、國全體の人口増大は必ずしも凡ゆる地方の人口の増加に基いてゐるのでないことが明らかとなる。例へば府縣別に觀察を進めて見ると、昭和十五年の國勢調査結果によれば、前回の昭和十年に比して人口が却つて減少してゐる府縣の數が十



不平等係數

I 大正9年~大正14年	0.38
II 大正14年~昭和5年	0.34
III 昭和5年~昭和10年	0.43
IV 昭和10年~昭和15年	0.58

四にも達してゐる。之は勿論之等府縣の人口増殖が停滯又は減退したのではなく、之等の地域からの移出往住が甚しく、その來住乃至自然増加を超えるに至つたものと解さるべきであるが、それにしても府縣といふ様な比較的廣い地域單位に於ける人口量が絶對的にも減少したといふのは餘程大きな原因が作用してゐると考へざるを得ない。

かくして日本内地人口なる全體集團は相當の膨張を示してゐても、其の内部即ち部分集團に立入つて觀察すると、その膨張率は決して一樣でなく、中には却つて縮少を示してゐるものすら存在するのである。即ち國勢調査結果により、五ヶ年毎の府縣別の現住人口増加率を吟味すれば、その數値は府縣によつて甚だしく相違してゐる。其處で此の差異が全體として幾何の程度であるかを驗するについて、普通所得の分配等の研究に用ひられるローレンズ曲線から暗示を得て、一つの方法を案出したのでそれを紹介する。

- 1、今基年度の全國各府縣の人口數をば全國に對する百分比で表はし、之を r とし、次に被觀察期間に於ける各府縣の人口増加（或ひは減少）數を同一期間に於ける全國の増加數に對する百分比を以て表はし、之を y とする。
- 2、夫々の府縣について r 、 y を計算する。
- 3、 r 、 y の値がマイナス小→マイナス大→プラス大→プラス小の順になる様に、各府縣の順に並べ替へる。
- 4、此處に定められた順に従つて、 r 及 y を夫々累加して行き、順次の累加値を夫々 Y 及 X とする。
- 5、直角坐標の縦軸に Y 、横軸に X をとり、其の座標點 (X, Y) を次々に連結する。

然る時若し全國各府縣の人口増加率が悉く相等しいならば、四十五度の傾きを有つ直線が現はれる理であるが、實

際は其の分布は不均等であるから、其處には彎曲した曲線形が生じて來る。此の曲線が四十五度の直線から乖離する合度によつて、府縣別人口増加率の分布の様相が判明する。

第一回國勢調査以降の各五年間の府縣別人口増加率の分布を斯様にして圖示すれば前表の如くであり、此處には特に最近の五年間の不健康な態様が明瞭に現はれて居る。人口の適正なる地域分布の確立のため適當な方策が一日も早く實現されるのを望んで熄まない。

4 人口の所得階層別構成

早 川 三 代 治

所得の分布状態を知るためには所得統計から逸脱してゐる免税點以下の所得分布状態を知らばならぬ。然らずして免税點以上のみの所得分布状態について考察すれば全國戸數の九十一パーセント餘に及ぶ免税點以下の所得階層戸數を除外することとなり、従つて全國所得分布状態を云々することは無意義となる。かくて所得分布状態の研究の第一歩として免税點以下所得の分布状態を推算しなければならぬ。次に、人口の研究は人口の年齢別、性別、或は職業別等の種々の構成について考察されるが、人口の經濟乃至社會的關聯について考察するとき、人口の所得階層別構成が重要とならざるを得ぬ。かくて、人口の所得階層別分布状態が知られねばならぬ。予はこの目的のために、プレート

の所得の累積度數分布曲線を基礎とし、且つ是れに若干の補足を加へて、免稅點以下の所得分布状態を推算し、以つて所得の全分布形態を求め、更に、各所得階層中に包含されてゐる人口數及び是れに對應する所得金額を推定した。其の一例として昭和十三年度の數字を次表によつて示す。但し紙幅の都合にて免稅點以上を省略する。

所得階層別戸數	包含人口(註)	所得金額
一四一、〇八五戸	七三〇、九〇一人	七〇五、四二五円
三〇〇、〇〇〇	一、五五四、一七〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	五、一八〇、五六六	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
一、五〇〇、〇〇〇	七、七七〇、八四八	三七五、〇〇〇、〇〇〇
四、〇〇〇、〇〇〇	二〇、七二二、二六一	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
二、五〇〇、〇〇〇	一二、九五二、四一三	一、一二五、〇〇〇、〇〇〇
一、三〇〇、〇〇〇	六、七三四、七三五	七一五、〇〇〇、〇〇〇
九〇〇、〇〇〇	四、六六二、五〇九	五八五、〇〇〇、〇〇〇
七〇〇	二、五九〇、二八三	三七五、〇〇〇、〇〇〇
八〇〇	二、〇七二、二二七	三四〇、〇〇〇、〇〇〇
九〇〇	一、〇九〇、〇五九	一九九、八九二、三五〇
免稅點以下計	六六、〇五九、九七二	五、二八〇、五九七、七七五

免稅點以上計	一、一八九、五八七	六、一六二、七四二	三、七二五、七八八、七九四
總計	一三、九四一、〇八五	七二、二二二、七一四	九、〇〇六、三八六、五六九
總計に對する免稅點以下の割合	九一・四六%	九一・四六%	五八・八三%
免稅點以上の割合	八・五四	八・五四	四一・一七

斯くて、一戸當平均所得額は六四六圓、一人當平均所得は一二二五圓となる。

(註1) 包含人口と呼びたる人口は當該所得階層中に包含される人口數の意味であつて、納稅人員或は所得人員ではない。全國一戸當平均人員五一、八〇五、六五二人に各階層戸數を乗じて算出した。この合計に更に免稅點以上の所得階層の包含人口合計を加へると總計七二、二二二、七一四人となる。然るに昭和十三年末現在の推計人口數は七二、二二二、七〇〇人であり、殆んど一致する。

(註2) 此の數字は主稅局統計年報書中の第三種所得金額を採つた。別に、各所得階層の中央値をとり、それに各戸數を乗じて合計しても是れに近い數値三、八六九、三五一、七四三圓が得られる。後者の數値をとれば統計額は九、一四九、九四九、五一八圓となり、一戸當所得に於て十圓を増加して六五六圓となる。何れにしても大差がない。

5 戰爭經濟と人口政策

高橋次郎

(小樽高等商學校教授)

戦争遂行には三Mが必要だと云はれる。こゝに、人、金カネ及び物が問題となる。

戦争に必要な貨幣調達のためには、租税、公債及び通貨創出が問題となるが、通貨創出も公債を通して行はれる様になつて居る現代に於いては、結局、増税と公債發行の限度が顧みられねばならない。此の貨幣的側面に於ける限界はインフレに對する恐怖、銀行資金の供給制限及び公債市場に依存する。大國にあつては、此の方面の心配は尠ない。従つて、政府支出の眞實の重荷は生産力の方面に横はる。即ち『實物資本』（人と資源）が問題の前面にあらはれる。これによつて、生産指數は上昇したり下降したりする。此の生産指數はその國の戦争經濟の運命曲線と呼ぶ事が出来る。

資源は、貯藏、節約、代用及び輸入によつて補充する政策がとられる。

勞働力は、應召者の産業界からの脱落によつて減少を來すが故に、その補充を行はなければならぬ。それがためには、次の諸方策がとられる。

- (1) 勞働力増加及び再編成（退職者の再役、老人及び少年、有閑者、廢兵及び捕慮の就勞、中小企業からの轉職者）。
- (2) 勞働稀釋（熟練工に代るに婦人又は不熟練工を以つてする）。
- (3) 作業強化（勞働時間の延長）。

斯様にして、小さい生産手段と勞働力とを以つて大なる商品量を生産しなければならぬ事になる。そこで、戦争の重心は銃後に移る。銃後の經濟問題は、軍需と民需との矛盾に表現される。この兩者を適正に按配する事は戦争經

濟の任務である。而して、貨幣的操作は之を指導する役割をつとめる。

若しも、労働力と生産手段とが不足を來す事によつて縮少再生産が行はれる様になると、運命曲線の下向を束さざるを得ない。此の縮少再生産への傾向を克服する方策は、第一に人口政策であり、第二に資源政策、従つて又貿易政策であると云ふ事になる。

6 最近の農村人口の交流現象に就て

野 尻 重 雄

(東京高師教授)

都市労働力の源泉としての農村人口には最近大なる都市移動の主流が提起せられつゝある。斯かる移動人口の主たる流れの發生するところ其處に發生する人口空隙を恰も補償するが如き人口の逆流現象が起ることは、既にラベンスタイン(Ravenstein)に依つて指摘せられてゐるところである。然らば最近の我農村に於て斯かる現象が如何なる形に於て提起せられ、主流逆流の人口交流は如何なる様相と性格を占むるものであるかに就て、筆者の試みた選擇農村各戸移動聴取調査の結果に就て見やう。それに依れば大體次の如き傾向が示される。

(一) 移動の主流に對する逆流現象を量的に見れば、恰も十人の職業的移動人口の主張に對して同じ農村の同じ期間に於て一人の歸村人口が見られ、他に一人の入村人口が起つてゐる。

(二) 最近の歸村人口は質的には「病廢失業人口」の外に「農家の勞働不足の爲めに呼戻される人口」の二群に依つて構成せられてゐる。

(三) 入村人口も質的に「食客的寄生蟲的人口」と「農業勞働者人口」の二群に依つてなつてゐる。

斯かる農村人口交流現象を農家階層との關係に於て眺めると、上層農家程移動主流人口を小ならしめて、勞力不足の爲めの歸村人口を大ならしめ、且農業勞働者の入村人口を多からしめてゐる。之に對して下層農家程より多く移動主流人口を流出せしめつゝ病廢失業人口の歸村と食客的寄生蟲的人口の入村をより大ならしめてゐる。

此處に都市勞働力の源泉としての農村人口の最近に於ける移動交流現象の一斑が推知せられる。

7 山村に於ける人口移動

山 口 彌 一 郎

(東北地方經濟地理學會)

日本に於て最も廣い面積を占める山地は、古くより極く少數の山村民に因つて維持されて來た。山村に於ては其の土地で生活し得る戸數・人口は意識され、増加に制限を加へてゐたものが多い。

これは封建時代に於ては主として、食糧を産する耕地面積に相關してゐたが、林野開發・耕地開墾が進むと、この人口制限は開放され、自然人口の増加、時に異常な刺戟に因る人口移入を誘導した。

此等の一部は婿養子、共有林分配權獲得、開墾等により定着し、人口過飽和を來し、入移民の一部は再移出、古い居住者も破産・廢家・出稼・移民・職業變化等により村を去る。

移入地域は山村の核心地域か、周縁地域で、核心地域には山村より収益を搾取する人々、周縁地域には農・林業の開墾による食糧の生産者が入る。移出地域は此等の中間なる最も堅實なる地域である。

山村文化は核心地域へ移入する人々により齎らされる事が多いが、古い山村生活を攪亂する恐れがある。周縁地域は凶作に襲はれ易く、嘗ては焼畑、切替畑等により開墾した跡や、古屋敷跡と言ふのが残り、現在の村は多くは舊位置より下つてゐる。

北上山地北部は高原の谷が若く、荒んでをり、水の滲透が激しく、ザル田で稻の生育に適する水温維持が困難である爲めに米作が充分行はれてゐない。この谷を登ると高原地があるが、気温は必ずしも不足しないから畑作開墾は可能である。

山村民は凶作等の自然的訓練を経て根強く共同して居着いたのであり、此等が新な移入開墾者により置換へられる事には細心の注意を拂はねばならぬ。

8 德島縣四國山地に於ける勞働力の移動

小 畑 昊

(德島縣師範學校教諭)

昭和十五年國勢調査によれば、德島縣は最近五ヶ年間に著しい減少率を示した。市町村別に増減地域を調査すれば、(1)青野川沿岸 (2)海部海岸 (3)澤谷・上山地域に急激な減少を示し、(4)德島市近郊農村 (5)那賀川三角洲西縁山林地域 (6)劍山山地等に急激な増加を示してゐる。

この人口増減地域を昭和十年に於ける最近五ヶ年間の増減地域に比すれば、一般に人口減少地域は人口稠密帯に著しく、而して稠密帯稀薄な地域共に擴散の傾向にあり、増加地域は反對に求心的に凝集化を辿つてゐる。茲では(6)の劍山山地を中心とする地域の實情の二、三について御報告する次第である。

9 人口増強具體策としての農村工業

増 田 作 太 郎

(農村工業協會)

1、社會的害悪は、國民をして土から遊離せしめることに、胚胎することが多い
2、「國民を土に定着せしめる」ことの必要
二、人口増強と農村

1、國民を土に定着せしめる代表的形態は「農村」である。農村維持の必要
2、良質人口の源泉としての農村

イ、既往に於ける農村の功績

ロ、最近に於ける反對の傾向

躰位の低下、結核の増加

ハ、産業革命と農民の躰位

ニ、時局産業と農村青年

ホ、次の世代に對する影響

ヘ、農村に對する厚生的對策の必要

三、人口増強と工業

1、從來の工業は國民をして土から遊離せしめた

2、如何にして工業人を土に定着せしむべきか

3、工場 農園

4、工業の地方分散

5、工業分散と農村破壊

6、國土計畫上の重要問題

四、農村工業

1、農村工業の概念

イ、經營 主 軸

ロ、經營上の指導精神

ハ、勞 力

2、農村工業の實際（主として農村機械工業）

イ、經營 形 態

ロ、農村經濟に與ふる影響

ハ、農村勞力との關係

ニ、勞働力の維持

ホ、工業より見たる農村工業

3、農村工業の將來

イ、現在の工業政策との關係

ロ、農村工業の一變形

五、結 言

10 農業人口の資質強化方策に於ける計畫地域單位の設定に就て

小 田 内 通 敏

(滿洲帝國總務廳)

身土不二の思想的根據に立ち、鄉村の自然的環境と社會的環境とが、農業人口の育成と不可分の關係にあることを認め、それらの諸關係を鄉村の生産並に生活と人口との比較考察に求め、それらの相關々係を明かにした實驗から、それらの資質の強化を施行するが爲に、その實驗區として、適正なる計畫地域單位を設定し、各實驗區に於ける環境と人口資源との關聯を究明し、これに即應したる方策を講ずべきでありとするのが本研究の目標である。

一つの行政村の中に含まれて居る諸部落を、それらの社會的結合關係を基準として再編成し、これを單位として、生産・生活・人口等の諸統計を新に作成して比較考察するに、純農村型を保持して居る鄉村の生産並に生活の形態と人口資質との相關々係は當然の現象として現はるゝのが常であるが、間々之に反するものあるは、鄉村社會の特異性、

經濟層の高低及び鄉村形態の變異等に因るものなることを明かにした。

故にかゝる實驗から全國の農業人口の資質強化方策の重要な方法として、その鄉村の特異性をもつ地區を、計畫を施行すべき地域單位に選定し、以てこれが方策を樹立すべき必要を認むるのである。

11 人口政策に關聯して干拓地農家家系の考察

——岡山縣兒島郡興除村に於ける家系調査より——

本 岡 武

(京都帝大農學部助手)

本報告は京都帝國大學農學部農林經濟學教室が岡山縣兒島郡興除村に於て行へる農業經營適正規模調査の一翼をなす家系調査の一部を人口政策の視野より報告せんとするものである。

人口政策上の問題として特にこの干拓地農村の農家家系調査を取り上げるの直接的理由は左の二點に要約される。

第一 人口政策確立要綱に示されたる「内地農業人口の一定數の維持」を圖るためには二つの方法即ち農業經營集約度増進と農地造成とが考へられ、更に後者の具體的手段は干拓及び開墾、それを通じての所謂内地植民であつて、今日この點に關する基礎的研究の必要が痛感されてゐる。興除村は幕末より明治時代を通じて行はれた兒島灣干拓が生んだ干拓農村であるが、かような村が如何にして出來上つたか、その形成過程を特に農家家系の問題を通して考察

することは、内地植民に關する一つの基礎的データを提供するものと思ふ。

第二 かように興除村の基本的特質は新しき村であるとの點に見出され、そこには傳統性乏しく營利性著しいとの特徴が認められる。わが國の農村人口或は農業人口を問題とするに當つて、つねに傳統的制約性が考慮されねばならぬ重要な要因であり、この特質があらゆる問題に作用してゐるを見る。しからば逆にかゝる特質を缺く場合の農村人口或は農業人口は如何なる様相をとるであらうか、この様相を具體的に興除村に求めんとするのであり、以てわが國農村人口農業人口の性格を追求するための一資料を提示せんとするに外ならない。かかる研究方法は人口政策の確立實踐のためになんらかの寄與をなすものと思ふ。

家系調査に於て把へ得る問題は多様であるが、ここでは右の如き意味に於て、左の諸點即ち、

- (1) 移住者の移住當時の家族構成、その年齢、並にその出身地分布
- (2) 移住定着後の年數、その間に於ける家系の繼承狀態、世帯主（或は經營主）の交代、經營面積の變化、更に農家子弟の地域別職業別の流出狀態等の諸關係を調査結果より求め、内地植民の一樣相を考察するとともに、この傳統的制約性乏しく營利追求性の著しき新しい村に於ける農家家系の特性を把握せんとするのである。

12 農山村人口の地理的調査

——分村計畫指定、青野原村青根村——

池 田 正 友

(日本拓殖協會文化部員)

村の自然的地理的諸條件である地形、道志川河岸段丘が厚い關東ローム層に被はれた生産面を提供して居り、その耕作は桑畑、普通畑(麥、甘藷)で水田は第二義的である。水は山麓の湧水を利用して段丘面の聚落へ簡易水道により引いて居る。

生産の基礎的條件としての自然、地形、地質、土壤、微氣候を解明し、それを利用し生活する人口、特に現段階に於ける農山村人口は、正面より兵力、生産力の供給地域であり、又農業生産力維持への基礎でなければならない。そして分村と云ふ計畫集團移住の問題が加へられてゐる。

この激しい人口移動に關しての人口政策、國土計畫は實態調査を輕視し、無視してはならない。この村の位置する關東山地、農山村の地域的性格は地圖の示す通りであり、村の人口を昭和四年と十六年とにグラフ化する時移動の型は歴然としてゐる。十五部落別にその構成を調査し、經營關係に於ける現在の勞働配分、經營の包藏する階層別機構との關係を解明して、人口の社會的經濟的組織の土地なる現實の地理的條件に於ける形態を現地蒐集の資料により發

表し、尙農村の生活それ自體、又部落會、各種團體組合等の動向をも報告に加へんとするものである。(本調査資料蒐集は駒澤大學地理研究室農村調査班學生十五名との共同作業である事を特記します)

13 栃木縣下人口資質増強施策の片影

加 地 成 雄

(栃木縣統計課長)

人口政策確立要綱決定後第一年に於ける人口資質増強施策を、栃木縣下國民學校の諸般施設に就き、大要左記各項に分ちて報告し、特に之が地方的異色ある姿相の展示に勗めむとす。

一、精神的鍊成(智育・德育施設)

イ、昭和十六年一月以降新設事項、其の内容及成果

ロ、昭和十六年一月以降強化事項、其の内容及成果

二、肉體的鍊成(體育施設)

イ、昭和十六年一月以降新設事項、其の内容及成果

ロ、昭和十六年一月以降強化事項、其の内容及成果

14 機業地農村の婦人労働について

大 久 保 滿 彦

(社 會 事 業 研 究 所)

埼玉縣秩父機業地の一村につき本年夏當研究所に於て調査を行つたが、そのうち農村婦人労働に關し報告すると共に意見を述べたいと思ふ。

本村は農耕地の狭小のため農家の大部分は飯米購入農家であり、農業所得の不足部分を補ふ兼業として機業に依存してゐる。工産物は村の生産物價額の八六%を占め、その工産物中九八%は絹人絹交織及秩父銘仙等の織物である。村民の經濟全般は殆んど機業に依存するといふも過言でない。

機業従事者の大部分は女子である。村内二十工場勞務者三七四名中女子は通勤八七名内勤二二四名で全體の八三・一%を占める。これらの勞務者の給源は大體自村及びその隣村である。女工の年齢は十八歳乃至二十二歳最も多く、稀には十一、二歳の女子を子守名儀で就勞せしめてゐる。なほ農家副業として足踏機を用ひての賃織は農業、養蠶、家事、育兒の繁忙の中に農家の妻としての任務となつてゐる。

本村女子の大部分は國民學校初等科を終へると直ちに工場に年期奉公し、年期を終れば通勤工となり、二十六、七歳迄工場勤務に従事する。従つて最近の結婚年齢は平均二五―二七歳の晩婚である。而も、零細工場なる故に労働條

件悪しく、かくて發育時代を女工として過し、やがて家庭の人となり母となつたものゝ母胎不健全に由來して、本村の青少年の體位が他町村に比して著しく劣り、なほ乳幼児死亡に高率を示す等の結果を見てゐることは注目すべきものがある。

總じてかゝる過小農家經營と零細機業地の農村婦人の保健及びその次代に及ぼす影響は看過し得ない。特に人口増殖問題と關聯し農村婦人勞働の保護に積極的指導が圖られねばならぬ。

15 關東平野に於ける生活圏の實相

——中 間 報 告——

石 川 榮 耀

(内務省都市計畫東京地方委員會技師)

大東京が國土計畫技術により分散乃至抑制處理を受ける事は殆んど不可避と云つて好いであらう。

問題の一つは、その分散乃至抑制的の處理が大東京に與へる影響であり、他の一つはそれが如何なる形に於て地方に再編せらるゝやである。

此れに對し、自分は再々生活圏構成の形式に於てなされなければならない事を述べ、前回に於てはその規範圖的なものを問ふた。

今回、自分は學術振興會の補助を得たので、現在に於ける關東平野が如何に消費經濟的に東京と關係を有つか、又地方の雄都が、如何なる獨立性を有するかを調査した。

その結果は、ほゞ一般の常識を裏書きした様な事になつたが、二、三興味あるものがないでもない。例へば次の様なものはその一つである。

一、一般雜貨に關する購買圏は可成り地方都市が自給的であり、むしろ餘りに都市相關のなさすぎるのに驚くのである。(甲型)

一、商事通勤等の機能的な働きは、當然東京に依存する、と云ふよりは東京を除いて殆んど成立して居ない。(乙型)
此の場合大東京の延び得る最大圏が七〇—八〇籽位の所にある事を發見する。

一、高級品購入は以上二つの型の間にある。通學も同様である。(丙型)
一、各圏には一定の定長があるらしい。

此等に見るに、關東平野の現状を巧みに導く事により、地方生活圏の獨立が可能であると同時に、現次の行政圏の吟味を必要とする事が解る。

16 大都市人口の地理學的研究

——特に巨大都市人口の浮動性に關する調査結果——

伊 藤 郷 平

(東京府女子師範教諭)

日本國土計畫に於ける最も重要な課題の一はわが六大都市の處理問題である。

大東京市の計畫は直ちに關東地方計畫の内容を規定し、更に日本國土の全體計畫に大いなる影響を及ぼすものであることは既に先學によつて明らかにされてゐる所である。かく國土計畫上の重要因子となる我が國巨大都市の人口構成の眞姿をあらゆる側面から究明し、その本質を把握することは刻下の急務である。

本報告はかゝる意味合から、大東京市の人口性格の一と考へられる浮動性に關して調査票の回答によつて整理したものである。

調査の方法は東京市並に大阪市について國民學校五十校につき、初等科第六學年の兒童三千五百名を通じて、その父兄に所定の調査票所載の項目に記入して貰つたもので、尋問事項は次の如くである。

(イ) 父兄の出身地、父母の職業、現住所

(ロ) 本市へ始めて轉住せし年代及び移住の経路

(ハ) 轉住の原因・動機

(ニ) 最近十ヶ年間に市内又は市外に轉住した回数、場所及びその時子供の通學せし國民學校名

(ホ) 轉住後子供が近所の子供と親しくなるに要した日數又は月數

(ヘ) 親同士が近隣(五、六軒)との近所づきあひがしつくりゆくために要した日數又は月數

(ト) 相當へだてた近隣と顔なじみになるために要した月數又は年數

この回答に基いて各項目別、地區別に整理したのである。

その結果は、口述の際に譲るも特にその極端なものを記すと、國民學校六ヶ年在學中轉居六回、同數の轉學を餘儀なくされた兒童、又屋敷町に於いて全然近隣の子供との交遊を母親から禁止され、地域的近隣の孤立生活を營む兒童の存在することである。

思ふに、大都市生活に於いて、その住民が土地との結合並に近隣交遊を拒否してゆく結果、遂に都市人口の郷土性、隣保性が排除したものと考へられる。近時之が再建に努力してゐるにも拘らず容易にその實效の擧らざるものあるは蓋しかゝる根本的原因が伏在するからであらう。

18 夜間通學生の時間調査と心身鍊成の方策に就て

赤 倉 武

(明治大學)

調査の目的

本調査に於て對象となしたる學生は明治大學二部（夜間部）専門部學生である。調査要目は身上、生活、時間、收支の四項に亘つてゐるが、此の内時間調査は在來の學生調査で餘り取扱つてゐないものであり、殊に本調査が夜間部學生を對象としてゐるだけに、極めて重要なる意味を有つてゐる。即ち夜間通學者の大部分は、晝間に於て何等かの勞務に従事して居り、勤務終了後急遽登校して五時間乃至六時間の授業を受ける譯であるから、その時間利用の度は極めて集約的である。併しそれ丈に此等學生の心身の負擔となる處は大なるものがあるのであつて、これを調査しその實狀を精にし、以て彼等の生活を合理化することは、非常時日本の重責を双肩に擔ふ青年學徒の健全なる生育の上に必要缺く可からざるものであると信ずる。

調査の結果

調査の結果を見るに、勤務時間は八時間乃至九時間のもの多く、勤務終了後登校には二十分乃至四十分を費すものが多い。之に正味四時間（時間割の上では五時間乃至六時間）の授業時間を加算すれば、十三時間乃至十四時間の勤務並に勉強となる。その間夕食、入浴、休養等に對して特別の考慮が拂はれてゐない。かゝる實狀は夜間通學生の殆んど全部に共通なるものであるから、之に對しては更に充分なる研究と對策とが行はれねばならぬ。

夜間學生の心身鍊成方策に對する意見

一、官廳、會社、工場、商店等は夜間通學生に對しては從來よりも一層の考慮利便を拂はれ度きこと、此點に關し學校側と懇談協議等開催せられたし。

一、學校は適當なる時間に食事時間を定め、二十分乃至三十分を之に割かれたし。

一、夜間通學生は晝間殆んど屋内に執務するものなるが故に、一週數時間は少くとも體鍊の科目を以て之に充てること。夜間學生にして軍事教練を正課として希望するもの相當數あり、文部省は私學の夜間心身鍊成施設に對し充分の援助をせられたし。

一、知育偏重を避け、心身特に意志の強化を計るべく教科を改變すべし、英語等非能率的科目を廢止し、日本並に東亞の認識を深からしむべき教科を以て充實すること。

一、監督官廳は教室の照明に就き、特に嚴重なる注意を喚起せられたし。

19 學校教室に於ける採光照明並びに換氣に關する研究

川 畑 愛 義

(更生省衛生局技師)

光と空氣とは人體の生命保持に對する自然の二大資源であるにもかゝらず、その豊富性の故に却つて此の利用が看過され勝である。自然に存在するこれらの資源は殆んど無限なるも、吾人の利用しうる光と大氣は極めて局限されてゐる。

國民學校教室に於ける晝間に於ける照度分布を實測するに、南面北廊下窓に於て窓面直下は五、〇〇〇ルクス以上四〇、〇〇〇ルクスの如き過度照度なるに反して、北廊下附近は三〇—一〇ルクス以下に落ち、極めて低照度である。

北廊下教室に於ける改善方策は、(一)防遮庇を南窓高の三分の二に施設することにして、即ち直射日光の室内射入を防止するためにその緯度に於ける太陽の高度を以て標準とし、防遮庇の南先端と窓面下臺とを結ぶ線が水平面となす角(即ち入射角)を丁度太陽の最大高度と一致せしめるのである。(二)南窓面の下部ならびに上端の小窓ガラスに擴散、下透明ガラスを用ひ室内配光の均齊をはかる。(三)カーテンを上下の二種とし、必要に應じて下カーテンのみを用ひる。(四)北方位廊下側の隅の暗黒を除去するために十分腰板を低くし、扉の上部をガラス張りとし、又北方位の採光仰角を大ならしめる。

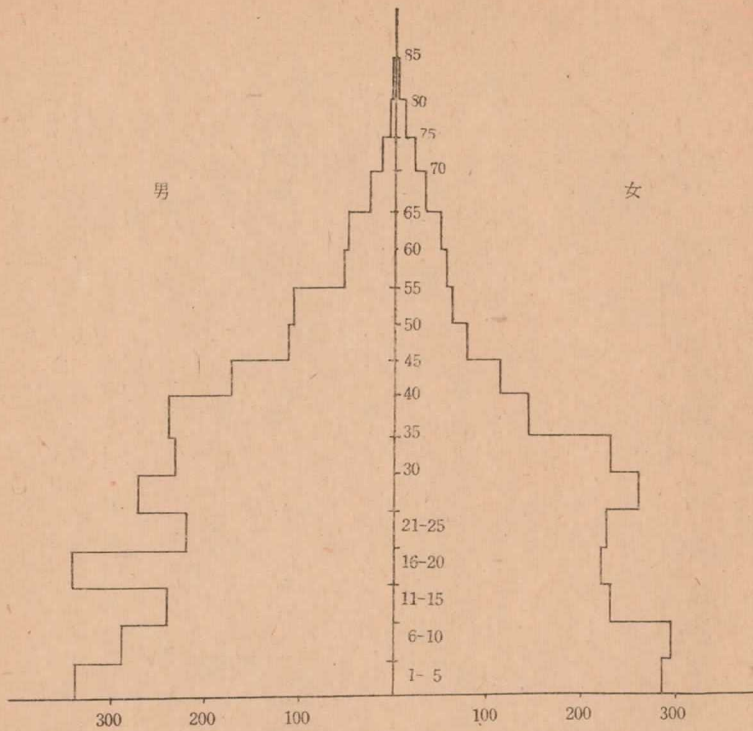
鐵筋コンクリート建、窓は兩開き、室内外の溫度二—三度、在室者兒童五年生四五人、教師一人、外氣は軟風狀態（1.5—3.5m/Sec）、外氣溫C—二度の時窓を密閉せる時の室内炭酸ガス量は授業開始後三〇分間にして〇.一二%にして、四五分間〇.一八%、二時間にして〇.二%、三時間にして〇.三%に達し、M. Pettenkoferの室内炭酸ガス量〇.一%を超過すること遙かに大である。之を改善するに、上窓は常に全開放し、休み時間に一〇分間外側の窓を開くれば略〇.一%内外に止めることが出来る。

20 東京市京橋區月島全成員の精神病學的調査

鱒 崎 轍
 平 塚 俊 亮
 懸 田 克 躬
 三 友 正 之 助
 栗 生 敏 春

(東京帝國大醫研究室)

昭和十五年八月より十二月まで京橋保健館主宰の下に京橋區月島の一部の全成員の内科、小兒科、婦人科、整形外科學的の調査に参加し、余等は精神病學的調査を施行したのである。



- 1、月島は工業型態の地區にして大都市の一部を代表するものと云ひ得る。
- 2、調査地區の人口は男二、七二三八、女二、三五八八、計五、〇八一一人であり、世帯數は一、〇八五にして、一世帯平均四・七八弱である。性別、年齢別人口構成は第一表の如くである。男子に於て徴兵適齡期の人口稍々少いが目立つ。
- 3、一齊調査による現存精神疾患の調査の結果、その數は第二表の如く他の地區に就いての調査より少いが、之は月島が工業型態の地區にして、生存競争が激甚にして疾病者家族の滯留を不可能ならしめるものと考へられる。

因に月島の他科調査に於てもこの現象が認められる。

第二表 現存精神疾患の概況

	實數	粗大經驗百分率	經驗百分率	ワインベルグ單縮法による補正百分率
精神分裂病	七	〇・一四	〇・一八	〇・三二
躁鬱病	一	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇六
癲癇病	四	〇・〇八	〇・一〇	〇・一三
精神薄弱(白痴三、痴愚七)	一〇	〇・二〇	〇・二六	〇・二二
進行麻痺	二	〇・〇四	〇・〇五	〇・一七
腦徵毒	一	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇六
中酒性精神異常	二	〇・〇二	〇・〇三	
精神變質	二	〇・〇四	〇・〇五	
ヒステリ	二	〇・〇四	〇・〇五	
神經質、神經衰弱	一〇	〇・二〇	〇・二六	
腦動脈硬化(内癱呆三、癲癇一)	一〇	〇・二〇	〇・二六	

備考 主なる精神疾患の全人口に對する粗大經驗百分率〇・九八(野村・平塚 二・三五%)

第三表 從來の諸家の調査

調査者	調査地	被調査人員	ワインベルグ単縮法による補正百分率				
			精神分裂病	躁鬱病	癲癇	進行麻痺	全人口に対する全精神病的百分比
ブルツゲル 一九三一年	町	三七、五 ^人	〇・三%	〇・二%	〇・八%	〇・五%	〇・五%
ブルツゲル 一九三三年	村	五、四五	〇・四	〇・四	〇・五	—	〇・九
シトレムグレン 一九三八年	村	九三	〇・四七	—	〇・四	—	一・八〇
内村 外 一九四〇年	村	八、三〇	〇・九	〇・六	〇・〇	〇・三	〇・六
野村、平塚 一九四〇年	村	一、七四	〇・九	〇・三	〇・〇	〇・三	〇・八
脳研 一九四〇年	大都市	五、〇八	〇・三	〇・六	〇・三	〇・七	〇・三
阪大、脳研 一九四一年	村	六、四八	〇・九	〇・一〇	〇・九	〇	〇・七

4、十五歳以下合計一、六七八人の中七四一人につき乳幼児にして痙攣発作を経過せしもの三四人(四・六%)あり、一回のもの大多數にして、且一―五歳間に発作のありしもの大多數である。その主なる原因、誘因と認むべきものは肺炎、感冒、不明高熱、痙攣、胃腸カタル等である。

5、十六歳以上の三、四〇九人のうち一、七七九人に井出氏反應を施行したる所、男一一・一%(八五人)、女一一・二%(一一三人)、男女通算一一・七%(二〇八人)に徵毒反應陽性を認めたのである。(阪大、胸研・山村全成員調査には同じく十六歳以上のもの三、七二七人のうち一、五三二人に井手氏反應を施行し男三一・三%(二三六人)、女三

五・二％(二七四人)、男女通算三三・三％(五一〇人)に梅毒反應陽性を認めた。

21 英・獨・米三國に於ける虛弱兒童に對する擁護教育施設を

顧みて我國の現狀に及ぶ

川 本 宇 之 介

(東京聾啞學校教諭)

成人に對する結核療養所は夙に設立されてあつたが、其の傳染を防止し之による死亡率を減退せしむる爲めには、其の豫防又は早期治療を必要とする。而して其の爲めの施設は學校教育中に之を求めねばならぬ。又虛弱兒童に對する夏期休暇中に於ける海濱又は森林等に於ける、所謂、休暇移住も亦可なり早くより設けられたが、之を通年的に小さくともより長期に亘りて施設することによりて、之を有効にするを得るのは言を俟たない。この兩觀念が合體して森林學級が伯林に設立されたのは一九〇二年であり、其の翌々年には森林學校となつて、一層發展する機運に向つた。

此の種の施設が着目され且つ急速なる發展を見たのは、獨逸に於ける結核撲滅運動が進展して居る間に、其の目的を達する爲めには、獨り成人に於ける治療のみならず、少年期に於ける豫防並に治療に俟たねばならぬことを知り、且つ之を實行に移してからである。此の運動が間もなく多くの歐米諸國に傳播し、此の種の施設が急激に盛大となつたが、就中英米二國に於ては夫々其の特殊の施設と方針により、各種の學級學校の設置を見、適切なる施設の經營とな

つた。

之を旧林に見るに、兒童療養所、開窓學校、林間學校、海濱學校其の他各種の聚落施設がある。恒久的の學園のみにも二十五、七千人を收容し又獨逸全體にては森林學校二十、海濱療養所三十ヶ所に及び、一九一七年に於て兒童結核療養所は八百六十以上を算し、ベットの數は一萬二千に上つたと報告されて居る。こゝを以て彼の國にては二十世紀初頭に於て結核による死亡は、一萬人につき三十人以上であつたが、一九一二年には一五・六人と半減し、一九三四年には更に半減して僅に七・二人といふ低率となつたのは、直接間接に此の運動と此の施設が與つて力があつたことは言ふまでもない。英米二國に於ても矢張り略々同様なる現象を見るのである。たとへば、ニューヨーク市に於ては一九二〇年より結核死亡率が顯著に減少し始め、一九二八年には、一九二〇年に比して五七%も減退したと報告し、其の原因を同市の學校體系中に、結核兒童や之にかゝる惧のある虚弱兒に對する、露天學級、開窓學級乃至戶外學級等の施設經營に努力を拂つた結果であると明言して居る。(一九三〇年開催にかゝる兒童の健康及び保護に關する白堊館會議、教育及び訓練部會報告書)

虚弱兒並に榮養不良兒等に對する給食、沐浴、洗濯等による保護施設も亦之を等閑視することは出来ない。是等に關する世界的に最も優秀なる法規と之に基く施設の存在するのは英國であるが、それは一九〇三年に設置された「身體衰弱聯省調査委員會」の報告書に基いて行はれたものである。こゝには特に之に基いて發布された學校給食法と學校衛生に關する法規について觀察するに、是等の施設は單に狭い教育の埒内のみの觀察と政策に基かないで、國民の健

康増進と體位向上、殊に國民の人的資源の培養に重點を置いて居る。是れ學校給食のみにて一ケ年に約七八百萬圓乃至一千萬圓（平價換算）に昇る巨額を吝まない所以であり、又其の學校衛生に關する報告書中に、學校給食は勿論整形外科と兒童、身體的能率と少年雇傭に關する事項等も含み、附録として一般死亡率及び結核死亡率に關する統計を擧げて居ることによりても、其の趣旨を察知し得るであらう。

翻つて本邦に於ける此の種施設を見るに、休暇移住や聚落等の施設は、明治の末年即ち廿世紀の初頭に於て獨逸の施設等の紹介によりて、開窓又は露天學級乃至戶外學校等の施設の創設を見た。然し其の施設の進展は頗る遅々たるものであつた。其の所以は之を以て單に教育圈内の問題であつて、大なる社會問題乃至國家の人口政策に關する問題として考察し、之を施設する所がなかつたからであると思ふ。

然るに今や我が國は結核撲滅運動に着手し、人的資源培養の施設が各方面に於て講ぜらるゝ機運に際會した。此の實際上の大局の見地より虚弱兒童の擁護施設の發展充實を圖るべき事は極めて緊急且つ重要な國策とすべきであると思ふ。是等の擁護學校又は學級に就いては、從來小學校令や施行規則中には全く顧みられなかつたが、今年發布された國民學校施行規則中には、之を設くることを得といふ規定が漸く加へられた。遅まきながら之は本邦國民教育制度の一大進展と稱すべきである。然し其の施設の經營と發展は、獨り教育圈内の見地のみでなく、前記の如き人的資源の培養といふ國策遂行の觀點に立たねばならぬ。然らざればその急激なる發展充實せる施設を期待することは困難であると思ふ。是れ此の種の施設經營には多額の經費を要するから、自然、力を用ひ難くなる傾向があるが、之を緊

急且つ重要な國策遂行と言ふ見地に立てば、難問を解決することが可能とされ易いからである。

(第 二 日)

1 人口資質の問題と素質配分

大 熊 信 行

(高岡高商教授)

飛行機と戦車の乗員に必要な、技術的・精神的資格は、重要な問題の一つであつて、多數の適格者を得るのは困難とされる。いかなる國においても、人口一千のうちに、一人だけ飛行に適する者があれば上乘であるとされ、戦車の運轉手に適するものは、なほ少いともいふ。

この事實は、國家的・國民的活動の總體における一つの根本問題、すなはち素質配分の問題を示唆する。問題は決して飛行機や戦車の操縦に關する適格性にとどまるのではない。あらゆる技術的・知能的性能のみならず、それより遙に重要な政治的性能における優良素質なるものは、おそらく全人口にたいして極めて微々たる比率のものであらう。

その素質發見と、國家的活動の主要諸部門への素質配分とは、國家的な題目であつて、市場的需給關係が直接作用

するところの、就學選擇における個人的打算の總和にゆだねられるべきことではない。總力科學は、教育問題の範圍においてこの問題をも取扱はなくてはならず——總じて教育問題は、最も高い意味において政治的である。

——小著『政治經濟學の問題』序文第二十三頁より抄す——

2 農村人口の減少と對策

板 井 申 生

(帝國農會)

緒 言

近年我國農村人口は、漸次減少の過程を辿りつゝあるが、農民が國防上産業上其他の人的資源として、重要性を有することは周知であるが、特に現下食糧増殖の場面に於て、最も必要性が認められて居るのである。然るに農村人口の尙過剩を唱へる學者もあるが、不足を憂ふる識者は多くあるのである。現下戰時態勢に直面して、農村人口特に青少年層、勞働の對象となる農民の不足は、否定出來ない實情にある。而し其の不足の狀況は一般的であるが、村々により濃薄あるは免れない狀況である。

今農村人口の減少の現況と、減少の原因、其の對策を大要述べて見たい。

農家減少の狀況

我國の農家戸數は、總戸數に對する割合は、明治時代に六割を占めて居たが、大正時代五割程度に下り、昭和時代四割に落ち、最近では三割臺になつた様である。斯く總戸數は漸次増加するも、農家戸數は昭和七年を最高記録五百六十四萬戸を示し、其後年々減少を告げて居るのである。其の減少する地域は限定せないが、山村僻地の如き交通不便の地とか、農家經濟狀態の良くない村にほど多い様である。

農村人口減少の原因と過程

農村人口の減少は、相對的即農村以外に移住する者と、絶對的即死亡する者とに分れるが、今相對的原因に就き、原因を素因と、誘因とに分けますと、素因として教育の進歩に伴ひ、都市文化生活を憧憬する心理的のものと形而下のものでは耕地問題、農業經營其他のことである。

誘因としては都市集中政策の弊と、其他のことが挙げられるのである。

絶對的では、病氣其他の原因で死亡に因るものである。農村人口の相對的に減少する過程は男女青年を中心とし各種職業人として農村より都市其他へ移住するものと、一方には外地又は外國に移住する減少である。

次に絶對的減少たる死亡に因るものは、農村は元來健康地であつたが、近年都會より種々病氣が侵入することが、

農村人口死亡原因に影響することが多いのである。

農村人口増加及維持策

増加策として、歸農政策を斷行し、次に結婚政策即早期結婚は、青年男女の健康保全と、出産率増加の一舉兩得である。維持策として農地政策の適正、農業經營法の合理化、農業保險制度確立、農村工業及副業の普及、農産物價格の適正、交通や經濟機關の整備、農村教育及移民政策の適正、保健衛生施設の整備、社會制度の確立、中心人物の確保、恩賞制度の確立其他官業政策の統一を期することにある。

結 言

農村人口減少の趨勢は容易に阻止することが出来ぬ。而し或程度に維持するには、増加維持策を考慮する必要がある。

3 農業人口の定有と農業經營適正規模

宮 出 秀 雄

(東洋大學講師)

人口政策確立要綱に「農村が最も優秀な兵力及勞力の供給源たる現狀に鑑み、内地農業人口の一定數の維持を圖ると共に、内地人口の四割は之を農業に確保すること」と規定されてゐる。事變下に於いて、國民必需食糧を確保すると共に、農業及び農家の安定向上を計り、農村人口の定有を策する事は刻下の急務である。從來放任され勝ちであつた我國の零細農經營に於ては勞働の生産性低く、農民生活の安定をも圖り得ない實情と、又農業人口の時局産業への無統制な流出の抑制留保とを考慮し、農業所得を以つて生活の安定を得、且つ農業の生産性高き農業經營適正規模を創出し、之に基いて事變下日本農業の再編成を行ふといふ方向が國策として決定された事も故なしとしない。之は恰もナチス獨逸が、獨逸民族の血統及び給養の源泉として民族國家建設上最も重要な任務を持つ農民層の強化増殖を圖るため、農業經營によつて家族を扶養し得、「遅しき」農民農場たり得べき所謂扶養可能面積を規定し、その世襲農場創設の基準となせる事と照應すべきものであつて、正に事變下に必須な農業政策たるを失はないであらう。適正規模の創出といふ事は、凡そ事變下に再編成を要する中小産業及び生業的經營の總てに云ひ得る。例へば小商業者の整理と適正經營規模の如き之である。然し吾々が茲で特に注意すべきは、農業經營に於ける適正規模の問題が、農家の生

活安定殊に人口の定有、優秀なる兵力勞働力の給源の維持といふ人口政策的意味を多分に包有せる點である。本報告に於ては、勿論生活安定的農業經營適正規模論の諸問題について一應の検討を試みたいと思つてゐる。例へば農業生産力との問題、或は農業經營的私經濟的觀點よりの検討等々が夫れである。然し更に一步進んで、果して農家の生活を安定向上せしめる事が、農業人口の定有を策する事となるか否か、收入別出産力調査は生活程度の高い程農村に於ても出産力の低下を示してゐる。この點人口政策として十分吟味すべき點があると思はれる。故にこれについて人口問題の立場から若干の考察を試みたいと思ふ。

- (一) 事變下の農業問題と適正規模
- (二) 農業生産力の増大と農業經營規模
- (三) 農家の生活安定と適正規模
- (四) 生活安定的適正規模論に於ける諸問題
- (五) 農民の生活程度と人口生産力
- (六) 人口政策より見たる適正規模の諸問題

4 工業地方分散の應急的施策に就て

吉 田 秀 夫

(商工省總務局)

今日國防國家の完成確立の爲めには、工業の再分布を斷行することが急務なることは、最早議論の餘地なきところである。併しながらこれを今日直ちに全面的に實施することに對しては、二つの障害がある。すなはち、

一、國土計畫の策定が未だ行はれてゐないこと

二、戦時下に於いて生産力擴充が急務なる時に工場の大規模移設は行ひ難いこと

併しより惡き既成事實の成立を避ける爲めには、今日即時に應急的に何事かゞ爲さるべきである。かゝる應急的施策として考へられ得るものは恐らく次の三であらう。

一、工場の新設及び増設に對する地域的統制

二、企業の統合整理に際しての地域主義の採用

三、物資の配給に關しての地域主義の採用

5 都市に於ける産業勤勞青少年の資質

——特にその體力鍊成年齡に關する考察——

阿 部 利 雄

(大阪府地方技師)

大都市に於ける産業青少年の體位の低下と不良化の問題は現下の憂慮事であるが、青少年の質的向上策の問題を二つに分け、一は體位の向上と他は精神的素質の向上との觀點より検討する。

第一の體位の向上に關しては職業適格者の選別を嚴格に行ふと共に、不適者に對して一定期間の養護を施す。次に就職青少年の職場内に於ける保護指導と、病弱青少年の職場外に於ける鍊成療養の問題とが存在する。

職業適格者の選別につきては、國民體力法施行年齡を國民學校卒業者を含む細密檢診を實施することを前提とする。不適格者に對し適格者と認めらるるに至る迄の養護訓練は政府に於て之を行ふ事。職場内に於ける保護指導は職場内に體力向上委員を設くること。別に雇傭主を以て體力向上協議會を結成する事。職場内に生じたる虛弱青少年又は結核罹患者等につきては鍊成の場所を二種類に分ち、療養を必要とする者に對しては軽度の作業を施しつゝ治療する如き工場併置の療養所を設くる事により刻下の勞務資源を確保しつゝ他面將來放置する場合、當然産業部門より脱落する勞働量を未然に保護確保する事。

次に無病弱體者、即ち虛弱青少年に對しては鍊成道場を建設する事。然るに虛弱青少年の數は夥だしき數に上る現狀に鑑み、鍊成の年齢を何歳者に置きかへに關し問題が生ずる。昭和十四年以來、大阪府に就職せる青少年工の身體検査の結果に據れば、國民學校高等科卒業者にして直ちに就職せし滿十四歳者が一ケ年を経過したる時に於ける發育狀態は概ね不良にして、特に全國中學生の平均値に比較して身長、體重に於て約三割方、胸圍に於て約四割方の發育減を見る。然るに滿十五歳にして就職せる者が一ケ年後に於ては中學生に比して略同一發育狀態に達する事實より推して、養護の重點は滿十四歳者に置くべきであり、而も彼等の入職時に於ける身體計測の絶對値は中學生に比して優位にあるに不拘、一旦職業生活に導入せらるゝに及んでその發育が顯著に阻害せらるゝ事は一大憂慮事である。此の點に關し既に諸醫家は若年者の職業生活が身體に及ぼす悪影響に關し立證するところである。然るに政府が現に本年實施しつゝある十八歳者の生活訓練及び昨年壯丁豫備検査の結果發見したる十七歳の虛弱青少年の體鍊に關しては、その年齢と數とに於て當局の反省を必要とするものあり、且つ鍊成施設に關しても合理性と計劃性を附與する必要を痛感するものである。壯丁そのものゝ豫備的體鍊といふ觀點よりすれば十七歳、十八歳の年齢層を選ぶは合目的ならむも、國民體位の向上と生産力擴充の觀點よりする鍊成養護といふ廣き意味に於ける觀點からすれば、就職時に於ける滿十四歳十五歳の青少年を對象とすべきである。而も十四歳未滿者にして産業労働に従事する學童は府下に於て年々男子八七・五%、女子九〇・七%の多きを見る。

他方、此等年齢層の就職者が入職後六ヶ月を経過したる時に於けるマントー氏結核反應は、男子に在りては二割、

女子に在りては約一割七分の陽性轉移者を見るに及んで、如何に本年齡層の養護指導の重大なるかを察するに足る。

第二の問題である精神的資質の向上対策としては、

- 1、工場内私立青年學校教育の内容充實と國民學校教職員の私立青年學校への人事交流の問題。
- 2、不良化防止対策としての青年勤勞訓練所の設置とその利用。
- 3、移動の防止策等が擧げられる。

6 勞働力増強と厚生施設擴充方策

三 好 豊 太 郎

(日本勞働科學研究所員)

- 一、勞働力増強の意義
- 二、勞働力増強と勞務者生活内容との關聯
- 三、勞務者生活内容と厚生施設との關聯
- 四、厚生施設現狀の分析
- 五、厚生施設不擴充の原因
- 六、厚生施設擴充の方策

7 經濟的社會的環境の差異より觀たる青少年の體格 並に發育と之が對策

森 末 新

(臨時東京第一陸軍病院
陸軍軍醫少佐)

發育の所謂「縦」の觀察が緊要なることは前回既に述べた。資料は香川(三、六六八名)、宮崎(一、八〇一名)並に愛媛(一、一四一名)の三縣の滿二〇歳の青年男子であるが、各個人毎に夫々の尋常小學六學年並に一學年當時の身體測度を遡つて求めて時系列的に觀察を行つた。

一、生計程度上、中、下の區分より觀たる青少年の體格並に發育に就て。(1)滿二〇歳の身長並に體重は生計程度高き者程著明に大。比體重には相互大差ない。(2)胸圍は寧ろ生計程度の低い者程僅かに大であり、比胸圍は極めて著明な差を以て生計程度の低い者程大である。(3)以上の身體測度の示す傾向は夫々尋六並に尋一當時にも既に明確に見られる。(4)身長並に體重は生計下の者が一段と著明に小である。身體検査の綜合判定に於ても生計下の者は不良であつて社會政策上特に注意を要するものである。(5)眼科、耳鼻科的疾患並に外傷による缺陷又廣く不具癱疾として國家の要望に堪へぬ者は生計程度の低い者程多い。(6)結核性疾患に關しては農業青年は他の一般青年に比し遙かに少いが、前者は生計程度の低い者程、後者は生計程度の高い者に寧ろ多い傾向が窺はれる。(7)國家の要望する検査の合格

率は下の者は常に中の者より不良であるが、文化の波に洗はれた青年群に於ては上の者が寧ろ不良に見られる事實がある。(8)生計程度の高い者程極めて著明に比胸圍が小即ち細長の體型を示すのであるが、このことは國民體型の細長化の原因を暗示するものであり且生計程度の高い者程齧齒が多い事實も見られ其の最大の原因を食餌性アチドージスにありと斷ず。所謂文化的生活には食餌以外にもアチドージス性體質を醸成する條件が青少年の體力を脅威してゐるので、之が對策と教導が緊要である。即ち、生計下の者に對しては最小限の生活(特に食)を保障することが緊要であると同時に、之等の保障せられたる階級の青少年に對しては文化的所産であるアチドージス性體質の浸潤より脱却する如く指導が緊要である。(9)生計上の者であつても香川縣の如き農政經濟的に破産の態勢下にある農業青年に於ては著しく體格が劣弱である。こゝに淘汰による特異例を見るのである。

二、奉公人たる青年の體格並に發育に就て。前項と同一の材料、三年以上奉公せる者を奉公人とし、香川、宮崎兩縣は夫々農業青年と一般青年に分ち、愛媛縣では一般青年のみに就き即ち五箇の青年群に就き、奉公人と奉公人以外の者とを時系列的に比較した。五群共に同一の傾向を示してゐる。(1)身長、體重、胸圍の身體測度並に比率たる比胸圍、比體重共に奉公人は著しく小であり、身體検査の合格率に於ても奉公人は著しく不良である。(2)時系列的には尋一當時には殆ど差なきものが、尋六當時には奉公人たるべき少年には身體測度並に其の比率に於て稍々劣差を示してゐたものが青年時には一段と著明に劣差を示すに到つてゐる。即ち、奉公人たるべき青年は尋六當時にも既に多少共奉公人以外の者に比し劣つた體格を有してゐたことは判るが、奉公生活に入つて以來著しく其の發育が阻害せられて

ぬることを如實に知り得るのである。

奉公人の大部分は都市出稼者である。而してこゝに述べた如き奉公人は全體の國防義務年齢者の二〇—三〇%に及ぶのであつて、國民資質向上の爲極めて注目すべき對照であり、又養護の重點でなければならぬ。

8 資質強化に關し育兒事業に課せらるべき諸問題

古 田 誠 一 郎

(聖ヨハネ學園園長)

9 優生登録の實施に就て

宗 正 雄

(東京帝大農學部教授)

優生結婚を實行せしむるには優生登録を實施する事が先決問題である。吾國人は以前は大體に於て定住して居たので結婚調査は容易であつたが、今日は地方農村たりとも住居の移動は可なり激しく外來者の家系に就ては知る由もない。人情厚敦朴の間は他人の家系の事に就ても問はるゝまゝに知つて居るだけの事は有りのまゝに答へるし、特にどの地方にも所謂物識りたるものが居て近郷何れの家系に就てもあらゆる事を極めてよく知つて居る老人などがあつ

て、どの様にも精密に且正確に家系調査は出来たので優生結婚が實行されて來た。然るに今日の様に複雑になれば左様な他人の家系の事など知つて居る人は居なくなり、殊に結婚調査と知れば悪い事は知つて居ても一切言はぬといふのが常識となり實相を調査する事は不可能となつた。それで國家の手によつて優生登録を行ひ優生結婚の資材を提供してやるべきである。勿論之は公開する譯には行かぬが澤山に設けらるべき結婚相談所の委員にのみ祕密に閲覧せしめる事とし必要に應じて結婚指導の材料となさしむべきである。

農業者は家畜に就ては既に早くから之を實行して非常な成績を擧げて居る。和蘭に於ける乳牛ホルスタイン、フリジアン種の改良は全く其の賜物であつて全酪農家の組合により各畜牛の體格能力等を調査して登録する事にし、之を縮刷單行本として發賣して居るので此の一冊を手にして居れば何時でも全組合員の所有する畜牛に就て血系書を作製する事が出来る様になつた。品評會等に於ける審査でも個體の直接鑑定よりも血系鑑定の方を主に置いて審査する事になり一頭の種牛を購入するのでも必ずその血統書を作り極めて慎重に審査して之を決するといふ様にしたので、今日の如き能力高き優良種に作り上げる事が出来たのである。今日は苟も文明國に於て此の登録制を實施して居ない國はなく牛馬の如き大家畜は元より羊豚鶏鳩等あらゆる家畜に對し之を實施して居る。然るに人間に就てだけは之がなく豚の結婚以下に取り扱はれて居てそれでよいかといふ事になり、アメリカでは非常に識者の注意を惹き遂にカーネギー財團の力によつて優生登録を實行して居る。吾が國では戸籍役場を擴張し特別の係員を配置して記録を行はしめ醫者はその診察した患者に就て指定せられたる主要なる遺傳病に就ては前に報告する義務ある事にすれば實行は必ずしも困難ではないと思ふ。

3 内鮮一體化政策に就て

村 山 道 雄

(企畫院第一部第三課長)

17 國民體格の増進を綜合測定する方法に就て

津 田 侃 二

(醫師)

雨、霰、雪や氷の種々相を、唯一つの水に還元する如く、物價の動きを錢價の百分比に歸一する處に、物價指數絶大の妙味がある。體格指數も又斯くあり度いものである。

大正九年文部省は發育概評決定標準として廿六種の指數を定められたが、憾むらくは數が多過ぎて成果を收むるに至らなかつた。此點マルチンもローレルもピルケーも皆同様、眞の實用には百尺竿頭更に一步を要する。

この新式體格充實計は計算尺の方式を利用し、身長を子尺に、體重を其の三乗比となる様母尺に刻んだ爲、母子尺

接觸の全面がローレル指數の母體となり切つてしまつた。之はローレルの胎藏といへるだらう。

次に昔話しの大象を秤るに、船に積んで船腹の吃水線に標示を付け、此標示の線迄米俵を積み換へて積算したといふ故知を襲ひ、計算尺に前記文部省の男女廿六種（四十種迄納る）の標示を刻み、之で全國廿六種統計の數字を、一字省かず胎藏し得ることになつた。

今本計器の前に立つ被檢者の凡ては、比例上右の標示線を「超へる」か、「及ばぬ」かの二つである。随つて全員を（甲）超（日本）標準體位者（十型）、（乙）不及（日本）標準體位者（一型）に定性的に二大別する。

更に第三の目盛りが働いて、右の「十」と「一」に數字の定量的程度を%で付ける。即ち彼の身長で日本人平均體位の立體相似形なら、六〇疋あるべき處を六疋超へて、實測六十六疋保有すれば十度となり、反對に五十四疋しか無いなら十度と呼ぶことになる。

此の暗算で直感出来る「十」「一」の度數は、身體充實度の問題を、學者、専門家の象牙の塔から、國民大衆關心の中心へ突き出す結果となり、全國の父兄も軍人も産業戰士も、充實指數の高下に一喜一憂することゝならば、本計は實に國民體位向上の一大迫力である。

最後に胸圍指數算出の原則は體重のそれに準ずる指數の價値は兩頭を忌み補助的とする。

× × ×

計器は既に試作を了へて何時でも現品供覽の用意がある。只残念な事は文部省七—十二歳以外は統計の取材が偏倚

し、其上の成年層には統計がない。切に望む國家の力を以て急に國勢調査式（取材の方針次第では實測六十萬人でよいか？乳幼児は別）統計を蒐めて、本計を實用の域に導かれんことを。

(參考附錄)

人口政策確立要綱

第一趣旨

東亞共榮圈ヲ建設シテ其ノ悠久ニシテ健全ナル發展ヲ圖ルハ皇國ノ使命ナリ、之ガ達成ノ爲ニハ人口政策ヲ確立シテ我國人口ノ急激ニシテ且ツ永續的ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的ナル向上トヲ圖ルト共ニ東亞ニ於ケル指導力ヲ確保スル爲其ノ配置ヲ適正ニスルコト特ニ喫緊ノ要務ナリ

第二目標

右ノ趣旨ニ基キ我國ノ人口政策ハ内地人口ニ就キテハ左ノ目標ヲ達成スルコトヲ旨トシ差當リ昭和三十五年總人口一億ヲ目標トス、外地人人口ニ就キテハ別途之ヲ定ム

一、人口ノ永遠ノ發展性ヲ確保スルコト

二、増殖力及資質ニ於テ他國ヲ凌駕スルモノトスルコト

三、高度國防國家ニ於ケル兵力及勞力ノ必要ヲ確保スルコト

四、東亞諸民族ニ對スル指導力ヲ確保スル爲其ノ適正ナル配置ヲナスコト

第三 右ノ目的ヲ達成スル爲採ルベキ方策ハ左ノ精神ヲ確立スルコトヲ旨トシ之ヲ基本トシテ計畫ス

一、永遠ニ發展スベキ民族タルコトヲ自覺スルコト

二、個人ヲ基礎トスル世界觀ヲ排シテ家ト民族トヲ基礎トスル世界觀ノ確立、徹底ヲ圖ルコト

三、東亞共榮圈ノ確立、發展ノ指導者タルノ矜持ト責務トヲ自覺スルコト

四、皇國ノ使命達成ハ内地人人口ノ量的及質的ノ飛躍的發展ヲ基本條件トスルノ認識ヲ徹底スルコト

第四 人口増加ノ方策

人口ノ増加ハ永遠ノ發展ヲ確保スル爲出生ノ増加ヲ基調トスルモノトシ併セテ死亡ノ減少ヲ圖ルモノトス

一、出生増加ノ方策

出生ノ増加ハ今後ノ十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生數平均五兒ニ達スルコト

ヲ目標トシテ計畫ス

之ガ爲採ルベキ方策概ネ左ノ如シ

(イ) 人口増殖ノ基本的前提トシテ不健全ナル思想ノ排除ニ努ムルト共ニ健全ナル家族制度ノ維持強化ヲ圖ルコト

(ロ) 團體又ハ公營ノ機關等ヲシテ積極的ニ結婚ノ紹介、斡旋、指導ヲナサシムルコト

(ハ) 結婚費用ノ徹底的輕減ヲ圖ルト共ニ、婚資貸付制度ヲ創設スルコト

(ニ) 現行學校制度ノ改革ニ就キテハ特ニ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト

(ホ) 高等女學校及女子青年學校等ニ於テハ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ保育及保健ノ知識、技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコトヲ旨トスルコト

(ヘ) 女子ノ被傭者トシテノ就業ニ就キテハ二十歳ヲ超ユル者ノ就業ヲ可成抑制スル方針ヲ採ルト共ニ婚姻ヲ阻害スルガ如キ雇傭及就業條件ヲ緩和又ハ改善セシムル如ク措置スルコト

(ト) 扶養家族多キ者ノ負擔ヲ輕減スルト共ニ獨身者ノ負擔ヲ加重スル等租稅政策ニ就キ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト

(チ) 家族ノ醫療費、教育費其ノ他ノ扶養費ノ負擔輕減ヲ目的トスル家族手當制度ヲ確立スルコト
之ガ爲家族負擔調整金庫制度(假稱)ノ創設等ヲ考慮スルコト

(リ) 多子家族ニ對シ物資ノ優先配給、表彰、其ノ他各種ノ適切ナル優遇ノ方法ヲ講ズルコト

(ヌ) 妊産婦乳幼児等ノ保護ニ關スル制度ヲ樹立シ産院及乳兒院ノ擴充、出産用衛生資材ノ配給確保、其他之ニ必要ナル諸方策ヲ講ズルコト

(ル) 避妊、墮胎等ノ人爲的産兒制限ヲ禁止防遏スルト共ニ、花柳病ノ絶滅ヲ期スルコト

二、死亡減少ノ方策

死亡減少ノ方策ハ當面ノ目標ヲ乳幼児死亡率ノ改善ト結核ノ豫防トニ置キ一般死亡率ヲ現在ニ比シ二十年間ニ概ネ三割五分低下スルコトヲ目標トシテ計畫ス此ノ目的達成ノ爲採ルベキ方策概ネ次ノ如シ

- (イ) 保健所ヲ中心トスル保健指導網ヲ確立スルコト
- (ロ) 乳幼児死亡率低下ノ中心目標ヲ下痢腸炎、肺炎及先天性弱質ニ依ル死亡ノ減少ニ置キ、之ガ爲都市農村ヲ通ジ母性及乳幼児ノ保護指導ヲ目的トスル保健婦ヲ置クト共ニ保育所ノ設置、農村隣保施設ノ擴充、乳幼児必需品ノ確保、育兒知識ノ普及ヲ圖リ併セテ乳幼児死亡低下ノ運動ヲ行フコト
- (ハ) 結核ノ早期發見ニ努メ産業衛生並ニ學校衛生ノ改善、豫防並ニ早期治療ニ關スル指導保護ノ強化、療養施設ノ擴充等ヲナスト共ニ各廳連絡調整ノ機構ヲ整備シテ結核對策ノ確立徹底ヲ期スルコト
- (ニ) 健康保險制度ヲ擴充強化シテ之ヲ全國民ニ及ボスト共ニ醫療給付ノ外豫防ニ必要ナル諸般ノ給付ヲナサシムルコト
- (ホ) 環境衛生施設ノ改善、特ニ庶民住宅ノ改善ヲ圖ルコト
- (ヘ) 過勞ノ防止ヲ圖ル爲國民生活ヲ刷新シテ充分ナル休養ヲ採リ得ル如クスルコト
- (ト) 國民榮養ノ改善ヲ圖ル爲榮養知識ノ普及徹底ヲ圖ルト共ニ榮養食ノ普及、團體給食ノ擴充ヲナスコト
- (チ) 醫育機關並ニ醫療及豫防施設ノ擴充ヲナスト共ニ醫育ヲ刷新シ豫防醫學ノ研究及普及ヲ圖ルコト

第五 資質增強ノ方策

資質ノ增強ヘ國防及勤勞ニ必要ナル精神的及肉體的ノ素質ノ增強ヲ目標トシテ計畫ス

- (イ) 國土計畫ノ遂行ニヨリ人口ノ構成及分布ノ合理化ヲ圖ルコト、特ニ大都市ヲ疎開シ人口ノ分散ヲ圖ルコト

之ガ爲工場、學校等ハ極力之ヲ地方ニ分散セシムル如ク措置スルモノトス

(ロ) 農村ガ最モ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タル現狀ニ鑑ミ、内地農業人口ノ一定數ノ維持ヲ圖ルト共ニ日滿支ヲ通ジ内地人人口ノ四割ハ之ヲ農業ニ確保スル如ク措置スルコト

(ハ) 學校ニ於ケル青少年ノ精神的及肉體の鍊成ヲ圖ルコトヲ目的トシテ、教科ノ刷新ヲ行ヒ訓練ヲ強化シ、教育訓及鍊方法ヲ改革スルト共ニ體育施設ノ擴充ヲナスコト

(ニ) 都市人口激増ノ現狀ニ鑑ミ特ニ都市ニ於ケル青少年ノ心身ノ鍊成ヲ強化シテ之ヲシテ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タラシムルコト

(ホ) 青年男子ノ心身鍛鍊ノ爲一定期間義務的ニ特別ノ團體訓練ヲ受ケシムル制度ヲ創設スルコト

(ヘ) 各種厚生體育施設ヲ大量ニ増加スルト共ニ健全簡素ナル國民生活様式ヲ確立スルコト

(ト) 優生思想ノ普及ヲ圖リ、國民優生法ノ強化徹底ヲ期スルコト

第六 資料ノ整備

一、人口動態及靜態ニ關スル統計ヲ整備改善スルコト

二、國民體力法ノ適用範圍ヲ擴張シ其ノ内容ヲ充實スルト共ニ其ノ他ノ體力及保健ニ關スル資料ヲ整備充實スルコト

第七 機構ノ整備

- 一、人口問題ニ關スル統計、調査、研究ノ機構ヲ整備充實スルコト
- 二、人口政策ノ企畫、促進及實施ノ機構ヲ整備充實スルコト

